

第 3 3 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 22 年 11 月 29 日 開 会
平成 22 年 12 月 9 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 3 3 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（11月29日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	2
○ 開会及び開議の宣告	3
○ 議会運営委員会委員長の報告	3
○ 会議録署名議員の指名	4
○ 会期の決定	4
○ 諸般の報告	5
○ 町長提出議案提案理由の説明	5
○ 議案第 9 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0
○ 議案第 9 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4
○ 議案第 9 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8
○ 発議第 4 号の上程、討論、採決	2 0
○ 請願第 2 号及び陳情第10号の上程、委員会付託	2 1
○ 散会の宣告	2 1

第 2 号（12月 6 日）

○ 議事日程	2 3
○ 本日の会議に付した事件	2 3
○ 出席議員	2 3
○ 欠席議員	2 4
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 4

○職務のため出席した者の職氏名	2 4
○開議の宣告	2 5
○一般質問	2 5
工 藤 幸 子 君	2 5
川 井 健 雄 君	3 1
夏 堀 文 孝 君	3 5
立 花 寛 子 君	4 2
中 村 善 一 君	5 6
河門前 正 彦 君	6 0
○散会の宣告	6 4

第 3 号 (12月7日)

○議事日程	6 5
○本日の会議に付した事件	6 5
○出席議員	6 5
○欠席議員	6 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 6
○職務のため出席した者の職氏名	6 6
○開議の宣告	6 7
○一般質問	6 7
川守田 稔 君	6 7
工 藤 正 孝 君	7 8
根 市 勲 君	8 3
工 藤 久 夫 君	9 0
○散会の宣告	1 0 3

第 4 号 (12月9日)

○議事日程	1 0 5
-------	-------

○ 本日の会議に付した事件	1 0 6
○ 出席議員	1 0 6
○ 欠席議員	1 0 6
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 6
○ 職務のため出席した者の職氏名	1 0 7
○ 開議の宣告	1 0 8
○ 報告第 1 8 号の上程、説明、質疑	1 0 8
○ 議案第 1 0 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○ 議案第 1 0 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○ 議案第 1 0 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○ 議案第 1 0 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○ 議案第 1 0 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○ 議案第 1 0 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○ 議案第 1 0 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○ 議案第 1 0 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○ 議案第 1 0 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
○ 議案第 1 0 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
○ 議案第 1 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 0
○ 議案第 1 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
○ 請願第 2 号から陳情第 1 0 号の委員長報告	1 6 3
○ 請願第 2 号の質疑、討論、採決	1 6 4
○ 陳情第 2 号の質疑、討論、採決	1 6 5
○ 陳情第 6 号の質疑、討論、採決	1 6 6
○ 陳情第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 6 6
○ 常任委員会報告	1 6 7
○ 日程の追加	1 6 7
○ 町長提出議案追加提案理由の説明	1 6 8
○ 議案第 1 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
○ 閉会中の継続審査の件	1 7 4
○ 閉会の宣告	1 7 5

○署名議員	1 7 9
-------------	-------

第33回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年11月29日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第97号 南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第98号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第99号 南部町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 発議第4号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 9 請願第2号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」に関する請願書
- 第 10 陳情第10号 非核三原則の法制化を求める意見書採択についての陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君

17番 佐々木 元 作 君

18番 東 寿 一 君

19番 西 塚 芳 弥 君

欠席議員（ 1 名 ）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	佐々木 博 美 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局次長	田 中 光 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 辺 弘 治	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第33回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

去る11月22日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第33回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が報告1件、条例制定等11件、平成22年度補正予算4件でございます。そのほかの案件といたしましては、請願1件、陳情1件、常任委員会報告がございます。一般質問は11名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

なお、請願書、陳情書につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日11月29日から12月9日までの11日間といたしました。

なお、12月4日、5日は休日のため、11月30日、12月1日、2日、3日及び8日は議案熟考の

ため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において10番、工藤幸子君、11番、馬場又彦君を指名いたします。

会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日11月29日から12月9日までにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は11月29日から12月9日までの11日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました11日間の会期中、12月4日、5日は休日のため、11月30日から12月3日までと12月4日は議案熟考のため休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの7日間は休会とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

なお、監査委員より平成22年度随時監査及び平成22年度定期監査の結果について、報告がありましたので、その写しを併せて配布しております。

町長提出議案提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 今期定例会の上程は町長提出議案15件、報告1件、請願1件、陳情1件、常任委員会報告の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、12月議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の第33回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件であります。専決処分報告1件、平成22年度南部町一般会計補正予算案ほか、条例の一部を改正する条例の制定などの議案15件、合わせて16件でございます。

提出案件の概要をご説明する前に、9月議会以降のこれまでの状況につきましてご報告いたします。

まず、果実や水稻の作柄状況についてであります。稲作につきましては、5月の低温と日照不足の影響により、初期生育が抑制され、穂数は少なかったものの、出穂期後は高温で経過したことによって登熟はおおむね良好に推移し、10月15日現在の作柄指数は、全国と県を、共に上回る105の「やや良」となっております。

しかしながら、10月末時点での等級比率は、一等米が71%と、過去3年の平均86%を15%も下回っていることから、今後、来年度以降の品質向上に向け、関係機関とともに技術指導にあたってまいりたいと思っております。

また、果物につきましては、春の低温や霜により開花が遅れた影響で収量は減少しましたが、桃やナシ、ブドウ等につきましては、猛暑の影響はあったものの、品質も良く安定した価格で取り引きされております。

果物や野菜の収量の減少は、町営市場においても影響を受けたわけではありますが、夏の終わり頃から、特に果物が高値で取り引きされるようになったことにより、11月19日現在、前年比で約2億1,700万円売り上げが伸びている状況でございます。今後は、リンゴの主力であります「ふじ」が出荷のピークを迎えます。春の低温や夏の高温障害によって、サビの発生や奇形品といった影響もあると思われますが、リンゴの取引価格は順調であることから、高品質のものは高値で取り引きされ、町営市場の売上目標であります26億円を達成できると期待しているところであります。

次に、公共下水道についてであります。快適な生活基盤の強化を目指し、平成20年度から着工した南部地区に建設中の浄化センターは現在、機械設備と電気設備について工事中であります。本定例会に、公共下水道条例の制定について提案させていただいておりますが、平成23年4月から、沖田面地区の一部供用を開始する予定であり、供用開始後は、加入率の促進を図りながら、順次、処理区域をふやしてまいりたいと思っております。

次に、東北新幹線全線開通まで、あと5日となりました。町ではこれまでも「とことん青森マックス・イン・原宿表参道」や「青森人の祭典」などを通じて、町の観光PRに努めてきたわけですが、新幹線全線開業前の最後のイベントとしまして「青森・南部町“真”発見ツアー」を、昨日、一昨日と開催いたしました。ふるさと会員を初めとした約80名が、2日間にわたって町の歴史に触れ、リンゴ狩りを体験し、南部りんご市会場を訪れて買い物を楽しむなど、町の魅力を感じ取っていただけたものと思います。

今後も、さらなる交流人口の増加につなげていくため、守りではなく攻めの姿勢で、積極的な誘客事業を、意欲的に展開してまいりたいと思っております。

さて、現在、国におきましては、TPP・環太平洋戦略的経済連携協定への参加の是非や、子ども手当の地方負担などといった、国と地方の信頼関係を揺るがしかねない問題が山積していることは、ご説明するまでもございません。そのような中、町は現在、来年度予算編成の真最中であり、国の平成23年度予算においては、要求額が過去最高となる一方、景気の低迷や雇用情

勢の悪化、消費の低迷等による国税収入の伸び悩みなどから財源不足となっており、各省庁の要求を相当絞らなければ編成できない状況にあることなどから、先行き不透明な状況にございます。

町としまして、景気の低迷による町税等の減収が予想されるため、引き続き厳しい財政運営を覚悟しなければなりません。また、旧合併特例法により適用を受けている合併算定替は、平成28年度から5年間で段階的に縮減されることとなりますが、この普通交付税の減額を見越し、来年度以降の予算は、特別な事業を除き、一般財源で対前年3%減額した予算要求とするよう職員へ求めているところであります。そのため、予算の編成に当たっては、今一度、踏襲的な予算を払拭し、行財政の簡素効率化や歳出の抑制を徹底的に見直し、町民の暮らしに必要なサービスを効率的、効果的に提供できるよう努めてまいりますので、議員各位の一層のご理解、ご支援を切にお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして順にご説明申し上げ、ご審議の参考にお供したいと存じます。

まず、報告第18号、専決処分した事項の報告についてであります。去る7月15日に、町が所有するバスが給油のため町内のガソリンスタンド店に進入した際、バスの一部が接触したことによって給油装置を損壊した事故に関し、相手方と和解が成立したこと、及び損害賠償の額を決定することについて「南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について」第1号に該当することから、平成22年10月15日付で専決処分したものであり、地方自治法の規定により、これを報告させていただくものであります。

次に、議案第97号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに、議案第98号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。青森県人事委員会の勧告に基づき、職員に支給する給与に関し、給料表を改正することと、今年12月以降に支給する期末・勤勉手当の支給割合の引き下げ等の改正を行うもので、これに合わせて、本職、副町長、教育長に支給する期末手当につきましても職員の例に倣い、支給割合の引き下げを行うために条例を改正するものであります。

次に、議案第99号、南部町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。12月4日の東北新幹線全線開業に伴い、新幹線を利用して青森市まで出張することができるよう、条例を改正するものであります。

次に、議案第100号、南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてあります。児童扶養手当法の一部改正に伴い、南部町遺児入学祝金等支給条例の引用条項にず

れが生じたため、引用条項を修正するものであります。

次に、議案第101号、南部町公共下水道条例の制定についてであります。現在、沖田面地区に建設中の浄化センターが、平成23年4月から供用を開始することに伴い、下水道法第25条の規定により、条例を制定するものであります。

次に、議案第102号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。福地公民館垵渡分館を今年度内に解体撤去することから、分館としての機能を停止させるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第103号、土地の取得についてであります。国指定史跡の破壊を防ぎ、史跡地を保存管理していくことを目的に、国史跡である聖寿寺館跡の公有化を図るための用地売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第104号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の任期満了に伴い、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第105号、定住自立圏形成協定の変更についてであります。平成21年9月24日に八戸市との間において締結した定住自立圏形成協定に、新たに連携する5つの取り組みを追加するための一部変更協定の締結について「南部町議会の議決すべき事件を定める条例」の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第106号、八戸地域広域市町村圏事務組合理約の一部変更について、並びに、議案第107号、八戸地域広域市町村圏事務組合の財産の処分についてであります。八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務のうち、特別養護老人ホーム「やくら荘」を民間移譲することに伴い、地方自治法の規定により、規約の一部変更及び財産の処分について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第108号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてであります。予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,590万円を減額し、予算の総額を、それぞれ101億4,021万2,000円とするものであります。

それでは最初に、主な歳出の内容につきまして、ご説明いたします。

まず、2款総務費の総務管理費に、公共施設整備基金積立金として2,420万円、選挙費に、平成23年4月に執行される青森県議会議員一般選挙の今年度中の経費として57万3,000円を追加いたしました。

次に、3款民生費であります。社会福祉費に、町内の福祉施設へ、スプリンクラーや自動火災警報器を設置するための「地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金」として754万4,000円、

介護給付費の増額による介護保険特別会計繰出金として251万3,000円をそれぞれ追加したほか、介護老人保健施設特別会計繰出金197万6,000円を減額し、障害福祉サービス介護給付費等負担割合の法改正に伴い、扶助費を4,240万円、過年度分の返還金として133万3,000円を、それぞれ追加し、4款保健衛生費では、低所得者インフルエンザ予防接種費用軽減事業として委託料に100万3,000円、扶助費に645万9,000円を、それぞれ追加いたしました。

次に、6款農林水産業費についてであります。県事業費の内示額の確定により、おいしい果物産地振興事業補助金を320万8,000円減額したものであります。

次に、8款土木費についてであります。道路橋りょう費では、国の社会資本整備総合交付金配分の額が確定したことによる事業費の減により3,455万8,000円を減額したほか、住宅費では、業務委託料の入札減163万3,000円について、公営住宅建設工事費及び立木等補償費へ予算を組み替えしております。

次に、9款消防費では、デジタル防災行政無線工事等の入札減等により7,395万9,000円を減額いたしました。

次に、10款教育費の教育総務費ですが、A L Tの派遣期間延長に伴う帰国旅費等119万9,000円。また、中学生海外派遣研修費確定により、委託料178万7,000円をそれぞれ減額したほか、名川中学校全国駅伝大会補助事業として199万4,000円を追加しました。また、小学校費では、送迎バス運行業務の入札減等として委託料212万2,000円を減額したほか、準要保護児童生徒数の減少に伴い、小学校費の扶助費115万円、中学校費の扶助費60万円をそれぞれ減額いたしました。

なお、これら歳出に充当する歳入につきましては、主なものといたしまして、地方交付税を8,492万5,000円追加したほか、国庫支出金では、社会福祉費負担金2,119万8,000円、社会福祉費補助金764万9,000円をそれぞれ追加し、社会資本整備総合交付金の交付額確定により、土木費国庫補助金を2,280万円減額いたしました。

県支出金では、社会福祉費負担金1,059万9,000円、保健衛生費補助金559万6,000円を追加したほか、事業費内示額確定により、農業費補助金を200万1,000円減額いたしております。

町債では、発行可能限度額確定による臨時財政対策債1億5,760万円、入札減等に伴う合併特例債7,090万円をそれぞれ減額したほか、今年4月に一部改正された「過疎地域自立促進特別措置法」に伴う過疎地域自立促進特別事業債9,920万円を追加しております。

次に、議案第109号、平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。予算の総額に、歳入歳出それぞれ777万2,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ22億1,922万3,000円とするものであります。

主な補正内容としましては、介護給付費の増額及び介護認定申請者の増員によるものでございます。

次に、議案第110号、平成22年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、予算の総額に変更はございませんが、簡易水道施設工事におきまして、業務委託料と工事請負費について、634万6,000円の予算の組み替えを行うものであります。

次に、議案第111号、平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてありますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ263万7,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ4億1,373万1,000円とするものであります。

主な補正内容としましては、歳入として、諸収入に461万3,000円を追加したほか、歳出では、特殊浴槽などの修繕料として143万1,000円を追加したものでございます。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容でございますが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴う「南部町過疎地域自立促進計画」の県との協議が、議会会期中に整う見込みでありますので、過疎地域自立促進計画についての案件を追加提案させていただき予定でありますことを付け加えさせていただき、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、議案第97号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議案第97号でございます。4ページでございます。

南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めるため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。第1条でございますが、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正でございますが、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正するとございます。

第3条中とあるのは、12月支給分の期末手当を「100分の55」から「100分の45」に0.1カ月分引き下げるといふ条項でございます。

次の第2条に関しましては、この改正率に伴い、6月支給分と12月支給分を調整して改正するものでございます。

第3条につきましては、南部町教育委員会教育長の期末手当を町長、副町長と同様に12月支給分を「100分の55」から「100分の45」0.1カ月分を引き下げるといふものでございます。

第4条につきましては、この改正の率を調整するため6月分と12月分の支給を調整するものでございます。

この条例は、平成22年12月1日から施行するものでございますが、第2条と第4条につきましては、来年、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 数字がたくさん出ておりますので、もう一度お伺いするのですが、
「100分の145」とあるのは「100分の155」を「100分の135」とあるのは「100分の145」とありますが、この「100分の145」から「100分の155」に変更するということは、金額的にはどういう変化があるのですか。今の説明では、町長の提案理由の中に、一般職の皆さんと合わせるといふ説明があったようですが、これはどういうことでしょうか。具体的に、本当に金額が引き下がるのか、引き上がるのか、全体としてどう変化するのか、もう少し詳しくお知らせください。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 「100分の55」を「100分の45」に改めるものでございまして、0.1カ月分引き下がると。上がるものではございません。引き下がるということでございます。額にいたしますと、町長の給与につきましては、1カ月76万3,000円でございますので。

○13番（川守田稔君） すいません。「100分の45」っていうのはどこに書いてあるんですか。どこのページですか。

○総務課長（小萩沢孝一君） 失礼いたしました。第3条中第2項中、つまり3行目でございます。3行目からもう一回ご説明申し上げます。

○13番（川守田稔君） 「100分の145」って書いてあるよね。

○総務課長（小萩沢孝一君） 「100分の145」というのは、これは、最初に「100分の145」ってまずありますが、とあるのは「100分の55」とありますが、この「100分の145」というのは一般職の期末手当を上げているものでございます。一般職員の場合は「100分の145」ですが、町長の場合は「100分の55」ですよ。まずここで決めております。3行目はそうでございますね。「100分の145」とあるのはと。これは、一般職員が「100分の145」でございます。それを、町長の場合は「100分の55」と読みますよというのを謳っているわけでございます。

○13番（川守田稔君） わかりません。意味がわかりません。

○総務課長（小萩沢孝一君） 職員のまず、一般職員の場合は期末手当が今現在「100分の145」でございます。次の条項でご説明申し上げますが、「100分の145」でございます。一般職員の場合は。それを、町長の場合は、ここの条例では「100分の55」というふうに読みますよと。つまり、「100分の55」でございます。現在、町長は。それを、職員の場合は「100分の135」とあるのは「100分の145」つまり、職員の場合は次の条項で「100分の135」に変わります。それが町長の場合は「100分の145」に改めますよと。「100分の155」から「100分の145」に町長の場合は変わると。ちょっとわかりにくいのでございますけども、町長の場合にだけ書けばここは一番いいんですけども、条項がそうになっているものですから、「100分の55」から「100分の145」に改めるものだということで、条例を全部見ていただければわかるんですけども、ここだけ抜き書きし

ているものでございますから、そういうふうなことになります。ですので、0.1カ月分「155から145」に下がるということでございます。ちょっとわかりづらいんですが、ご理解賜りたいと思います。

そういうことも含めまして、もう少しわかりやすい資料等も提供できれば提供していきたいと思っております。

金額に関しましては、町長の1カ月分の給料は76万3,000円でございますので、0.1期末手当が下がりますと、大体、12月支給分で7万6,000円ほど下がるという内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） あの、よくわからないんですよ。「こう変えたらこういうふうな文章になります」というのを出して、そうやって説明して。本来、「条例の改正の説明っていうのはそうしてもらいたいな」とっていつも思うんですけど、特にこの5ページですよ。私は感じたのですが、「100分の45」とって言って一生懸命「100分の45」とっていうのを探したんですけどね。ないですよ。ですから、わからないんですよ。「145」を「45」とって間違えて読んでいるのかなってそんなことを考えたりとかして、非常によくわからないので、できれば、こういうのはこの改正した後の条文を添付するとか、条例に関しては。いつもここをこう改めるとか。できてきたのをこう照らし合わせてやってみて、わかるだろうっていうのがあるんでしょうけれど、さっぱりちんぷんかんぷんなまま審議しているような状況がたまにあるので、そのように変えていただけないでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議会運営委員会の皆様ともご相談を申し上げながら、資料等の作成については、検討してまいりたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、議案第98号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議案第98号、6ページでございます。南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

提案理由として、平成22年10月6日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。第1条につきまして、南部町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項、第3項及び第4項中「100分の145」を「100分の135」に改める。先ほど、町長の分につきましては、「とあるのは」というふうな説明を申し上げましたが、今回の「とある」という前の段階のこれは職員分でございます。で、「100分の145」を「100分の135」。つまり、ここも12月支給分の手当を0.1カ月分引き下げるものでございます。

次に、第20条中とございますが、「、6月に支給する場合においては」を、「100分の70」の

次に「、12月に支給する場合においては100分の65」を加えるというふうにございます。ここは、勤勉手当の額を12月支給分に関しまして、0.05カ月分引き下げるというものでございます。今回は期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.1カ月分と0.05カ月分、合わせて0.15カ月分引き下げるというものでございます。

その下の段の方に、第20条の2第4号中とございますが、ここの分につきましては、「、労働金庫預金、全国職員組合各種共済掛金」を加えとございますが、これは、給料からこういう金額を天引きするという条項を加えるものでございまして、そのほかに、（４）南部町職員組合の組合費。これも、給料から天引きできるように条項を加えるものでございます。

その次に、別表第１とございますが、これは行政職の給料表。期末手当のみならず、給料本俸に関しましても医療職（１）を除きまして、0.1％俸給を引き下げるという内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） この細かい数字を見てもしょうがないと思ってるんですけども、概略を教えてほしいことがありますて質問をしますね。

さっき、一般会計の総額が101億何ぼに減額になったっていうことですけども、一般会計全体に対してこの役場の場合、特別職とか職員を含めてのいわゆる人件費っていうんですか。その総額が、現在何ぼのものが、この改正後は何ぼ下がってトータルこれぐらいの支給額全体が下がりますよとか、あるいは、それに伴っているんなこの掛け金がありますよね。そういうものの負担がどれぐらい数字が変わるのか、その概略をちょっと把握して出してあればお答え願いたい。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 人件費の総額に関しましては、22年度についてはちょっと今頭に入っていないんですけど、21年度分につきましては、一般会計分につきましては、大体、200人おりまして、給与、手当合わせて大体、12億円ぐらいでございます。共済費、組合等も含めると大体、16億ぐらいで16％ぐらいでございます。決算額の占める割合がですね。今回の22年度、

比較には21年度とちょっとならないかもしれませんが、大体、今の補正予算に人件費、給与改定分として大体、1,200万ほどの減額を提出させていただいております。これは、今回の人勤に係る分でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 去年に引き続き、今回も給与の引き下げになるということなのですが、一般職の皆さんは、このことに対してどのように受けとめられておられるのでしょうか。

また、地域経済に与える影響というものはどう考えているのか。お聞きしたいと思います。

坂本正紀君 退席

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 基本的には職員の方からは、人勤どおりに実施してもらいたいというふうな要求といたしますか、そういう話をいただいておりますので、今回は、青森県人事委員会の勧告に基づき実施するという事で、職員からは理解を得られているというふうに思っております。

地域経済に対する影響と申しますと、やはり、基本的には下がるわけでございますので、職員の消費的な感覚というものは、そんなに上がるというわけにはないと思いますが、基本的には民間遵守と申しますか、そういう改定でございますので、それほど影響はないのかなというふうに思っております。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 職員の皆さんは大変厳しいというか、苦しい立場に立たされていると思いますけれども、これからも何か給与の引き下げということが言われておりますが、人事院勧告に対してこれ以上の引き下げは行わないようにっていう声はないのでしょうか。それに反対して、これからもう少し現状維持か、特殊手当などを引き上げようという動きはないのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 先ほども申し上げましたように、基本的に民間遵守ということでございますので、やはり、民間の方々が給与が下がっている状況になれば、人勧もやはり下がると。それを尊重してまいりたいと、今後とも思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

坂本正紀君 着席

○12番（立花寛子君） 議案第98号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

一般職で、昨年の引き下げに続いて平均9万4,000円もの減収を押し付けるものであり、地方公務員など約580万人の労働者に影響し、地域経済を冷え込ませるものです。公務員給与の引き下げは、生活保護費など、公的保障の金額にも影響します。民間労働者の給料をより一層引き下げる悪循環の基になります。これ以上の引き下げは不況を深めさせるだけです。

以上の理由の述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、議案第99号、南部町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議案第99号でございます。21ページでございます。南部町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしまして、平成22年12月4日に東北新幹線が全線開業することに伴い、八戸駅から青森市へ新幹線を利用して旅行することができるようにする等のため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。南部町職員等旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「90キロメートル（ただし、東北本線及び奥羽本線の線路による旅行にあっては、片道50キロメートル）」を「80キロメートル」に改め、同条第3項中「100キロメートル」を「80キロメートル」に改めるというものでございますが、この90キロメートル。今までですと、特急券を使用できるのは八戸、青森間96キロでございました。これを、これまでは90キロメートル以上は特急券が出たわけでございますけども、今回、八戸、新青森間になりますと81.8キロと。東北新幹線は90キロを切るわけでございますので、このままですと新幹線の特急料金が出ないということになりますので、80キロメートルに改めるものでございます。

次の同条第3項中「100キロメートル」を「80キロメートル」に改めるものは、これまで青森まで行くには、特急券の自由席あったわけでございますけども、東北新幹線は基本的に全部指定でございますので、100キロ以上だと前は指定券を出したんですけども、今回は自由席がなくなるものですから、80キロメートル以上では指定席券を発行するというふうに改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 新幹線は青森駅までじゃないですよ。石江まで行っちゃいますよね。石江まで行くと、例えば、職員の方はどこに用事があって行くんでしょうかって言うと、やっぱり県庁だったりって場合を想定してのことなんだと思うんですよ。そうすると、そもそも確かに新幹線乗ったら半分ぐらいになるんですかね。今の時間、1時間以内に着きますよね。ですけど、石江からどうするんですか。バスに乗りますか。タクシーであれしますか。随分と1キロぐらい歩いて県庁あたりまで行けるような距離ではないんですよ。そうすると、そもそも「新幹線に乗って県庁に出張に行きますよ」という必要があるのかどうかっていうところを見解を伺いたいんですが。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 私たちもまず、最初にそういう疑問がございました。今回、新青森間と今の青森駅ですか、その間は在来線の特急が北海道から来る特急が乗り継ぎが全部できると。それは特急券がいらないと。ということで、料金がその部分はいらないということです。新青森から青森までは特急料金がいない特急に乗って行けるということで、新幹線の場合は今のところ6,000ちょっとでございますけども、青い森鉄道の場合は往復で5,180円で、その差額が1,340円でございます。ですので、時間対その費用といいますか、そういうことも考えましてこういう条例を直して、新幹線で行ける場合は行くということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。
-

発議第4号の上程、討論、採決

- 議長(小笠原義弘君) 日程第8、発議第4号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案は、会議規則第39条の規定により、提出者の説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、発議第4号は、提出者の説明、質疑を省略することに決しました。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
-

請願第 2 号及び陳情第10号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） 日程第 9、請願第 2 号及び日程第10、陳情第10号を一括議題といたします。

本日までに受理した請願 1 件及び陳情 1 件は、会議規則第92条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、ご報告いたします。

また、それぞれの常任委員会において継続審査となっておりました陳情を審査するため、総務企画常任委員会と産業建設常任委員会は、本日、本会議終了後、教育民生常任委員会は、12月 7 日、本会議終了後開催いたします。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月 6 日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時54分）

第33回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成22年12月6日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 工 藤 幸 子

- 1．南部町の町内放送について
- 2．青い森鉄道について

7番 川 井 健 雄

- 1．今年の米の作柄と戸別所得補償について
- 2．農道の整備について

2番 夏 堀 文 孝

- 1．自主財源減少について
- 2．住宅用火災警報器設置状況について

12番 立 花 寛 子

- 1．新年度予算案について
- 2．地域経済活性化について
- 3．「国保広域化」の目的に反対していく考えについて

8番 中 村 善 一

- 1．農業の振興について

6番 河門前 正 彦

- 1．小・中学生のいじめについて
- 2．親の子供に対する虐待について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番 工 藤 正 孝 君

2番 夏 堀 文 孝 君

3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君		

欠席議員（ 1 名 ）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	佐々木 博 美 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局次長	田 中 光 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 辺 弘 治	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第33回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭にお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） おはようございます。さきに通告をしておりました2点について町長によろしくお願いいたします。

まず1点目でございますが、南部町の町内放送について。メロディー時刻及び町民へのお知らせ時刻の変更についてであります。

153.15平方キロメートルこの南部の大地の東の空に静かに、ゆっくりと太陽が上るころ、6時の時を告げる「野ばら」の曲がほどよく流れ、終わるとともに周りが急に騒がしくなり、子供の声や仕事に出かける車のエンジンの音、今まで静かだった周りが急ににぎやかになり、外は犬の散歩をする愛らしい娘が見え、健康を気遣いながら走る熟年お父さんの走り去るスニーカーの音

もたくましい後姿、その後を車いっぱい荷を積んだトラックが大きな音をたてて、通り過ぎていった。きょう一日、心身ともに頑張るぞとのようにも見え、何ともすばらしい朝の光景であります。その1日頑張って、あと一息で終わるのだからと、精を出そうと思う時刻に、いえ、きょうの仕事は終わりですよというかのように、4時のメロディーが鳴り始めた後は、一時の気の緩みが出て、周りの空気が乱れるという、つまり夕方メロディーは、5時でよいのではないか。今まで、5時なれで来たのが、作業中の4時は落ち着かないという声であります。お互いの立場があるかとは思いますが、5時統一がわかりやすいのではないかと思います。5時統一にさせていただけるよう町長に要望するものであります。

次に、2点目でございますが、青い森鉄道について。まずは、東北新幹線全線開業、まことにおめでとうございます。東北新幹線のフル運行に伴う青い森鉄道の今後の運行状況とサービスについてであります。

さて、これからの自治体は、人口が少しでも多く増加できればよい。また、良好な居住環境や生活環境事情、生活形成、福祉、教育、文化などさまざまな課題への的確な対応と適切な質の高いサービス提供が今以上、求められるのではないのでしょうか。また、今までのように、地域全体の課題と解決は、次世代のための地域づくりに知恵を出し、汗を流すことが必要であり、そういう時代を迎えていることも確かであります。

さらに、これからの自治体は、みずからの地域の事象や課題だけではなく、隣接自治体周辺と連携協働することも求められますし、自治体相互が情報交換をし、自治体ネットワークの強化につながる大きな課題であると思うのであります。

そこで、とりわけ、一昨日の12月4日、東北新幹線全線開業により、県内至るところで喜びと期待を膨らませております。我が南部町もそれに伴い、町発展の再確認をしなければなりません。今後、ますます過疎と退廃していかないように、すべての事柄を見据え、我が町民住民の安住の地にしなければならないと思います。

しかも、高齢化率30%といってもいいほどになってまいりますと、高齢者の交通手段は電車利用が増加すること疑いないのです。なぜなら、例えば、八戸までのバス利用料が1,000円ぐらいであるのに対し、電車であれば550円で利用できるからであります。今でも駅舎で電車を待っているのは、ほとんどが高齢者だと言われております。ふえていく高齢者のためにも、ダイヤ編成や利用しやすい、安心できる利用配慮が必要ではないのでしょうか。

例えば、青い森鉄道の青森、三戸間は、上り青森発三戸までの乗り換えなしは、朝の7時54分の1本のみ、あとは八戸で乗り換えが15本、しかも乗り換え時間がおおよそ1時間近くから長時

間のものが多く、必要時間帯でないものばかりであります。下りも乗り換え時間が2分程度のものが2本ぐらいで、あとの9本は80分とか、50分など、特に乗り換えなしの青森へは三戸から夕方5時54分など、利用度が余りないような回送車並みのものであります。せっかく青森、三戸の直行列車が運行されると思っていましたが、残念でなりません。

また、サービスにしても、青い森鉄道と同時期に開業した銀河鉄道のサービスは、比べるつもりはありませんが、規模内容が違うにしても、青い森鉄道は、平成21年度決算は3億4,812万8,000円に対して、銀河鉄道はおおよそ5倍の16億7,029万1,000円であり、サービス事業内容も多様な事業を掲げ、努力しているということでもあります。銀河鉄道は、まずは、「地域の人々の声を聞く」を定義とし、例えば安心通院切符の割引、これは1人用、また介護者1人も含めた往復割引乗車券の発行、また、映画鑑賞も一般1,800円を1,000円で、タクシー料金も1割引、食堂ではもっきり、コーヒー、アイス等、1品サービス、レストランや宿泊には10%割引、駅前ではラーメン100円サービス、ブライダルエステ10%オフ、スポーツクラブで交流会場では、参加料金100円割引、そしてまた入浴料も100円割引、また、お得な切符三陸鉄道とバス乗り継ぎでめぐる3日間の自由でお得な周遊バスの旅、駅ビルレストラン利用券、そしてまた、他の鉄道とタイアップの「列車でお出かけ切符」を発行、バスと鉄道が連携した「すごー。」と驚く「すごう。切符」など、企画切符でお得情報を発信、車両の貸切も行っているという。乗客には、誘客割引戦術を展開し、ことし1,000万円の黒字を出していると言っております。

佐々木元作君 着席

青い森鉄道も、開業当初は、駅構内に書店やクリーニング店とか、カメラ店など、思惑があったと思いますが、いまだに言葉のような姿が見えません。ローカル線といえども、せめて列車の仕組みとダイヤの便利さを強調し、東北新幹線全線開業になった今、せめて優しく、安心して利用できる青い森鉄道であってほしいと思います。町長のご所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず 1 点目の町内放送についての時刻変更についてでございますが、合併当時、防災行政無線の時報・定時放送については、3 地区でそれぞれ時刻の違いがありましたが、従来どおりで実施をしておりました。現在の時報・定時放送の時刻は、平成20年11月 1 日から、時報については朝 6 時、昼12時、夕方 6 時、冬期間でございますが夕方 4 時としており、定時放送は朝 6 時50分、昼12時30分、夕方 5 時30分で放送しております。時報の放送始まりについては、福地地区及び南部地区ではメロディーが流れ、名川地区ではチャイムが鳴るという違いはあります。

夕方の時報の時刻でございますが、教育委員会との協議により、夕方暗くなるころで、子供たちの帰宅の目安となる時間となるように、夏の期間は午後 6 時、冬の期間は午後 4 時として時報を放送してございます。

ご指摘のありました時報放送の時刻についての変更でございますが、現在の放送時間帯になってから 2 年ほど経過しております。現在また防災行政無線はデジタル化に向けた工事を実施してございます。今年中に新たなシステムで放送を行える予定でありますので、時報のチャイム等は統一するほか、また、時刻等の変更につきましては、今後さらに関係機関と協議をして検討していきたいと思っております。2 年前のときも冬期間午後 4 時ということも、さまざまな関係機関等とも協議をして決めてございます。大人のサイドを重要視されるのか、また子供たちの帰宅安全、そこを重視するのかと。さまざまな見方からによって、またその時報の最終的な判断というのは変わるわけでございますが、2 年前にもそういう教育委員会等々で協議をして、まずその時刻になったということをご理解をいただきたいと思います。

また、今後、デジタル化にもなりますので、再度また協議をしながら決めてまいりたいと思っております。

それから、2 点目の青い森鉄道でございます。青い森鉄道株式会社においては、本年12月 4 日の新青森駅開業時のダイヤ設定において、安全性の確保を最優先としながら、地域住民の重要な生活路線としての役割を果たすことを第一義として、利用者の状況を踏まえた運転本数とダイヤを設定するとともに、新幹線及び他の線区との一帯的な地域交通ネットワークとしての活用を目指し、接続駅におけるスムーズな乗り継ぎ等への配慮を基本的な考え方としているわけでございます。今後の運行ダイヤについては新聞報道でもご存じかと思いますが、議員からもございました目時、八戸間でございますが、現行の下り19本が18本へと、そして 9 時台の列車が 1 本減り、上りでは17本が16本へと、18時台の列車が 1 本減となっております。6 時台の三戸駅発の八戸駅行きが、三戸駅発 6 時31分、青森駅 8 時14分着、この直通の快速列車としてこれは新たに設定

されたわけでございます。また、通学通勤時間帯である7時台と8時台には、現行どおりＪＲ八戸線の鮫駅までの直通電車が運行されることとなってございます。

また、新幹線との接続でございますが、上りの新幹線はおおむね10分から20分程度で乗り継ぎ可能となっておりますが、下りの新幹線から青い森鉄道への待ち時間が40分から50分となっております。ここについては、我々も今後青い森鉄道の方に、しっかりとこれは要望していかなければならないなと思っております。

そしてまた、サービス内容でございますが、現在、提携施設において定期券を提示すると、本人や同伴者が利用料金の割引や特典などが受けられる「定期券等提示優待」がいわて銀河鉄道、十和田観光電鉄と提携して実施されてございます。南部町のバーデハウスふくち、またチェリウス、福田温泉、古町温泉の4施設を初め、現在87施設での利用も可能となっております。

また、通学定期券でございますが、12月4日の全線開業に伴いまして、ＪＲと同額の料金とするため、目時、八戸駅間では現行よりも約4割安い料金となります。定期券は町内の駅では三戸駅と剣吉駅の窓口で購入することができ、三戸駅ではクレジットカードの利用も可能となっております。ここは当時のＪＲから青い森鉄道に移行するときに、逆に4割アップしたわけでございます。今回は逆にもとのＪＲの料金に戻すということで、我々の地域からすれば、今まで一度上がったのがもとの料金に戻るということになりますので、通学される生徒さんたちについては、大変よいことであると思っております。

また、町内4駅のうち、三戸駅と剣吉駅に「駅舎利活用推進員」が配置されておりまして、地元の農商工団体等と連携しながら、にぎわいのある駅舎づくりを進めることとなっております。青森駅、野辺地駅、八戸駅には、高齢者や障害者の乗降介助や、乗車・観光案内などの業務を行うアテンダントが設置されることになってございます。

このほか青い森鉄道株式会社、また青森県、沿線11の市、町等で構成される「青い森鉄道線利活用推進協議会」では、協議会のホームページを作成し、沿線の観光情報を発信できるようにもすることになってございます。

いずれにしても、12月4日、新幹線全線開業に伴いまして、青い森鉄道も新青森まで開業になったわけでございます。私どもに限らず、恐らく現在の運行時刻とそれぞれの町村からまた要望が出るだろうと思っております。先般も三沢市長さんも今後さまざまな部分で要望していかなければならないという記事が新聞に載っていましたが、まず、今の運行で我々南部町にとってはどこが不便なのか、また、株式会社青い森鉄道の方においてもすべての駅に満足できるということとは恐らく難しいと思いますが、今後、青い森鉄道にしっかりと要望して少しでも利用促進、利便

性が高まるように努めてまいりたいと思っています。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 朝のチャイムじゃなくて、音楽、それから昼の音楽を統一して野ばらということで、すばらしい、いい音楽をおかけになっているなと思って、毎たび拝聴しておりますけれども、それでも夕方の時間をお知らせする音楽が1時間、夏と冬状況はお日様の照りぐあいが違うわけですから、それはわかりますけれども、やはりいつの時期でもまだもう少し5時ごろまでという、80%がほとんど農家といってもいいくらいの農業地帯ですので、特に高齢化していますと、どの農家の方々もそんなに作業をする方が家の中にいるいないということになると、お手伝いさんといいますが、農作業を手伝ってくれる方々を起用してやっているわけですので、お家の方々は時間いっぱいでも日が暮れてもやっているんでしょうけれども、お手伝いをしてくださっている方々に対して、非常に大変だというんですよね。1時間早いことによって、もうそろそろ終わるには終わるんだけど、もう少し頑張ってもらいたいなと、基本的には5時ごろまで手伝ってもらいたいなと思っているという、そういう基本の頭があるようで、大変迷惑だなという話もある団体さんがしていました。

ですから、そのところはもう少し細部にわたって考えを入れてもらって、改善をしてもらって、いろいろと便利なチャイムとか、そういう放送をしているようですけれども、あんまり混乱しているような状況なので、どこのところの部分をお知らせすればいいのか、大人の方がいいのかという先ほど町長さんもおっしゃいましたけれども、そうしたら、音楽か何かで区別をするとか、もう少し研究をしていただいて、教育委員会の方々、教育長さんを初め、そういう方々のご意見ももう少し細部にわたって考えていただいて、どれが一番いいのかも配慮していただきたいなと、このように思っているわけであります。

それから、青い森鉄道も再度今後検討する会議を設けるというお話しでしたので、そのところもだんだんとそれこそ高齢者が利用する時期が到来すると思いますので、2分や3分で、同じホームでもそのくらいの時間帯では乗り換えができないのではないかと。今八戸の駅舎はほとんどエスカレーターとか、エレベーターとか各随所にありますので、それはそれでいいと思いますけれども、そのホームを見分けながら、エレベーターに、エスカレーターに乗って歩くにしても、少し高齢化が進むと時間が必要ではないのかなと、そのように思っておりますし、その辺も再度町長さんも役員さんでいらっしゃるようですので、どうぞその辺は皆さんで頭をすり合わせと言

えば大変失礼な言葉ですけれども、もう少し研究をしていただいて、いい青い森鉄道にして、利用可能な青い森鉄道にしていだきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

7番、川井健雄君の質問を許します。川井健雄君。

（7番 川井健雄君 登壇）

○7番（川井健雄君） おはようございます。私から農業に関して2点お伺いをいたします。

まず1点目の今年の米の作柄と戸別所得補償について伺います。ことしは春先の冷夏の予想から一転猛暑となりまして、農家は連日30度を越す猛暑の中、草刈りや農薬散布など、大変苦労した年でありました。しかし、いざ米を収穫してみると、思ったより収量が少ない。また、品質も余りよくないということで、何か大変だなという感じがしました。また、米余りによる米価の下落というダブルパンチで、大変米農家は困っております。当町の米の作況指数と1等米の比率はどのようになっているのかお伺いします。

また、米価の下落に対して、町として何か支援策は考えているのかどうか、お伺いをいたします。

さて、ことしから始まった米の所得補償制度であります。これは10アール当たり1万5,000円の定額助成と米価の下落分を補てんする変動部分の助成がありますが、いかにせん生産調整に協力した農家が対象となっております。当町の米農家の加入状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目の農道の整備についてであります。農道の維持管理は、昔から道路の利用者、耕作者がお互いに声をかけ合って、草刈りや砂利敷きなどをして管理してきたわけですが、しかし、近年農家の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地がふえ、その維持管理が大変難しくなってきました。また、農業機械の大型化により、走行が大変危険な農道も多数見受けられます。農道の整備の長期的な計画がありましたら、それをお伺いしたいのと。その農道の維持管理について、町としてどう考えているのかお聞きいたします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川井議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、ことしの米の作柄についてでございますけれども、平成22年産米の成育は、議員ご指摘のとおり、5月下旬の低温、また日照不足と、6月から9月までの高温の影響を受けましたが、10月15日現在、東北農政局青森農政事務所発表の作況指数でございますが、南部・下北地方で105となっており、全国の98、また青森県の100を上回る報告となっております。

品質につきましては、八戸農業協同組合における11月現在の等級比率でございますが、地域差はございます。1等米71%、2等米26%、3等米3%という検査状況と伺ってございます。過去の3年の平均と比較しますと、1等米につきましては、15%の減少となっており、カメムシの発生、高温障害、収穫時期が早まったことによる刈りおくれなどが品質低下の要因と伺ってございます。

次に、戸別所得補償モデル対策事業の加入状況についてでございますが、当町の水田経営農業者2,278名のうち、当該事業の加入申請者は402名で、加入率18%となっております。

当該事業はモデル事業として平成22年度にスタートしたわけでございますが、現在、平成22年産米の価格が下落していることから、本格実施される来年度においては、加入申請者が増加するというふうに考えてございます。町の支援についてでございますが、現在、来年度の戸別補償制度等も勘案しながら、町としてどのような支援ができるかということを経営者の方へ向けて検討はしてございます。まだ最終結論には、予算の歳入確保等々も考えていかなければなりませんので、担当課及び財政課の中で検討しているという状況でございます。

農道整備についてでございますが、まず、南部町の農道整備状況でございますが、主要な幹線農道につきましては、これまで県営による広域農道事業や町が事業主体での農免道路整備事業、一般農道整備事業などにより順次整備を行い、南部町管内においては、ほぼ整備完了していると認識してございます。

しかし、直接農地に通じる農道及び里道につきましては、県営事業により継続して整備を行っておりますが、その道路幅員が狭小未改良であるため、農耕車両の通行に時間を要したり、収穫物の荷傷み原因となっている早期整備が望まれる路線等も多数あるわけございまして、これらを解消していくべく、現在実施中の事業完了後においても引き続き整備をしていかなければならないというふうに考えてございます。

ご質問の農道整備長期計画でございますけれども、平成20年度末に、地域住民と専門家で構成する委員とともに、将来の南部町の農村振興施策の基本方針を内容とするおおむね10年後を目標としました「南部町農村振興基本計画」を策定したところでございます。この基本計画の中には、農道整備も農村振興施策としてあり、当町の農道整備長期計画と位置づけているところでございます。

また、この基本計画をもとに、今年度から平成27年度までの6年間の予定で、県営による南部町地区中山間地域総合整備事業によりまして、農道14路線総延長約10キロメートルのほか、集落道や農業用水路などの整備も行う計画でございます。今後も緊急度、重要度、当然、費用対効果というのも町としては考えなければならないわけでございます。私どももいろいろなご意見を伺いながら、しっかりと現場も自分たちの目で見ながら、今後においても予算等も考えながら、整備はしていかなければならないと、こう思っておりますので、今後議員の皆さんからも、また、地元町内の皆さんからもいろいろなご意見を伺って、進めてまいりたいと思っております。農道につきましては、町道もそうなんですけれども、南部町全体においては相当数のキロ数があるものですから、毎年、年次年次少しずつでも整備していくことが大事だと、こう思っております。今後とも我々も農家の方々が安心して農作業ができる、そういう部分はしっかりと受けとめてまいりたいと、そう思っております。

また、再質問等、不足の部分がありましたら、担当課長の方からもまた答弁してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。川井君。

○7番（川井健雄君） 戸別所得補償についてですけれども、加入者が18%というのは余りにも低い数字だなと思うんですが、福地地区、名川地区、南部地区、各地区ごとの加入率等がわかりましたらお願いしたいなと思います。

それと、町として何か支援策はということですが、県の発表によると、米60キロ1俵を生産するために、生産費が人件費を含めて1万4,000円かかっていると。それでことしの米の概算金が9,000円足らずということで、1俵生産するために5,000円の赤字になっています。これは反当9俵とれたといたしましても、反当10アール当たり4万5,000円の赤字と。大変な数字だと思います。ということですので、所得補償を少しでも加入率を上げて、農家のためになるようにしていただきたいなと思うんですが、その辺の答弁をお願いいたします。

あと、農道の整備ですけれども、名川地区の樹園地の農道は大変整備されていまして、私いつも通るたびにうらやましいなと思って回るんですが、町長の答弁のとおり、町道の整備もなかなか思うに任せないような状況ということですので、大変農道整備もきついとは思いますが、できるだけ補助事業なりを活用して、できるだけ早く整備していただきたいなと思います。具体的に農道の整備、どこ地区という計画がありましたら、その辺もお聞きしたいのでよろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、戸別補償の加入率ですが、非常に低い数字となっております。恐らくこれは今年度モデル事業としてということで、様子見の方々もあったのかなという気はしてございます。ただ、ことしみたいな非常に米が下落した場合という部分については、ある程度の補償というのがされてくるわけでございますので、そのためには、我々も平成23年度においては農家の方々にも、しっかりとまず、自分たちも安心して生産していくためには、やっぱり加入率を上げるPRはしていかなければならないと、こう思っております。

地区別については、担当の方からわかれば答弁させたいと思います。

支援についても1俵当たり5,000円程度マイナスなんだということでもございました。どの程度財政の中で支援できる部分があるのかということになるわけでございますけれども、先ほど話がありました今まだ予算編成中でありまして、できれば3月議会において前向きな支援ができるようには私自身も財政の方と進めてまいりたいと思っておりますが、現在はまだ今協議中ですので、ご理解いただきたいと思います。

農道整備につきましても、いろいろ名川地区の場合は県営事業として森越地区、上名久井地区、上名久井地区は平成12年からスタートして先般やっと全整備が完了いたしました。ですから、おむねまず事業計画をしていく上で計画を立てて、工事に入るといってやっぱり3年後ぐらいに工事に入って、10年ぐらいかかるということなわけでございます。そういう部分、我々もやはりできるだけ町の予算を少なくして、同じ整備をしていきたいという考えでございますので、いろいろな補助事業等、国、県、そういう部分は職員もとにかく補助事業を見つけて、町負担を少なくして整備をするべきだという基本で行っておりますので、今後もまた、当然そういう場合には、その地区の地権者の方々の同意というのがなければならぬわけでもございまして、そういう部分はどこの地区が採択要件になるのか、補助事業があっても、いわゆる樹園地農道等についても、

樹園地がどの程度面積があるのか、該当にならない場合もあります。そういう部分もただ我々もしっかりと調査をして、現在も中山間事業を進めているわけですが、ここについても該当にならなかった部分、相当路線ございました。ですから、そういう該当にならない部分は単費でまたやっていくことになるわけですが、そうすると町の財政に影響するので、補助を活用しながら、やはり重要度というものも見ながら、少しずつでも単費でもやっていくことも考えていかなければならない、こう思っています。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 川井健雄議員のご質問でございますけれども、地区別の戸別所得補償モデルの加入率は、現在手元に資料がないので、後でお示ししたいと思います。全体だと、先ほど町長が答弁いたしました402名ですね。それが厳密にいきますと、17.6%程度ということで、地区別にはまだ区分けしてございません。

米だけの加入申請者数だと延べ人数で305人、転作だと全体的に307人で、延べ人数で612名となっておりますので、後で地区別の方はご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 以上で川井健雄君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時47分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時03分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

2番、夏堀文孝君の質問を許します。夏堀文孝君。

（2番 夏堀文孝君 登壇）

○2番（夏堀文孝君） おはようございます。早速でありますけれども、通告をいたしていただきました大きく2点について質問をさせていただきます。

東寿一君 着席

まず1点目は自主財源の減少についてであります。我が南部町の財源は多くを依存財源に頼って財政運営を行っておりますが、純粹に地元から上がる財源、つまり自主財源の推移を見てみますと、平成18年度23.7%、平成19年度23.1%、平成20年度23.5%と23%台を維持してまいりました。ところが、平成21年度は大きく減少し、19%まで落ち込んでおります。このことについての原因と対策はどのように考えておられるのか。また、自主財源を伸ばしていく施策はあるのかを町長にお尋ねいたします。

工藤幸子君 着席

次に、2点目でございますが、住宅用火災警報機の設置状況であります。青森県の火災による死者の数は過去5年で最悪のペースであると発表されました。近年の住宅は新建材が多く使われ、焼死されるというよりも煙による一酸化炭素中毒死される方の方が多くなっていると思います。その対策として住宅用火災警報器の設置が有効であるということで、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。南部町でもことし8月に、各消防署、また消防団の協力によって、住宅用火災警報器の設置状況調査を行いました。その結果はどのようなであったかをお尋ねいたします。

答弁よろしくをお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の自主財源に関するご質問でございますけれども、平成21年度において自主財源が前年度に比較し減収となったその原因についてであります。平成21年度一般会計における自主財源は、総額22億3,531万円で、前年度23億6,908万円に比較しまして、1億3,377万円、5.6%の

大きな減少となりました。

ご承知のとおり、自主財源は地方公共団体が自主的に調達できる財源でございます。歳入総額に占める割合が地方交付税や国・県支出金など、いわゆる依存財源よりも多い方が自主性と安定性が確保できるまちづくりができるわけでございます。

全体のパーセントに対する比率も当然大事なわけですが、その年度の総額が上がって交付税がふえて、県支出金も多いとなると、比率的にはパーセントが下がるわけですし、全体の歳入が平年より少ない場合には比率としては下がらないわけでございます。大事なのは金額において、安定した金額をまず確保できるかということになるかと思えます。

自主財源の中でも町税の占める割合が自主財源全体の65.7%、一番大きいわけでございます。減少額については、この町税が1億517万円と最も多く減少してございます。次いで基金繰入金で6,598万円の減、諸収入が2,509万円の減となっております。

減収となった原因でございますが、町税については長引く景気低迷の影響で給与所得の減に起因する個人町民税の減少、さらにJR等の償却資産に係る固定資産税の減少、これは評価が年々下がってきますので、その減少が影響してございます。

また、基金繰入金につきましては、人件費など経費全般の削減に努めた結果、基金の取り崩しを行うことなく予算執行ができたことによるものでございまして、このことについては、これは望ましいわけでございます。

また、諸収入の減については、主に三戸地区塵芥処理事務組合の地方債償還に係る交付税再配分の減額で、これにつきましても歳入は減少しましたが、同時に歳出も連動しまして減額になってございますので、町の財政にとりましては、いい傾向にあるというふうに考えてございます。

そこで課題である町税などの確保対策でございますが、不況や給与所得低下、農業不振など、厳しい環境下にあります。企業誘致など、雇用環境整備や農業の生産性向上など継続して取り組みながら、町税につきましては、やはり個人・法人などの適正な課税客体の把握に努め、徴収率の向上を図ること。また、各種負担金、使用料等につきましても滞納者を減らし、収入未済額を圧縮していくことが肝要であるというふうに考えてございます。

人口も年々減少してございまして、なかなか効果的な対策というのがとり得ない、難しい状況にあるわけでございますけれども、町の普通財産の売却などの財源確保策にも努力をしまして、歳出面では経常経費の削減を一層進め、必要な基金を積み立てるなどのバランスのとれた健全な財政運営に努めていかなければならないと思っております。先ほども申し上げました町税の部

分が一番まず減収の要因になってございます。何とか皆さんからまたご理解をいただいて、納めていただくことによって、また町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりというのもできるわけでございますので、我々も非常に厳しい現在の経済状況というのは認識してございます。そういう中においてもしっかりと徴収にも努めながら、確保を図ってまいりたいと、こう思っております。

次に、住宅用火災警報器設置についてでございますけれども、ご存じのように消防法及び八戸地域広域市町村圏事務組合の条例に基づきまして、八戸消防本部管内では、平成20年6月2日から住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。八戸市消防本部においては、義務化から2年が経過したことから、設置普及率の実態を把握するとともに、未設置世帯に対する早期設置のPRを行うため、管内全域で調査を行うこととし、南部町においてもことし6月から9月にかけて調査を実施しました。調査に当たりましては、南部町消防団員の皆様に多大なるご協力をいただきました。この場をお借りしまして感謝、お礼を申し上げたいと思います。

そこで、南部町では、ことし9月末の世帯数が7,472世帯でございますが、このうち、不在世帯等を除いた5,810世帯につきまして面会により調査することができました。その結果、警報器設置済みが3,013世帯、未設置が2,797世帯となり、普及率は51.9%と推計されます。

さきの消防庁が公表しました住宅用火災警報器の普及率の推計値でございますが、全国では58.4%、青森県では69.1%となっております、これらと比較しますと南部町の普及率が低い状況になってございます。参考に名川地区約45%、南部地区約60%、福地地区約五十三、四%ということでございますが、今後も消防署または消防団、自主防災会等、町内会などのご協力をいただきながら、警報器のさらなる設置の普及に努めてまいりたいと思っております。

また、設置したことによって、やはり未然に防止することができた事例、当町でもございました。また、八戸広域管内においても、かなりの件数があったということでございますので、非常に大事な警報器になるなど、こう思っておりますので、広報誌、または関係団体の皆様にさらにお願いをして、設置率を高めてまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 再質問でございますが、まず、自主財源の減少についてであります。町長答弁のとおり、本当に長らく景気低迷の中、個人所得も大きく減少している。それも想定されていたことだと思いますけれども、それにしても平成19年度だけで5.6%、1億3,000万円の減、

大変深刻な状況になってきているなというふうに感じます。そしてこれをまた何とか打開していかなければならないのではないかなと、そういうふうに考えるわけではありますが、多分町長と考え方は一緒かと思いますが、大きく三つ挙げられると思うんですが、一つは、南部町の町民の方々の所得を上げていくこと。また、もう一つは定住促進を図って、人口減少に歯どめをかける。そしてまた、三つ目は、企業誘致、そして観光に力を入れて、外貨を稼いでいくというふうな大きく三つが挙げられるかと思いますが、ほかの町村では、子育て支援を充実させたり、格安の住宅団地を販売したり、人口の減少に歯どめをかけているというような対処もしているところがあります。

そういった中で、まずそういったことをやろうとすると、かなり多く予算もかかりますけれども、これは一つの提案ですけれども、合併してから南部町が持っている町有財産、今使われていない土地などを売却するために、広報などによく載っておりますけれども、そういった土地を他町から移住されてくる方々に思い切ってもう無償で提供するとか、また、施設に関しても使われていない施設があるわけでございます。そういったものを企業に無償といかなくても、固定資産税を免除するとか、そういった優遇措置を講じて利用していただく。また、給食センターなんか今合併して新しくなりましたが、まだ修繕して使える給食センターがあるわけでございます。そういったものも、直売施設などの加工場として提供して、利用していただきながら、前回の議会で出ましたが、6次産業化に進めていく一つの方策としてあるのではないかなと、そういうふうに思いますけれども、今思い切って施策を打ち出していく時期ではないかなと思いますけれども、そういった部分、町長のお考えはどうでしょうか。

それと、住宅用火災警報器の設置状況でございますけれども、今町長からも普及率報告がございました。青森県の普及率は69.1%、全国平均58.4%で、八戸消防署管内では89.7%と高い水準になっております。その中でも当町は51.9%、やはりちょっとまだ設置状況が低いなと、そういうふうに感じるわけではありますが、住宅用火災警報器が義務づけられる前に、消防団などが窓口になって、あれは多分消防署の方で大量購入したのか、町の行政の方で大量購入したのかわかりませんが、一括購入して、町内に注文をとって販売したという経緯がございました。また、そういったことをして、例えば消防団がまた窓口になって、ついていない町民の方々に販売するとか、そしてまた取りつけられないような、調査してみてもわかったんですけども、買ってはいらなくても、高いところとかに取りつけできないというような、高齢化世帯のお年寄りがいまして、そういう家庭もありましたので、またそういうことがありますと、消防団の皆さんにどうしてもご苦労をかけることになるかと思いますが、消防団でなければできないような作

業もありますので、ぜひ町で一括購入して、そういった手だてをすると設置率が上がるのではないかなと思いますけれども、その辺もちょっとご所見をお聞きして再質問にしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、自主財源に関するご質問でございますけれども、商工業の皆さんの経済発展、また子育て支援、また企業誘致、外貨獲得と、三つの要件、まさにそのとおりだと思ってございます。夏堀議員さんの考えを今お聞きしたわけでございますが、私も子育て支援については、実は課長会議で一つ整理をしなければいけない。というのは、それぞれの担当課において、子育て支援というのをやっているわけですが、アピールが非常に弱い、行っているんだけど弱い。これを一つの冊子にして南部町の子育て支援というのをすべてそこに要約して、それをどんどんＰＲしていく必要があるということで、今実はその資料をまとめておりました。そういう関連するご質問がありましたので、私もまた今一つ力強く感じながら、それを整理して、こういうのがあるんだと。全部その冊子を見ると、南部町の子育て支援策が保健課にかかわらず、教育委員会、さまざまな課の部分がすべてわかるというのを整理して、またＰＲしてまいりたいと思ってございます。

それから、土地の思い切った無償提供、そういうのも考えたらどうかというご質問でした。ここにつきましても、実は同じような発想をしていかなければならないなということで、以前にも工藤久夫議員さんからそのようなご質問をいただいたわけですが、とにかく今までの流れでもって取り組んできたここをちょっと頭を思い切って変えてみたらどうかということで、私も思いきった無償提供、これも考える必要があるのではないかとということを財政担当の方とも話をしました。また、職員の方からもそれよりはじゃあこういうふうにした方がいいのではないかとということとか、いろいろ案も出てきまして、そういう部分も含めて、今我々もやはり思い切った施策というのをしなければならぬ時期に来ているなというふうに感じてございます。まだ最終的にどういう部分が、無償というのが、今まで販売していた部分もありますので、今まで購入していただいた人たちのことも考えながら、それでもまず思い切った施策というのはこれからもやっぱり必要になるなというふうに考えてございますので、また、いろいろ議員の皆さんからのご意見等を伺いながら、どうしていけばいいかということを考えていきたいと、そう思っております。

また、既存施設については、我々もできるだけ活用をしていきたいと。また、町に限らず、既存の施設を活用したいという民間の方々があれば、私どももどんどん提供をしていきたいと、

こう思っています。

歳入歳出の部分でございます。やはり歳入確保が厳しいとき、これは決算になって初めて数字が出てくるわけでございますが、そういう年の次年度等、歳入に合わせた歳出を組んでいく、こういうこともしていかなないと、財政バランスというのが非常に将来健全財政を保つためには厳しくなるわけでございますので、若干低いときは低い歳出の事業計画ということも、これはしていかなければならない。ただ、その前にやっぱりしっかりと歳入を確保できるように努めていくということも大事だと、こう思っています。

それから、火災警報器でございますが、細部の部分は担当課長の方から説明いたしますが、当初1回目のときに、一括購入、これは地域的に、町内会さんで一括購入のところもあったと思います。総務課の方で一括購入したのかちょっと私も定かじゃないので、担当課長からこの後答弁をさせますが、できるだけ一括購入することによって、それは町がすればいいのか、また町内会さん等々が話をさせていただいて購入した方がいいのかはあると思いますけれども、一括購入にすることによって、少しでもまず単価は安くなるだろうと思っております。また、設置についても町内会さんで設置した地区、また各消防団において設置したところ、まちまちだったように感じてございます。ただ、やはりそういうふうに町内会さん、消防団の方々が設置をしていただいたところはやはり間違いなく設置率は高かったろうなと、こう思っていますので、一括購入初め、また設置につきましても、それぞれの関係者の方々にまた再度ご協力もお願いをしながら進めていくことが設置率のアップに間違いなくつながるだろうと、そういうふうに考えています。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 火災報知器につきましては、ご指摘のとおり消防団等で一括まとめてやられたというところもございますが、今町長申し上げましたように、町内会または自主防災会等でもまとめていただいたという経緯もございます。役場の方を通してということもあったようでございますし、またそうでなくて、直接業者さんと交渉したという団体もあったようでございます。いずれにいたしましてもやはり個人で購入されるよりは、団体で購入した方がやはりつける場合も町内等もやりやすいと、つけていただく方もお願いしますよというふうなことで、そういうふうなことがやはり率の向上につながるというふうに思っています。まず、火災につきましては、平年よりちょっと件数が多いございまして、やはりこういうものも防災活動の一環ということで、個々の住宅のことでございますけれども、防災意識の向上を図りつつ、こうい

うこともまた消防団、町内会、時主防災会と協力しながら進めてまいりたいというふうに思っています。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 以上で夏堀文孝君の質問を終わります。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。12月定例議会に当たり、一般質問を行います。

初めに、政権交代は果たしたものの、前政権も、現政権も余り違いが感じられず、もう少し世の中がよくなってほしいと希望する多くの住民の期待を裏切っているのではないのでしょうか。現政権に対して、住民の生活向上につながる運動を進めていこうではありませんか。一般質問を始めます。

質問事項に、新年度予算とはしましたが、補正予算で組めるのであれば、なお結構でございます。妊産婦健診の件であります。国の方針では、今年度中で終了とか。長い間妊産婦が希望していた施策です。今までどおり14回で行えないのでしょうか。

次に、今夏の猛暑の影響など、減収、品質低下に見舞われ、その上、米価下落となり、農家の生活は大変です。米農家に独自支援をお願いしたいと思います。米価下落に対しての補助の考えはどうでしょうか。この項目は同僚議員にもありましたが、具体的な答弁がありましたらよろしくお願いいたします。

地域経済活性化について質問いたします。

一つ目は、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるＴＰＰについての考えをお聞きするものであります。11月ごろより、連日のように、テレビ、新聞紙上などで報じられてまいりました。11月10日、東京で全国的規模のＴＰＰ参加反対の決起集会が開かれ、今日まで全国各地で、農林水産団体だけではなく、経済団体、地方議会、消費者、市民など、多くの分野の人々が集まって、大変大規模な集会が持たれています。11月16日には、青森県農民運動連合会、略して農民連ですが、地域農業振興についての懇談の申し入れに、快く応じていただきました。ＴＰＰ参加の是非につ

いての話し合い初め、地域の現状、自治体独自の施策などを伺ったと聞いております。農業を守りたいという気持ちは一緒ではないかと考えてはありますが、国の方針についての政府の姿勢に対して、どう考えておられるのか、町長のお気持ちをお聞きするものであります。

次に、住宅リフォーム助成制度の導入についての質問です。住宅の増改築に対して、また、ある自治体では新築に対しても補助をするという制度を導入して、地域経済の活性化に役立てています。岩手県では17自治体、秋田県では20自治体、北海道でも広がりを見せています。要件としては工事費は50万円以上とか、100万円以上という自治体が多い中、岩手県では20万円、30万円以上にも補助対象を置き、助成率は工事費の10%、一律20万円など、さまざまですが、各自治体の仕事おこしとなっております。住宅リフォーム助成制度を導入しているのは、自治体だけではありません。

秋田県では、住宅リフォーム緊急支援事業を創設しました。この事業の目的は、住宅投資による県内経済の活性化を図るとともに、既存住宅の耐久性、耐震性の向上、省エネ、省CO₂ 対策など、安心、安全で快適な生活が営めるよう、居住環境の質の向上を図ることです。秋田県内の市町村では、県の制度創設に合わせて、助成額に違いはあるものの25市町村のうち20市町村でリフォーム支援を実施しているため、両方の制度を併用でき、一層の波及効果が上がっています。ぜひ県にも働きかけていただきたいわけでありますが、まずは、当町で導入を考えていただきたいわけであります。

住宅リフォーム助成制度の導入を実施していただきたい。答弁を願います。

次の質問です。福祉行政にかかわる問題です。福祉とはどうあるべきでしょうか。社会保障とは何を保障しているのでしょうか。現在かかわっている国保税やお年寄りの医療はどうなっていくのかという質問です。

市町村が運営する国民健康保険税について、厚生労働省は、「全年齢を対象に期限を決めて、全国一律で都道府県単位に広域化する方針です。厚労省は国保広域化に当たって、保険料の算定方法を法令で定め、都道府県単位の運営主体において一般会計からの繰り入れを行う必要は生じない仕組みとする。」としています。多くの市町村は住民の保険料負担を軽減するために、一般会計から財源を繰り入れています。繰り入れをなくせば、医療費の増加が保険料の引き上げに直結し、国保税が一層高騰することは明かです。広域化する理由として、厚労省は安定的な財政運営ができる規模が必要などとしています。広域化が保険料引き上げと給付抑制の押しつけ、住民の声が届かない組織運営につながることは、後期高齢者医療制度の広域連合で証明済みではないでしょうか。多くの低所得者が加入する国保は手厚い国庫負担なしには成り立ちません。にも

かかわらず、国は国保財政への国庫支出金の割合を1980年代の50%から25%へ半減させてきました。これを是正して、国庫負担を計画的に復元していくと同時に、高すぎる国保税をだれでも払える水準に引き下げていくことが求められています。国の福祉に向ける姿勢は、住民のためではなく、大企業の事業主負担を削減、廃止させるものではないのでしょうか。その穴埋めのための労働者の保険料引き上げや消費税増税で住民の負担をさらにふやそうとしているのではないのでしょうか。

町長は、国保広域化の目的、国の姿勢に対してどのように考えておられますか。また、75歳以上の医療はどのように保障されるのでしょうか。国民健康保険はどう変化していくのでしょうか。国保広域化の目的に反対していく考えはお持ちなのか答弁をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、妊産婦健診についてでございますけれども、来年度においても今年度と同じ14回を予算計上してまいりたいと、こういうふうに考えております。

次に、米価下落に対する補助の考えでございますが、先ほど川井議員に答弁したとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、（通称）ＴＰＰについてでございますけれども、非常に議論が活発化されているわけですが、それぞれの産業別の方々からすると、意見が当然違ってくるわけでございます。当町としましては、農業を基幹としての町でもございます。特に米についての関税というのは700%、7倍かけられているわけございまして、これがなくなるということになれば、我々の農業生産者に大きな打撃が当然あるわけでございます。また、青森県全体は食料自給率が100%を超えていると。これはカロリー計算なわけでございますが、米が大部分を占めての100%を超えているわけでございます。そういう中で、米余りというふうにも議論はされておりますが、私どもとすれば、反対の意向で私は考えておりますし、先般全国町村長大会においても、ＴＰＰについては反対であるという決議をしてございます。また、先般の報道によりますと、青森県議会においても反对方針であるという方向で進められたというふうに伺ってございます。今後、どのような部分が具体的に出てきたりするのか、政府の方は来年夏ごろまでに判断をしてくということのようでございます。我々は我々の声としてしっかりと出していかねばならないと、こう

いうふうに考えてございます。

それから、住宅リフォームの助成導入の考えはないかということでございますが、その支援制度については、平成21年度からの新たな制度で耐震リフォーム、バリアフリーリフォーム、省エネルギーリフォームの三つがあるわけでございますが、要件を満たした場合に所得税の控除、固定資産税の減額が申告により優遇されるところでございます。当町においては現在のところ耐震リフォームの件、件数が非常に少ない状況でございまして、導入をしてございませませんが、国の制度の利用状況、また、耐震リフォームの支援の要件であります昭和56年5月以前に建築された住宅のリフォーム状況の推移を見ながら、検討してまいりたいと、こう思っております。

また、地域によっては新築についても適用しているところがあるという議員のお話でございました。そのためにはまた当然それぞれの県の支援というのにもかかわってくる、そう思っております。そういう部分につきましては県の方にも働きかけをしながら新築についてどのように助成ができるものかどうか、これにつきましては今後担当課、また関係機関等ともご相談をしながらご意見をいただきながら、検討してまいりたいと、こう思っております。

次に、国保の広域化についてでございますが、私の方からは総体的な部分でお話をさせていただきたいと思います。いろいろ後期高齢者を含めながら、社会保障を一本化、そういうものも議論をされてきているわけでございます。将来にわたって医療保険制度を安定的に運営をするためには、やはり構造改革というのが私は大変必要な段階に来ている、そう思っております。その中で広域化にしていく場合に、国がどういう支援をしっかりとしていくのか、そういう部分は見きわめていかなければいけないと、こう思っておりますが、少ない人数で保障していくというような限度が出てくるわけでございます。そういうことから、パイをふやして、その中で安定した保障ができるようにしていくということも非常に大事なわけでございますので、今後具体的にどういう部分が示されてくるのかを見きわめてまいりたいと。そしてその中で、やはり不都合であるというふうなことを感じた場合にはしっかりと訴えていかなければならないと、こう思っております。

75歳以上の医療保障についても内容につきましては、8月に行われました高齢者医療制度改革会議の中の中間報告の内容となりますが、大部分については引き続き検討事項とされておりました、流動的な内容となっております。その中で、年齢で保険証が変わることはなくなります。また、新制度に移る際、保険料のアップはできるだけ生じないようにします。そしてまた、高齢者の保険料の伸びが現役世代の伸びを上回らないことを基本とします。窓口の負担は適切な負担にとどめます。年金天引きを強制しません。公平で納得のいく支え合いの仕組みにします。大幅な

負担増が生じないようにします。公費を適切に投入します。国保の広域化を実現します。保険者機能が十分に発揮できるようにします。以上、10の項目を掲げているわけございまして、しっかりとそれらが守られていくのかどうか、そういう部分を見きわめる必要があろうかと思えます。

次に、国民健康保険はどう変わっていくかということでございますが、今民主党のマニフェストにも盛り込まれました被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来地域保健として一元化運用を図るについては、一元化運用の方向性及び地方分権改革推進要綱の趣旨を踏まえ、市町村国保の都道府県単位化を進めるための環境整備として新たに都道府県の判断により、保険財政共同安定化事業の推進、広域化と支援方針の策定、事業運営について改善の必要が認められる市町村に対して助言または勧告を実施する。などができることになりました。地域保険としての一元化運用のあり方については、高齢者医療制度の見直しに合わせて議論を行うとしているところでございます。今後の国民健康保険の変化についても国の動向に注視している状況でございます。

我々も現行が果たしていいのか、また改定一元化されていった場合には、町民にどういう部分の影響が出るのか。また、デメリット、そういう部分も、メリットはどこなのか、そういうことを見きわめながら対応してまいりたいと、このように考えてございます。

また、詳細等の質問等々についてはまた担当課長の方からも答弁していきたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分）

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時01分）

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず1点目の妊産婦健診の件につきましては、14回、今までどおりという回答でうれしく思っております。長い間の妊産婦等の運動でここまで来たわけです。

ところで、国の支援はどうなるのでしょうか。国にも働きかけは必要だと考えますが、どうな

っているのでしょうか。

西塚芳弥君 着席

米価下落に対しての補助の答弁についてであります。あっさりと省略されたところを見ますと、やっていただけるものと思います。どういう形であれ、予算化されるということはうれしいものであります。ある自治体では、来年の作付の種子代の一部の助成とか、航空防除の農家負担分の全額を町が負担するなど、こういうところも出てきております。当町におかれましても農家支援が実現されるものと思います。

坂本正紀君 退席

次は順序が逆になりますが、住宅リフォーム助成についての再質問を行わせていただきます。先ほど町長が答弁された項目も活用できる内容とは思いますが、私が提案しているのとは若干違うようなので、ここでもう一度質問するわけですが、住宅の増改築の内容に条件をつけずに助成するもので、畳がえとか、木枠をサッシなどにかえる。また、フローリング化というんですか、段差のない床とか、玄関をつくるときなど、おおむねこれは使いやすいと言われているところの例なのですが、二、三十万円の工事費に補助する内容で、秋田県が熱心に導入しております。先ほど町長が答弁されたところとどう違うのか、もう一度お聞きしたいんですけれども、私の提案もインターネットなどで具体的な内容は調べられると思いますので、ぜひご熱心にひもといていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

坂本正紀君 退席

今この住宅リフォーム問題は、家の増改築という目的だけではなくて、若者が仕事にあぶれるとか、倒産などの影響で、建設会社などの仕事がなくて困っている。こういうところに仕事おこしをするということで提案されてきております。さまざまな業種に仕事が回り、その波及効果は300倍などという数字も出てきておりますので、何としてでも当町の仕事おこしの一つとして、この住宅リフォーム助成をつくっていただきたいと思います。どうぞ具体的に熱心に調べていただければ、当町にも当てはまるものと思います。

次に、ＴＰＰについてであります。全国的な運動でＴＰＰ参加反対という声が広がりつつあることは運動を行ってきている皆さん方を変え励ますものとなっております。しかし、政府に断念させるまで、気を緩めることは危険だと思います。ＴＰＰは原則としてすべての物品について関税を撤廃する自由貿易協定でありますから、ＴＰＰ交渉に参加し、関税が撤廃された場合には、農林水産省の試算によりますと、海外からの安い農産物が大量に流出し、米の国内生産額は約２兆円減少するなど、主要生産物への打撃が大きいと言っております。さらに、食料自給率の低下や関連産業への影響を含めた国内総生産の減少、雇用の創出等も発生します。ですから、全国各地でＴＰＰ交渉参加に対して反対しているのではないのでしょうか。

そこで、町長はＴＰＰ参加による当町の影響額はどの程度と計算されているのでしょうか。農産物ばかりでなく、商業、工業、さまざまな影響が考えられます。影響額を指し示して、地域経済が破壊されるとはっきり示す姿勢は大事ではないのでしょうか。その姿勢こそ、町民を励ますものであります。どう計算されたのでしょうか、お聞きいたします。

国保というか、福祉行政についての再質問であります。町長が答弁された社会保障一元化とか、構造改革は必要との答弁ではあります。医療改革というものは、どうなっていくのか。また、具体的に75歳という年齢の区切りはなくなるとかの内容の答弁でありましたが、具体的にどういうふうに動いていくのかわかりませんので、政府の新しい高齢者医療制度の施行までのスケジュール、見込みなどというものも出回っておりますので、ポイントポイントでも結構ですので、もう一度詳しく答弁をお願いします。

また、青森県国民健康保険広域化等支援方針案への意見についてという文章が配られたと、そのように調べております。11月19日付だと思いますが、町ではどのような意見を持っているのでしょうか。国保税の収納率等の目標設定、医療費適正化や財政運営の安定化のための取り組み等を推進するための指針として意見を求めるというような内容だと思います。どのように答えたのでしょうか。まだでしたら意見はどうなさるのでしょうか、お聞きいたします。

また、重複いたしますけれども、国保広域化というやはり流れとか、具体的な内容が全く見受けられない答弁だったと言えます。当町の窓口業務、また町民と直接接する職員の方々はどのような仕事振りをなさるのか、全く携わらないようになるのか、この点が全く見えてきません。また、国保加入者の意見、要望、また滞納した場合の取り扱い、その世帯はどういうふうになっていくのか、こういうところも答弁願います。

そして、これは後期高齢者も含めて、75歳以上の医療はどのように保障されるのかということとも関連しますので、後期高齢者医療は現在のやり方からどういうふうに変っていくのか、全

く変わらないのか、制度を新しくするという政府の報道でしたが、それがどのようなになっていくのか、具体的に保険料など、どういうふうになっていくか。

また、国民健康保険税などもどのような計算で納めていかなければならないのか、国保広域化ということ自体が余り認識されていないと思いますので、制度上の説明を中心に、これからどうということが考えられるのか、国保税がますます高くなっていくのか、安心して医療も受けられないように狭められていくのか、こういう具体的な内容をお知らせください。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） T P P 加入の場合の町としての影響額というお話しでしたが、先ほど議員がおっしゃったように、いろいろ政府の方でも意見が分かれてございます。現在、内閣府の試算では、G D P が 2 兆円から 3 兆円ふえるという試算、それから、農水省でございすけれども、全体的には G D P が 4 兆円も減少すると、環境面も含めると、全体の合計で 11 兆円、それから 340 万人の雇用が失われるという、食料自給率が現在の 40 % から 14 % まで下がるというような試算でございす。また、経済産業省の資産でございすけれども、日本の G D P は 2020 年までというのは、原則として撤廃ということと、それから、完全撤廃までは 10 年後という目安がございすので、2020 年までには 10 兆円も減少するというような試算でございすので、具体的に町としてということでございすけれども、交渉しても先ほど申したように、原則ということですから、いろいろな交渉ごとのほかに特定品目にかからないというような例もございす。現在結んでいる場合でも、全部撤廃しているという形じゃなくて、交渉ごとで、交渉によってかからないものも現在あるわけです。そういうものの交渉による結論を待たないと、なかなか町としての試算というのは国と同じで、出せないのではないかと、現在考えております。

ただ、商工業だけに限りますと、プラスの面が多いのではないかとというのが経済界でも学識者でも言われております。

私の方からは以上です。

東寿一君 退席

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 後期高齢者医療制度についてと、国保の制度についてお答えします。

初めに、スケジュールという部分でございますが、新しい制度に移り変わる前段としまして、後期高齢者医療制度につきましては、平成25年2月末で廃止するということを先日の新聞等で報道されておりました。

それから、国保の広域化につきましては、いまだ検討するということで、後期高齢者医療制度を廃止するに際して、同時に検討するという方針を示されております。具体的には、後期高齢者医療制度を廃止した場合は、後期高齢者の対象者は国保に移入するということになります。町長の答弁のとおりであります。

しからは、市町村の国保の新しい制度においては、どういう形になるのかということは、県単位の運営主体は県単位の標準保険料率の算定、会計の処理の事務を行うということを示しております。それから、市町村の業務につきましては、保険料の賦課徴収、それから資格の管理、国保の督促という形の事務です。それから、保険事業等の事務を行うという形で、分担と責任を示している状況でございます。

ただ、財源的な内容につきましては、何らまだ示してきていないという部分ですので、金額等における増減という形のものはまだ全く示していただいておりません。

それから、後期高齢者医療制度の廃止に伴い、国保の方に移った高齢者の処遇というものはどういうふうになるのかということですが、今現在あくまでも現行の国保制度に75歳以上の方々が移入するという形になってきておりますので、それ以上のことは今のところは答弁できないという状況です。

東寿一君 着席

ただ、先般、平成22年12月4日の新聞に、後期高齢者では、9割軽減等を行っているが、これらを見直すという形で、9割軽減を縮小するという言い方をしておりました。それから、70歳から74歳の窓口負担を現在の暫定1割から本来の2割へ引き上げると。ただし、自己負担の限度額は1割でも2割でも同じという内容で新聞で報道されておりますが、全く詳しい部分については流動的ということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 住宅の増改築、リフォームについて、条件なしで20万円から30万円ぐらいの助成の対象があるのかどうかということでございましたけれども、まず、町長の方からも答弁ありましたけれども、一部の自治体では、耐震リフォームについて、地域経済活性化対策でやっているということで、これは地域活力創造交付金とか、その一部をそちらの方に回して、その自治体で独自に補助制度を設けてやっている制度なんですけれども、青森県では、三沢市が行っているのではという情報が一部入っておりますけれども、その中で、町ではどうなのかということなんですけれども、これを条件なしとは言っても、要するに町で申告するわけでございますので、そうすると、当然改築をするということになりますので、固定資産税等の評価がえになると思います。ですので、一般の方々は、我々の方に町の方で調べましたけれども、住宅のリフォームもやっている方はあると思うんですけれども、町の方に直接その住宅リフォームをしていますというような、そういう申告をしている方は少ないと。それで、町独自といいますか、国の方で住宅リフォームの相談窓口を設置しなさいというふうになってございます。それで、南部町もそれぞれの庁舎にリフォームの相談窓口を設置しているわけなんですけれども、それについての活用というのは、今のところゼロでございます。といいますのは、今いいましたとおり、税の対象になるということもございますので、20万円や30万円のそれをリフォームしましたというのを申告していないという方々もいるのではないかなというふうに思いますので。ということで、耐震リフォーム、それからバリアリフォーム、省エネリフォームということですが、この条件を満たしていれば、当然税の所得税の対象ですね。それから固定資産税の対象になって、軽減は図られるわけなんですけれども、これについてもやはり今言ったみたいな、すべて要件がございますので、なかなか難しいのかなということで、町長の答弁のとおり、もしそういう方々が今後ふえてくるのであれば、町として、こういう交付金を使いながら検討していくということになると思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 立花寛子議員にお答え申し上げます。

町長が川井健雄議員に答弁したとおりでございますけれども、今後国の動向、県と近隣の市町村と情報交換しながら、町として独自の支援策を検討してまいりたいと思います。あくまでもま

だ検討段階であります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、順番が前後して申しわけないのですが、国保の先ほど言いました「青森県国民健康保険広域化等支援方針案」という文章はこちらに届いていないのでしょうか。町の方で意見を取りまとめて、その県の方、関係課に意見を申し述べるという機会が与えられているにもかかわらず、何も意見を申さないということでしょうか。とても国保に関しましては、何度も言ってきましたけれども、国保加入者の負担が重いために、年々払い切れない世帯がふえてきています。そういう皆さん方が大変な払いたくても払えないという状況があるものですから、いろいろな相談に行ったとしても、計画的に払い切れないでいる。こういうことが現実です。ですので、収納率等の目標設定とか、医療費適正化、また財政運営の安定化など、専門用語がこう書き連ねてあるんですけれども、今のままではとても国保税を払い切れない世帯がふえていくのではないかと、もう少し県や国からの財政支援も必要だということは、こういう機会にどんどん言っていくべきではないでしょうか。特に、青森県の国保財政に対する各市町村国保に対する支援は、全くといっていいほど少ないそうです。ほかの県ではある程度の支援をして、国保加入者の負担軽減のために走っているわけですので、各自治体が口をつぐんでいては、何ら改善策を見出せないと思います。

ところで、具体的に県に対しての意見をまとめていないのでしょうか。これを見ているのか見ていないのか、意見を出す考えがあるのかないのか、この程度は答弁していただきたいと思います。

福祉行政についてであります。これは大変専門的な流れとか、内容を要求されるもので、一度聞いただけではどういうふうになっていくのか全くわからないかも知れませんが、当町では国保に対してなど、一般財源からの繰り入れがないので、大変苦しい思いをしておりますけれども、他の市町村では国保会計に一般会計を繰り入れております。それを県が率先して払わせないようにするといいますか、財源を出さないようにするということは、とりもなおさず、国保加入者にその重みが保険料というか、国保税とか、料という形で覆いかぶさってくるのですから、ますます国保が国保を払い切れない世帯がふえていく、その制度を今つくろうとしているのではないのでしょうか。この点をもう少しお聞きしたかったのですが、そうしますと、国保広域化とい

うものは、町窓口が全くなくなるということなののでしょうか。苦情とか、意見とか、さまざまな今の職員の皆さんが行っていることは全く県の仕事になると言っているのかどうか、そういうところをもう少し具体的にお知らせしていただきたいですし、滞納された場合はどういうところから働きかけがあるのか、こういう具体的などころをお願いいたします。

広域化といいますと、後期高齢者医療制度のように、県の方にまとめられて、少ない委員がそちらの方に行って、会議をして、その保険料などを決められるのか。こういう議会で決められる機会を奪われるのではないかと、そういうふうな心配をしておりますし、そうなりますと、住民、国保加入者の意見が届かない、届きにくいということになります。具体的に、この国保広域化の全体像でもいいですので、もう一度お知らせください。

後期高齢者医療制度の改善なんですけど、廃止廃止とおっしゃいますけれども、後期高齢者医療制度の根幹は引き続き新制度に移り、住民に負担増を迫るのは、全く改善されないということが伝えられております。本当にこの後期高齢者医療制度は速やかに廃止して、老人保健制度に戻し、住民の合意で国民が安心できる制度への改善が本当に図られているのに、今のままでは受診抑制をひどくするし、窓口負担が引き上げられれば、医者にもかかれない、こういうふうな先進国と言えないような状態になってくるのではないのでしょうか。先進国では当たり前の窓口負担ゼロを国に対して求めていくことが今求められていると思います。どのように考えておられますか。

T P Pについてでありますけれども、全国的に大変農業が破壊される。農業だけでなく農林漁業や地域経済が大変な状況になるという認識に少し立たれていない。薄いのではないかなと、聞いて残念に思いますが、農業、要するに食料自給率が低下することは、農協自体も認めていることであります。そうしますと、それに関連する商店街や農機具、工業、そういうところも大変打撃を受けるということで、地域経済界の皆さん方も立ち上がっているところであります。値段が安い品物が来るので、商店街ではプラスになるというふうな考えでお答えになったかも知れませんが、それ以上に地域経済が破壊されるのではないのでしょうか。もう少し強い気持ちを持ってこのT P P問題に向き合っていただきたいと思います。

国の農業政策は自国の食料と雇用を犠牲にしての極端な自由貿易偏重に偏りすぎていると思います。一部大企業、財界のT P P参加の強い要望にこたえるために、日本の農林漁業や地域経済を破壊していいはずはありません。農業を基幹産業に位置づけ、まちづくりを進めている当町にとっても到底認められないものだと考えます。そういうところをもう少し数字をもってT P P参加に対して、当町が受けるさまざまな試算をある程度出すぐらいの熱心な姿勢を求めたいと思います。農業、農村が果たしている広域的、多面的機能等が失われないように、T P P参加反対

で運動を強めていきたいとは思っておりますが、町長自身はさまざまな団体で反対という意見が出ていることで、ご自分の考えは少し控えているのではないのでしょうか。もう少しお答え願いたいと思います。

本当に再々質問の質問が前後して大変聞き苦しいとは思いますが、先ほど建設課の方から住宅リフォーム助成についての答弁をいただきましたが、窓口に来る方が少ないとかというようなことでありましたが、当町が宣伝しております住宅リフォームというものは、どの程度まで理解されているのか。余り情報が通っていないのではないかと思います。また、それとは別に各自治体が予算をとって増改築に助成をしているというのが私の提案している住宅リフォームの助成なのですけれども、どこがどう違うのか、大変よい、使いやすいところもあると思いますが、金銭的にたくさんの工事費を要求されてつくる方が少ないのか、そのちょっと違いを最後になりましたが、答弁をお願いしたいと思います。

3点の再々質問をします。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

初めに、県が策定する広域化支援方針のことでアンケートというようなご質問でございますが、県からはいただいておりませんが、平成22年11月28日付の新聞の記事によりますと、共同通信社等々の新聞社等が協力をして、全国の県知事、首長さん方からアンケートをいただいたという記事がございます。この記事の中には、新制度への評価は、賛成、どちらかと言えば賛成という部分で、賛成派、市町村の部分でございますが、70%が賛成という形でございます。ただ、広域化された場合に、運営主体を担う知事部局の方では大多数が反対という形のアンケートになっているようでございます。

収納率等の設定は先ほどご説明しまして、市町村の役割と広域化の事務局を担う県単位の部分でございますが、これは連合という形でやるのかどうかはまだ示されていない部分ですが、広域化を受ける側の県の方では、市町村で収納率をアップする対策をとっていただかなければ、運営主体の県単位の経営が難しいということを示している状況でございます。

ただ、今のところ、収納率等を定めるのは市町村という形で示されてきておりますが、これも流動的な部分がございます。

連合後期高齢者医療制度の違いという部分でございますが、年齢の格差をなくするという形

で、国保に入るということを示しているだけでありまして、その後の今暫定的に軽減措置を行っている部分は見直すという先ほどの説明のとおりであります。

それから、なぜ後期高齢者、県の連合体等々、今現在問題になっているのは、収納率は各市町村に何%の収納率を納めなさいという指示がないということで、収納率が低くても高くても、今現在の広域連合の運営に関しては市町村に対してペナルティーがないと。これを県が危惧しているという形であります。新しい制度には、収納率を高めるほど、1世帯当たりの保険料は少なく設定することができ、収納率が低くなった場合は、その納められなかった分を市町村が財政安定化基金等から借入れが必要になるということを想定しております。

それから、窓口の業務がなくなるのかあるのかという部分には、先ほどもご説明しましたが、市町村では、今までのとおり保険料の賦課徴収と国民健康保険から社会保険、社会保険から国民健康保険等への取得の関係の業務をそのまま引き続き行うと示されておりました。それから、保健事業、健診とか、保健事後指導、これらはそのまま行うということであります。

窓口の負担につきましては、先ほどもお話したように、先般の一番新しい時点では1割から2割に引き上げていくというような予定であるということを示されております。これらの案につきましては、12月8日に示されるということで、新聞等で報道されているとおりであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 先ほど答弁で誤解を与えたようですが、もう一度お答え申し上げます。

今の政府の対応でまだはっきりしていない部分が多くありまして、農地政策とか、あるいはまた先ほどお話しました農家の戸別補償等、政策的なものもございますので、現在の段階では影響額等は試算できないと思います。

それから、先ほど商工業だけについて申し述べましたが、町長が申したように、青森県は農業が主産業でございますし、県でも意見書を採択しているところでございます。南部町におきましても、基幹産業は農業だという位置づけでございますので、町長が申したとおり反対の意向ということでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 住宅リフォームの相談窓口は各庁舎にそれぞれ設置していきまして、それに対応して、例えば補助制度を導入しますよということになるのであれば、国の補助制度があるわけです。それから交付金事業も、先ほど言いましたとおりあるんですけれども、住宅リフォームをしたいですという相談窓口に来て、申告している方々が南部町の場合はそれを設置してから一度もなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

8 番、中村善一君の質問を許します。中村善一君。

（ 8 番 中村善一君 登壇 ）

○8 番（中村善一君） さっきから聞いていまして、午前中もそうですけれども、ＴＰＰとか、財源とか、青い森鉄道、また国保の広域化と、もう大きい問題が続きましたので、私からの問題が問題ですので、ちょっと気が引けますけれども、ご通告申し上げた順に質問をしたいと思えます。

第 1 番目に、広域農道ですけれども、農薬散布について、農道付近で自動車に農薬散布液がかかった場合の責任はどうなるのかということです。広域農道は現在、国道 4 号線、104 号線に続き、現在交通量が多くなってきております。私たちが道路沿いで散布するんですけれども、散布すると道路にも散布液が幾ら抑えても出るんですけれども、それを知ってか知らないかワイパーをかけて突っ込んでくる車があるんですよ。そういうことで、また散布液がかかると悪いと思うんだか、二、三台とまって見ているんですけれども、その後ろからまた突っ込んでくる。渋い顔をしてワイパーをかけて突っ込んでくる車があります。こういうのが続くと、どこかで問題が発生するのではないかと考えております。ですから、責任といっても多分わかっているみたいな責任になると思いますけれども、どうなのかなという気がしますので、ご質問をします。

そういうときに、看板を設置したらどうかということです。農道につき、薬剤散布にご協力くださいとか、そういう看板があったら、そういう責任というか、何かがあったときとか、また、車がとまってくれるのかなという気がします。その点についてお伺いします。

次に、過去 3 年間、農家は霜の害に痛めつけられました。その対策を伺いたいと思います。先

ほど町長が、企業も悪いし、その中で税金が悪いということでの企業のあれもありましたけれども、農業の不振というのもしました。多分水田、米の問題が主なのかなという気はしますけれども、霜による災害、そういうのが損害額というのはどれくらい発生しているのかということですね。毎年霜にやられた、これは大変だということはみんなで言っているんですけども、じゃあそれがその生産額のどれくらいになるのかということです。それをお聞きします。

また、町、農協もそうですけれども、いろいろな指導をしています。霜に対して講習もやりまし、補助事業もやっておりますが、農家とのギャップですね。農家の人たちは3年目ですので、ことしはかなり火を燃やしました。朝の3時、4時、2時ごろからずっと見てみると、あっちこっちで火が燃えていましたけれども、それが現実はどういう影響をしたのかということよりも、町で指導していることと農家がやっていることが本当にそれが一致しているのか、多分農家の人たちはただ火を燃やして、そこらへんにある木を燃やしてやっている例が物すごく多いです。町ではああやってください、こうやってくださいという言い方をしますけれども、現実には農家の人たちがばやばやとやっているの、霜に遭っております。と思っておりますので、この点について質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中村議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、農道での農薬散布についての責任、また看板設置ということでございますが、まず、農薬散布につきましては、平成18年5月29日から施行されたポジティブリスト制度の指導、周知において農薬の飛散防止に努めることの徹底を図っているところでございます。

ことしも広報5月号に「農薬使用は適正に」の記事でポジティブリスト制度の遵守を呼びかけてまいりました。農薬の飛散防止のため、風の弱いときに農薬散布をする。あるいは農薬飛散防止のため防薬ネットの設置を指導してきているわけでございます。平成19年度と平成20年度に実施した果樹の補助事業には、防薬ネットの導入も補助対象となっております。

万が一、周辺の農産物から基準値以上の農薬の残留が検出された場合、あるいは登録のない農薬が検出された場合は、平成14年2月に改正されました農薬取締法により、3年以下の懲役または100万円以下の罰金が発生した農家に課せられることになります。

罰則につきましても、農薬散布を行った農家個人が対処すべきことであり、農薬散布に伴うト

ラブルについても農家個人がポジティブリスト制度を遵守していれば何ら問題がないことと考えますが、ポジティブリスト制度に違反した行為により道路に農薬を飛散させていて、トラブルに発展した場合には、農家個人が対処することになるかと思えます。

薬剤防除の実施を告げる看板につきましても、「農薬使用を行う場合には、農薬の飛散により周辺作物に被害を及ぼすことがないように配慮する。」こととしており、農薬防除の際は、周辺の栽培者に対し、事前に農薬の使用目的、散布時期、使用農薬の種類等について連絡することとなっております。

いずれにしても、農薬散布する農家各自の責任においてということになるかと思うわけですが、広域農道、交通量も多い道路でございます。できるだけよく広域農道にかかわらず、児童・生徒たちの通学路でもよく問題になったりいたします。そういうときに通学時間をまずずらして農薬散布をお願いしたいということも以前に働きかけをしたことがございます。基本的にはやはり散布者になるかと思っておりますが、看板を設置して、呼びかけ、これは可能であると思っております。ただ、看板を設置したから責任がなくなるということではないと、こう思いますので、そこはご理解をいただきたいと思えます。

次に、霜の対策でございますが、果樹霜対策につきましては、現在青森県で推奨しており、効果が認められている方法としては二つございます。一つは燃焼法、もう一つは防霜ファンであるわけでございますが、燃焼法は火を燃やすことにより園内の気温そのものと輻射熱によって樹体温を高めるものでありまして、比較的低コストで効果が上がる一方、労力が必要となります。

また一方防霜ファンは、上空の比較的暖かい空気を大型ファンで園地に吹きおろすことによって気温の逆転層を攪拌し、樹体温を高める方法であるわけございまして、一般的に10アール当たり2基程度が必要ということでございます。非常に防霜ファンの場合も効果が出ておりまして、我々も県等、また国等にも補助事業としての継続等をお願いしているわけでございます。

それぞれ町から指導があってもなかなかそのとおりに行われていないのが現状だということなわけでございますが、できれば我々もいろいろな県、関係機関からのご助言をいただいて、周知を図っているわけでございますので、そこはそういう部分にも耳を傾けていただくことも必要だなと思っております。議員がおっしゃっているのはどういう部分かちょっとキャッチできなかったんですが、農家の求めている部分と町から、また県からの指導が違うよということなのか、ちょっとわかりませんが、2回目等のご質問でお聞きできればと思いますが、非常にヤマセを受けるとことで、影響が毎年農家の方々は心配しているわけでございます。その対策として一つは防霜ファン、もう一つは燃焼法ということで勧めているわけでございます。農産物に非常に

影響を及ぼす霜でございますので、県の方、また国の方にもそれ以外にもその解決法というものがあれば、機会をとらえながら、要望してまいりたいと、このように考えております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。中村君。

○8番（中村善一君） 農薬散布ですけれども、だれが見てもかけた方が悪いというのはわかっています。風が吹くと100メートルも向こうから来るのはもう当然です。ですから、やっぱり看板等をやって、なるべくそういうことはないようにやるのがいいと思います。じゃあ昼間はかけない方がいいのかというと、かけないというわけにもいかないでしょうし、夜というわけにもいきませんので、私は看板を設置してもらいたいと思っております。

また、防霜ファンですけれども、値段が高いんですね。5万円、10万円でやれる代物じゃありません。電気も引っ張って、防霜ファン、見てもわかるとおり、そんなについていません。つけられないです。お茶の産地に行くところがらっとなついてます。もうびっくりするくらいみんなのところについていますけれども、あんなにつけられるんならあんなにつけられるんですけれども、やっぱり防霜ファンはつけられる人しかつけられないんじゃないかと、私は思っています。

燃焼器具ですけれども、やっぱり実際に町でその器具を取り寄せて、買って、農家の人にみんなで見せてやるべきだと私は思っています。ペーパー、こういう紙に書いてただこうやってもらいたいということだけだと、なかなかみんなでやっていないのが現状だと思っています。ですから、缶を買うにも、せんべいを入れる缶なんだか、ふたがついていなければ、今度は燃焼をとめるときには大変ですし、「そういうのはどこに売っているのよ」と言われれば、「そこら辺に売っているべ」とはしゃべってみるんですけれども、いろいろなことがそういう細かいことまでやってもらいたいなという気はします。今この間中は煙だけでもいいんじゃないのかというのが出てきまして、煙だけでもいいのかなというのもありましたので、煙を出すには何をどうすればいいのかということもあります。

ですから、私が言いたいのは、実際に器具を町で買って、それを団体とか、そういうのにみんなに見せて、こうやってやりますよということをやってもらいたいと。そうでなければ、いつも木を燃やして、ほとんど効果のないやり方をしているのが現状だと思っております。そういう点ではどうですか。お願いします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 防霜ファンにつきましては、10アール当たり64万円限度額の2分の1を助成しているわけですが、金額も高いということで、皆さんが設置できないということですが、そういう中で、やはり安定した所得を得るためには必要だということで、頑張って設置している方々も当然いるわけですが、そういう中で、助成というものをしっかりと我々もしながら、安定した農作物の収穫というものをぜひ頑張っていたきたいなと願ってございます。

また、燃烧法の場合等を含めながら、町で買って見せること、これも大事だと思いますが、そういうものを売っている逆に業者さんたちが、自分たちをPRする。そういう働きかけ、すべて町が買って、町がというのではなくて、そういう販売をしている方々を農家の皆さん、団体の皆さん、果樹団体、防除組合、いろいろあるかと思います。そういう方々も町が決してやらないということではなくて、すべて町町ではなくて、自分たちでもできるものは何かと。そういう団体がそれぞれ業者を呼んで、実演して見せる、PRするということは、またその会社にとっても販売にもつながっていくことだろうと思っていますので、そういう部分で町も一緒になりながら、いろいろなやり方があるかと思いますので、関係団体と協議をしながら、検討していきたいと、こう思っております。

（「終わります」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 以上で中村善一君の質問を終わります。

6番、河門前正彦君の質問を許します。河門前正彦君。

（6番 河門前正彦君 登壇）

○6番（河門前正彦君） 通告しておりました質問は2点でございます。

1点目は、小・中学生のいじめについてでございます。南部町における実情はどうなっているのかということでございます。

次に、取り組みの状況についてどうしているのかと。

また、いじめをする生徒、受ける生徒への指導、あるいはその親に対する対応はどうしているのかと。

2点目でございます。親の子供に対する虐待についてでございます。南部町における実態はどうなのかと。

防止をするための体制はどうしているのかというこの2点を質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、河門前議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

小・中学生のいじめ等の実情、取り組み等については、私の後、教育委員会の方から答弁をさせたいと思います。私の方からは、所管する部分で、親から子への虐待等についてちょっと答弁させていただきます。

まず、親から子への虐待の町の実態についてでございますが、平成19年度は1件の相談のうち、1件の虐待、平成20年度は4件の相談のうち1件の虐待があったという報告でございます。平成21年度は5件の相談のうち4件の虐待がありました。その内訳は身体的虐待が3件で、祖父、母、親戚によるものと、もう1件は母親の育児放棄による児童の施設入所等となっております。いずれにしても事実を確認し、関係機関とも連携し、対応してまいりました。

平成22年度でございますが、現在のところ3件の相談がございましたが、事実を確認しましたところ、3件とも虐待ではございませんでした。

次に、虐待防止の体制についてでございますけれども、平成19年度に、南部町要保護児童対策協議会を設置してございます。要保護児童の早期発見や適切な保護、家族への適切な支援を図るために、関係機関が情報を共有し、円滑な連携・協力ができるようにしてございます。また、職員の緊急連絡網を作成し、休日、夜間等の緊急時にも対応できるようにしてございます。

子供たち、親にしても、私はどこかでSOSを発信というのがされているのではないのかなと、そういうことが起こったときにでございます。そういう中で、子が親をかばうという、そういう部分もあって、なかなか発見できない部分もあるかも知れませんが、しかし、細かにチェックしていくと、どこかで何かの変化があったり、そういうのを求めることがあると思っていますので、学校関係者の方々の会合等でもこの問題についてお話しするときは、どこかで発信しているときが考えられるはずだと。そのときを逃さないで、いかにキャッチできるかという部分が未然防止につながっていくのではないかと、こう思っておりますので、通常、常に状況をしっかりと確認していくことが予防にもつながっていくのかなと、こういうふうに考えております。

あとは教育委員会の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） では、河門前議員の質問にお答えいたします。

小中学生のいじめについてということで、町の実情、それから町の取り組み状況について、そして３点目は、生徒や親への対応についてというふうなことでお答え申し上げます。

まず、全国的にいじめによる児童生徒がみずから自分の命を絶つ大変痛ましい事件が発生している昨今でございますけれども、いじめは決して許されるものではないと。また、本町からもういうふうないじめは絶対に出してはならないというふうなことで、この件については深刻に受けとめているところであります。

さて、南部町におけるいじめの実情についてでございますけれども、町では毎年、生徒指導について、児童生徒指導状況報告書、年３回、それから児童生徒の問題行動等に対する生徒指導上の諸問題に関する調査、これを年１回、それぞれ調査を行っております。その調査結果からでございますけれども、平成22年度、今年度の１期でございますけれども、いじめの認知件数はゼロ件となっております。ただ、最近は、目に見えないいじめ、携帯電話、ネットでのと、こういうふうな目に見えない深刻な事例も全国的に発生しておりまして、現在小中学生の大きな問題となっております。これについても、本町ではそういうふうな認知件数はありません。

それから、平成21年度においての５年間の認知件数でございますけれども、平成21年度は８件、19人、平成20年度においては認知件数５件、９人となっております。ただ、学校での早期発見により、加害児童生徒への指導及び被害者児童生徒への心のケアが行われ、早期に解決されているところでございます。

次に、いじめに関する取り組み状況についてでございますけれども、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る重大な問題であることを十分認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応することを共通課題として、児童生徒に対するアンケート、個人面談、計画的家庭訪問、学校生活満足度調査等を町内全校体制で取り組んでいるところでございます。

また、校長会や教頭会などの機会を通じて、児童生徒等が発するシグナルを見逃さないように常にアンテナを張り、いじめの未然防止や早期発見・早期解決に努めるよう各学校をお願いしているところでございます。

次に、いじめをする生徒、受ける生徒への指導、あるいはその親に対する対応についてですが、学校への指導としては、いじめが生じた際は、ややもすれば学級担任１人に任せることが多々あるんですけれども、特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要で

あり、学校内においては校長のリーダーシップのもと、教職員が一致団結して対応することとしております。

また、保護者等から訴えを受けた場合には、謙虚に耳を傾け、その上で、教育委員会を含めた関係者全員で問題解決に向けて取り組むことが重要であると考えております。

町では「命の大切さ」と「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校を通じて、児童生徒一人一人に徹底するよう指導しております。また、教職員には、いじめる児童生徒に対しては、毅然とした指導を行い、いじめられている児童生徒については、学校が守るという姿勢を示すよう指導しております。さらには、いじめが解決したと見られる場合でも、気づかないところで陰湿ないじめが続いていることは多々あることでありますので、認識を常に職員一致団結して持ち、引き続き注意を払うよう指導を行い、万全を期してまいりたいと考えております。

11月29日でございましたけれども、こういうふうないじめにも関連する人権教育というふうなことで、福田小学校では人権教育研究発表会を行い、子供たちにそういふうないじめを撲滅するというふうな心の教育も最近行っていることをつけ加えておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。河門前君。

○6番（河門前正彦君） 丁重な答弁をありがとうございます。

南部町では平成22年度はゼロ件と。ほんと安心しております。先般のデリー東北さんだっただと思います。札幌で中学2年生の女子生徒が飛び降り自殺と。本当に痛ましい事件だなと思っております。その原因は報道ですけれども、無視されたとか、きもい、きもいというのはどうことなのか、私は理解できませんけれども、そのようなことで、最近は携帯電話というのか、メール裏サイト、そんなものでいじめが行われているという、現実にはわかりにくい面が多々あると思います。昔であるとした、たたいたとか、暴力というのか、そんないじめでしたが、最近は目に見えないような精神的ないじめによることで自殺者がふえております。どうか町当局も学校関係者、また児童相談所等とも連絡を取り合って、まずいじめのないように頑張ってくださいと思います。

次に、2点目でございます。最近親が子供に暴力、例えばご飯も食べさせないで殺したとか、そんな例があります。ある評論家は、経済的に苦しくなれば、このようなことが出てくるのじゃないのかなということを言っておりますけれども、それにしても人間として情けないことだなど

思っております。

また、2009年度の厚生労働省の調査ですけれども、親の子供にというのはちょっと当てはまらないかも知れませんが、高齢者の虐待もふえております。2009年度では1万5,000件、その中で32人が死亡していると。これはもっとあるのではないのかなと。はっきりしたことはな
いと思いますけれども、そんな状況でございます。高齢者に対する虐待を防止するためには、
2006年度4月に施行されております生命身体に危険のある高齢者を発見した人は市町村に通報
する義務があります。まず、高齢者に問わず、市町村はこうした場合、立ち入り調査や警察への
援助要請をし、連携して保護していただくことをお願いして、私の質問を終わります。どうもあ
りがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で河門前正彦君の質問を終わります。

.....

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月7日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時13分）

第33回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成22年12月7日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

13番 川守田 稔

- 1．高齢者医療制度改革に伴う影響について
- 2．南部町農家を取り巻く現況と課題について

1番 工 藤 正 孝

- 1．南部町立向小学校教育環境と方向性について

4番 根 市 勲

- 1．新幹線全線開業後の観光行政について

14番 工 藤 久 夫

- 1．南部町の幼稚園、保育所、児童館のあり方について
- 2．南部町の下水道事業について
- 3．広域的に取り組んでいる事業の将来的な方向性について
- 4．2年前に取得した斗賀地区の山林、道路用地について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君

15番 坂 本 正 紀 君
17番 佐々木 元 作 君
19番 西 塚 芳 弥 君

16番 小笠原 義 弘 君
18番 東 寿 一 君

欠席議員（１名）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	佐々木 博 美 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局次長	田 中 光 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 辺 弘 治	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第33回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時02分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） おはようございます。私は、きのう質問に立たれた方と非常に重なる項目なのですが、2点について質問させていただきます。

まず一つ目は、高齢者医療制度改革についてであります。先月10月25日、厚生労働省高齢者医療制度改革会議により、現行施行の後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年度より新しい高齢者医療制度を導入、その場合の試算が示されました。いまだ法案として可決されておるものではありませんので、今の段階で仮定として議論するのは適切ではないのかも知れませんが、もし、可決された場合、町当局、財政、町民の負担というのはどういうふうに移っていくのか、把握している範囲で改めてご説明いただきたいと思います。

2点目は、南部町の農家を取り巻く現状と課題についてであります。

一つ目に、今年度の農家経営の見通しについて。

二つ目に、仮にTPPに日本が参加した場合、当町への影響について、どのようなことが考えられるか、どういう規模でどのような影響がもたらされるのか。改めてご説明いただきたいと思います。

います。

3点目に、当町の農業構造の問題点、課題としてどのようなことが挙げられるのか、ご説明いただきたいと思います。

4点目に、T P P参加を踏まえてのことと思いますが、農林漁業の再生実現会議が設けられました。その強化策の検討が現在なされておるとのことです。また、経営規模について、さまざまな補助等に関して、規模加算を設ける云々の発表がございます。そういった一連の施策の中で踏まえて、町長に伺いたいのは、町長はこれからも国の施策に対して、どのような方向性をどのような項目で、こういったことを望まれておられるのか、思うところを伺いたいと思います。答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、高齢者医療制度改革についてのご質問でございますが、つい先般12月4日に、これはあくまでも新聞報道でございますが、一つの案が示されたということで、私どももきのう、一昨日ですか、ちょっと今確認をしているわけでございますが、12月8日、あしたですか。高齢者医療制度改革会議で示されるということでございますので、全部を把握しているわけではございません。そういう部分で、若干はつきり答弁できない部分もあろうかと思っておりますけれども、できる限りの中で答弁をさせていただきたいと思います。

まず、町財政に及ぼす影響についてでございますが、高齢者医療の保険料についてであります。現状では75歳以上の方は後期高齢者医療保険に、75歳未満の方は加入されている保険制度にそれぞれ保険料を納めております。中間報告で検討されている新たな高齢者の保険料は「県単位の運営主体」が保険給付費の1割相当である額を算定し、町ごとに納付すべき額を示し、当町は収納状況等を勘案し、高齢者の保険料率を定めることとなります。現役世代におきましては従来どおりの方法で保険料を定めます。高齢者の保険料と現役世代の被保険者の保険料を合算し、世帯主から徴収するという仕組みになってございます。このような仕組みとすることにより、収納率を高めるほど1世帯の保険料を少なく設定することができるわけでございまして、収納率の低下した際には、財政安定化基金からのあくまでも借り入れでございますが、借り入れが必要になると想定しております。

新たな制度における公費負担でございますが、これも先般の新聞報道でございます。高齢者や現役世代の保険料負担の増加を抑制するために、従来の公費47%から、50%に引き上げるというふうな新聞報道がされております。

次に、2点目の町民負担でございますが、まず、高齢者の保険料であります。75歳以上の保険料については、同じ都道府県で同じ所得であれば、原則として同じ保険料として、その水準については、現行の後期高齢者医療制度により増加することのないよう引き続き医療給付費の1割相当とされております。後期高齢者医療で適用されている低所得者の保険料の軽減措置である均等割の7割及び8.5割軽減や所得割の5割軽減は、後期高齢者医療制度の施行時は暫定的な措置でございました。ただ、この措置というのは非常に被保険者の方々には大変助かるわけでございまして、今回の報道を見ますと、負担の公平を図る観点から、軽減は段階的に縮小するというふうな報道されております。

次に、高齢者の患者負担でございます。70歳から74歳までについて、現在は2割負担と法定されている中で、予算措置により1割負担に凍結しているわけでございます。ここも報道によりますと、患者負担と各保険者の負担の増加の両面を考慮しつつ、2割に変更していくと。ただし、1割でも2割でも負担限度額は同じというふうな報道でござます。これらを総体的に考えてみますと、中間報告のときよりやや厳しい報告になってきているのかと感じました。負担増につながる可能性があるということで、これも新聞です。民主党内部においても負担増への批判が出ています。また、知事会においても反発しているという内容でございます。我々もしっかりと公費の部分が47から50という部分はいいいわけでございますが、もっと詳細がどうなっていくのかというものがどう出てくるのか、8日の会議で示されると。具体的な部分で、我々まだ自治体にも何もありませんから、見きわめながら、しっかりとこれは地域にとってよくないということであれば、また1町村の南部町自治体で、これは例えば反対していくという形は、とても小さな力でございます。こういうときこそ県町村会、または全国町村会、その大きな組織でもって、同じ思いで訴えていくと。こういうことが大変大事になると、こう思っております。

12月8日に予定されております高齢者医療制度改革会議において、今までのパブリックコメントや財政影響試算、各論についての検討、調整を行いながら、最終取りまとめが公表される見込みでありますので、動向を注視しながら、それに沿って必要であれば、町村会、そういう中で、議論をし、国の方にもまた関係機関の方にも働きかけが必要な時期が来るのではないかとこのように感じております。

次に、農業を取り巻く現状と課題でございますが、順番が若干ずれるかもしれませんが、お答

え申し上げたいと思います。

まず、今年度の農家全体の経営状況の見通しについてのご質問でございます。今年度の農家全体の経営状況については、果樹について振り返りますと、リンゴはことし4月中旬から下旬の低温により開花日がおくれたことと、今夏の記録的な猛暑の影響によりまして、つがるは色づきがおくれましたが、価格が昨年を上回り、主力品種のふじ・王林などにあっても、全般的に小ぶりとなっているものの、価格は高値で取引をされております。

サクランボの主力品種佐藤錦は、やはり低温によりまして収量が少なく、価格も昨年より下回りました。ウメについては収量が平成21年産より多かったものの価格が振るわなかった状況であります。

また、モモ、洋ナシ、和ナシ、ブドウ等につきましては今夏の猛暑の影響はあったものの、品質もよく、安定した価格により出荷されたと考えております。

また、野菜類につきましては、夏の猛暑の影響により収量が少ないものの全般的に高品質であり、価格も高調で、よい状態が続いているものと思っております。

ちなみに、町営市場の本年度の販売状況にあつては、9月以降において果実・野菜全般に販売単価が高値で推移しており、4月から11月末までの販売総額はおおよそ19億4,000万円で、前年度と比較して出荷数量はほぼ同じですが、金額では2億6,000万円の増額、15%増となっております。

米の品質についてでございますが、きのうもご質問にお答えを申し上げましたが、農水省によると、2010年産米は10月末現在で全国平均の1等米比率を前年同期比23.2ポイント減の63.1%と発表しております。今夏の記録的な猛暑が影響し、白未熟米の発生が多く、青森県産米は71.0%となりました。昨日の川井議員さんのご質問にお答え申し上げましたが、八戸農協における11月現在の等級比率は、地域差はありますが、1等米71%、2等米で26%、3等米で3%という検査状況と伺っております。ことしはカメムシの発生、高温障害、収穫時期が早まったことによる刈りおくれなどが品質低下の要因ともなっていると伺っております。

以上のことから、果樹、野菜、米、総体的に見たときに、農家全体の経営状況の部分についてはほぼ昨年並み、横ばいの推移ではないのかなというふうに考えてございます。

次に、国の農業政策に期待する施策等についてというご質問でございます。

今後10年間を見通したとき国の政策の指針となる「新たな食料・農業・農村基本計画」が、平成22年3月30日に閣議決定をされました。

基本計画においては、食料自給率の目標と「国民全体で農業・農村を支える社会の創造」を新

たに掲げ、日本の農業・農村というすばらしい財産を未来の国民に手渡せるよう関連施策を強力に推進することとされております。

施策の主なものとしましては、食料の安定供給の確保に関する施策として、食の安全に重点を置き、安心して農産物等を消費者へ提供する行程管理の定着の推進と地場農産物の利用拡大の推進などが挙げられております。

次に、農業の持続的な発展のための施策として、戸別所得補償制度を導入し、生産コストの販売価格の差額補てんを行うことにより、安心して農業を継続できる環境を整備することや大豆や小麦、米粉用米など、自給率向上に貢献する作物への直接支払いなどが挙げられます。

次に、農村の振興に関する施策としまして、農業・農村の6次産業化の推進と都市と農村の交流などが挙げられてございます。

4点目として、食料・農業・農村に横断的に関係する施策としましては、農業生産コストの低減や革新的技術の開発、低炭素型産業構造への転換などとなっております。

町としましても、国の基本計画に基づく各種施策等について、国民一人一人が農業・農村の役割と価値を見つめ直し、みんなで農業・農村を支えていく社会をつくる基本計画の理念達成のために、今後とも各種事業を推進してまいりたいと、こう思っております。後でまた、T P Pへの部分については答弁をさせていただきますが、政策の中で期待できるものもありますし、我々T P Pのように、我々農業の基幹産業の町としてはやはり喜べないというふうなこともありますので、我々にとっては地域に農業者の皆さんが喜んでもらえる、そういう政策を国の方に求め、そしてまた補助事業等をしっかりそういう部分については活用しながら、取り組んでまいりたいと、こう思っております。

次に、町の農業構造の課題でございます。先ほどの新たな食料・農業・農村基本計画とあわせて、農水省より、農業構造の展望が発表されており、その中で基幹的農業従事者の高齢化の進行、販売農家の減少、耕作放棄地の増加など、厳しい状況が報告されてございます。当町におきましても、65歳以上の農業従事者は2005年のセンサスによりますと74%、また販売農家数においては、対2000年センサス比で15%の減少となっており、状況は同じと考えております。

農家の経営安定を図り、減少する農家数を最小限に食い止めていく中で、個々の農家の意欲改革と技術力、経営力が発揮されることが求められているわけございまして、その上で今後経営規模の拡大、また担い手への利用集積を促進せざるを得ないと思っております。意欲ある農家の創意工夫を促すことで、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立が課題であると考えてございます。今までは、小規模の農家、まだまだ当町においては小規

模農家の方々がたくさんいるわけでございます。しかし、今後さらに農業従事者高齢化が進んでいった場合に、やはり担い手農家の方々、または最近取り組んでおります企業の方々の農業参入と、こういうこともしっかりと農地を守る、農地を保全をしていく、そういう観点等も考えていきますと、重要になってくるのかなというふうに感じてございます。

次に、ＴＰＰ締結による町への影響等についてでございますが、昨日も担当課の方からも説明いたしました、いろいろ議論が交わされております。海外輸出、輸入を取り扱っている企業等からすれば、受け入れ推進というところもあるでしょうが、我々農業の町というふうに考えていくと、当然関税がかからない安い農産物がどんどん入ってくると。そうなりますと、当然農業生産額、また収入に及ぼす影響というのは大きなものがあるわけでございます。農水省では、農業生産額が４兆円に半減すると。また、自給率が４０％から１４％は下落するという試算結果が公表されております。現状の対策のままからすれば、当町においても先ほど申し上げました農業に対する影響というのが大きなものがあるというふうに感じてございます。ＴＰＰについてはもっと国民に広く情報を流していただいて、私どもの立場とすれば、昨日も申し上げておりますが、反対という、これは町村会、昨日もご質問もありましたが、１町村が一つだけで「反対反対」と言っても小さな力でございます。昨日は、私が申し上げたのが、ですから大きな組織でしっかり反対をしていくんだと。そこにおいて全国町村会において、すべての町村会が反対だという決議をしたんだということは、これは大きな表明なんです。そのことをしっかりとご理解をいただいて、これからもしっかりと注視をしながら、我が南部町の農業にはどうなのかという部分をしっかりと見きわめながら行動してまいりたいと、そう思っております。

なお、詳細等について質問の場合は、それぞれ担当課長等から答弁をしていきたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

新しい高齢者医療制度改革のことに關してですが、これからいろんな修正が加えられて、可決までには現在発表されているような内容がそのまま可決されるのかというのはちょっと違うような気もするんですけれども、内容が不確定なままですので、何とも言えないし、質問されても答弁に困るような部分も多々あるんだと思うんです。ですけれども、大まかな大きな流れとして見ますと、例えば小泉内閣あたりから始まった構造改革三位一体云々というその流れの中にある

ような気がするんですよ。それで、結局はどういうことかという、国にはお金がありませんと。これが町村合併ですとか、平成の大合併のときも大きな原因だったと私は理解しているんですけども、結局、国全体のGDPを含めて、限られたボリュームの金しかない。そういったときに結局じゃあ私らこういう行政とか議会の立場に立っていると、じゃあ国からもっと金を持ってこようとか、そういったことにきゅうきゅうとしてやっているんですが、全体のことを見ますと、結局限られた枠の中で、こっちに少し寄せてみたり、あっちに寄せてみたりとか、こっちがちょっと品薄になっちゃったなとかという、その程度のことなわけですよ。それで、お金には必然的に限りがあるということは、結局しわ寄せを国が負担するか、地方が負担するか、個人が負担するかというその選択の中でこういう医療改革に限らず、町民の生活ですとか、国民の生活というのを見るべきだと思うんですね。

そうすると、話を戻して、その新しい医療改革のことになりますと、国の負担は減らします。若干個人の保険料も減る傾向にあるようです。結局県か、各市町村で何とかしなさいということだと私は理解しているんですけども、間違っているようでしたらご指摘ください。その上で、この問題を考えますと、前回質問に立った介護保険に関してもそうでしたが、確実に毎年ふえて、今までふえてきました。多分来年も再来年もふえていくでしょうという、そういった項目が多分いっぱいあるんですよ。そうすると、それはもうとりもなおさず、将来負担すべきコストとして、町の予算の中にもう宿命的に計上される運命にあるじゃないですか。

話は飛ぶので余談として聞いてもらいたいんですが、そうするとやっぱりとりもなおさず将来負担しなくちゃならない将来負担云々という項目に振り分けてものを考えるべきだと思うんですね。将来負担比率の計算法からはちょっと外れるのかも知れませんが、そういったちょっと中期的な将来という、予算措置ということの中で考えていく姿勢が必要なんじゃないのかなと、私も今回の質問に立つに当たって、ちょっとだけ勉強しながら、そういうことを考えて、ちょっと考える機会がありました。老人保健の改革が将来どうなるかは未確定ですので、細かいところは今回は聞きませんが、そういった将来的なことというのをどういうふうに考えておられるか、町長を含めて担当の方からちょっと見解を聞いて、これはこれで締めたいと思います。

農業経営についてなんですが、TPP締結をして、いわゆるFTAという関税体制に移行していくという宿命は、これも変えられない流れなのかなと、私は個人的には感じています。ですが、農業が基幹産業を標榜する地域というのは、やはりこれは「はい、そうですかどうぞ」というふうに受け入れるわけにはいかないという事情を踏まえて反対するという姿勢も大事だと思います。ですけれども、農業側からする反論と、経済界全体としてのTPPに対しての賛否に対する

反論というのを見ますと、ただただ反対していれば、それで事が済むものじゃないだろうという気がするんです。

それで、しからばどうしなくちゃならないのかなという、やっぱり沼畑俊一議員の前の質問もそうでしたが、危機は最大のチャンスという考え方だと思うんですよ。それは今まで流通の中であって、農産物を生産調整しながらですとか、流通経路の中で価格を調整してきたようなやり方というのは、もう余り通用しなくなるような流れになっていると思うんですね。そうすると、結局は一生懸命能力はある人に、それなりの規模の農地を与えてというか、裁量で使えるようにしてそうやって生産効率ですとか、そういった流通の量自体をふやしていかないと、外国から入ってくる農産物の価格と品質には勝てないだろうと思うんですね。安全・安心というのが言われるようになって久しいんですけども、そうすると、安全・安心というのは何で安全・安心という言葉が言われるようになったのかなと考えますと、BSEだったり、中国の毒ギョウザだったり、ああいったセンセーショナルなショッキングな事件が起こると、すぐ安全・安心安全・安心というふうに世の中が一色になるんですよ。ですけども、それほど消費者が安全・安心を普段考えながらものを食しているのかなという、ちょっと疑問に思うところがあるんですよ。毒ギョウザのときでしたか、「中国製品は危険ですね、輸入食品はどんなのが入っているかわかりませんね」なんていう、そういう前振りをした状態で、インタビュー、アンケートなどをとりますと、「じゃあ私は少し高くても国産のものを買いたと思います」なんていうのが7割、8割、9割とかというそういうレベルで出るんですけども、それならそれで、もっと国内の流通がふえてもよかったはずなんですけれども、依然とそういうことは、結局消費者はうそをつくわけですよ、そういう意味で。

ですから、安全・安心は大切な要素ではあるんですけども、これから生き残っていくためには余りそういうことにこだわっていてもしょうがないのかなという、今までの私の考え方をちょっと否定して自虐的に考えるきょうこのごろなんですね。

今町長がおっしゃいました。やっぱり6次産業化という、それからコスト削減、それから農家の創意工夫ということを課題としておっしゃったと理解しますけれども、一つ確認したいのは、南部町の農業の政策というのは、どういった農家の層に対して働いている施策なんでしょうか。詳しく、私の質問のスタンスを確認しますと、私は農業全体のベースアップが図られるようになるべきだと思って、一連の農業に関する質問をしています。ですけども、100%すべからく皆さんをそういう対象にするのは不可能であるという意識もあります。例えば達者村の事業にしてもいろいろあるんですが、底上げして、農家の経営に対して一助となるような施策として町の施

策はあると思うんですが、それはどういった層を対象に考えておられるのか、ひとつお答え願いたいんですよ。そのことを１点伺って、再質問にしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まずは、医療制度の方でございますが、これは国保を含め介護、社会保障の部分については、将来的な負担といのは間違いなくふえていくだろうというふうに、これは当町に限らず全国的なわけでございます。当然少子高齢化になっていって、現役世代の方々が少なくなっていく、その枠の中で支えていかなければならないということになるわけでございますので、今そういう中で、国会の方でも消費税の議論がされてきております。今の現状のままでいくと、国もお金がない。自治体もない。自己負担するのもしできない。そういう状況に陥っているわけでございます。これはやはり将来的に安定した医療給付分を確保していく、そういうためには将来的な消費税の議論、いわゆる歳入をどういうふうに確保していくのか。また、歳出をどうやって削って、そこに回せるのかということになるのではないかなと、こう思っております。あとは、歳出をやはり抑制していくためには、健康でできる限り医療にかからないようなというのが一番理想的なわけでございますが、すべての方々がそういう健康な方々ばかりというわけにもいかないと思います。重複になりますが、一つは健康な状況で長生きをしていただく、そういう健康づくりとともに、歳出を抑えていく。一方においては歳入の部分をもどのような中で確保していかなければならないかと。ただ、我々は町負担がふえると非常に困るわけですが、また、今度は国負担といったときに、これもまた国税に町民の税金でございますので、そういう中で、国の負担と町の負担、個人の負担、ここがどういう割合であれば、納得していけるかという部分を将来的に探っていかなければ、これはならないのではないかと考えております。

それから、農業面でございますが、ＴＰＰに関しては、本当に両論でございます。議員からも出ていました経済界の方々、特に輸出でもって事業、会社をおこしている方々からすると、国際社会の中で、安く関税をかけないで、輸入して、消費者の方々に販売する。消費者の方々は当然安い方がいいと、こういう現象になるわけです。これは川守田議員のおっしゃっていたとおりでございます。一方では我々農業からすると、非常に安い農産物が入ってくる。農家の方々が今度はさらに値段を下げなければならない。外国と違って、国土面積が少ない日本でありますから、絶対量はもう外国にはどう見てもかなわない。そういう現象がさらに起こってくるだろうと。今まではそういう中で、ただ、まだ関税がかかっている中で、国内競争はしていたわけですが、

高品質なものをつくって、高収入を得ようというのが今までの国内の農業だったと思います。今度は、ＴＰＰに参加していくことになる、まさに国際競争力が育っていかないと厳しい。それぞれの農家の方々は現在においても十分に対応できる。そういう農業経営をされている方もあるわけですが、全体的には国際競争よりもまだ国内の中でという考えの農家が多いと思います。

そこで、我々南部町の農業としましても、今までは小規模農家の方々、それぞれの方々もしっかりと支えながら来たわけでございます。今後もそういう思いというのはありますけれども、農業従事者の高齢化も考えていくと、やがて高齢者従事の方々も、また次の方がいらっしゃる農家はよろしいんですが、さらに農業を経営するのが難しくなってくるというのが近々に来るのではないかなと。そのことを考えていくと、担い手農家の方々への農地集約、または企業の参入、ということも現実として見据えていかなければならないのではないかなと。

また、やっぱり農地保全、我々は食料の提供のみならず、農村、国土の保全というのも大きな役割を果たしているわけでございまして、そういう観点からも、必要になってくる。そう思うてございます。

達者村の事業等についても、それぞれの関係者の方々が今メンバーになって取り組んでおります。主に農業関係の方々が多いわけですが、決してこれは達者村事業は農業関係だけではない私は全部すべての課に関係ある事業だということを申しております。健康を考える方々、そういう方々も入って活動していただいておりますし、多くの方々の交流人口をまずふやしていきたいという考えで取り組んでございます。農業関係を主軸にしながらも、保健、医療、またインフラ、そういう関係課もかわりながら取り組んでいくという達者村事業で持っていきたいと、このように考えております。詳細の部分はまた不足があれば、担当課長たちからも答弁をしていきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問はありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） あんまり議論を重ねても、課題は永遠のテーマのままずっと行っちゃうのかなという、何かそういう気が遠くなるような思いではありますけれども、昔からそうだったんですね、考えてみると。そのときそのときにはちゃんと課題、テーマというのがあるんですけれども、回りの状況というのがまた覆いかぶさってきて、今次から次へとという、また新しい状況で同じ問題が違う状況で問題化してきたりとか、そういったものの繰り返しだったような気がするんです。

そういうことを踏まえて、別に踏まえなくてもいいんですけども、農家の生産効率という、そういう意味でちょっと農業委員会の方から伺いたいと思うんですけども、例えば農業委員会、農地に関しての宅地転用ですとか、取得に関してのさまざまな法人の許可ですとかという、そういった業務の中で、型どおりの農業委員会のあり方というのを少し踏み込んで、もっと例えば新規参入者に関してでもこれは大事な視点だと思うんですよ。ですが、ちょっと古いデータではないですね、これは結構新しいデータですけども、2009年に新しく農業についたのが6万6,000人ほど全国にいるんだそうです。その大半が農家のご子息だそうです。農家以外から就農なさった方というのは、全国で1,850人おるんだそうですよ。0.2%か0.3%ぐらいのものですよね、全体の。現実はそのなるんだと思うんですけども、それが現実だと思うんですけども、例えば新しく農地を取得して云々という、例えばどこかに就職して新しく農業につきたいというような、そういったモデル的なケースをもっと効率よく農業就労に導くような役割が必要なんだと思うんですよ。役割があるんだと思うんですけども、そういったどういうふうに結びつけていったら、農業委員会というのが存在感を増すのか、ご所見を伺いたいのが一つです。

老人医療制度の方にちょっと戻るんですが、会社を経営していると、例えばどんなに立派な決算書をつくっても、結局は通帳にお金は何ぼあるんだいというところから、経営を考えるしかないような状況があるんですけども、例えば、連結実質収支、そういったチェック項目以外に、やはり行政は行政でそのキャッシュフローとして行政の経営というのを企業的に見る必要があるのではないかという、そういう必要性がある時期なのではないのかなという私は思っていますが、行政の方はどう思っているのでしょうか。その2点を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 農業委員会の農地転用等、非常に一昔前より農振変更、農地転用は時間もかかり、以前より厳しくなったように感じています。私もよく農業委員会の方に少し型にはまり過ぎているのではないかなというふうなことを話しているんですが、まさに議員さんがおっしゃったように、例えば新規就農とか、そういう方々、特例というのが果たしていいのかどうかわからないんですが、そういう部分を少し考えてもらう必要があるのではないかなと思っています。農業委員会は農業委員会で、農業委員の方々は、農地を守るのが我々の務めだという部分もありますので、そこはただ、これが将来の農業経営に逆につながっていく部分なんだというようなこ

とが確認される場合には、少し柔軟性があってもいいのかなというふうに、私個人としては感じてございます。

それから、医療制度でございますが、当然企業の方々、幾ら現在お金があって、見通しがどうかと。当然立てて経営を行うわけでございます。我々もそういう部分では、役場も同じ考えなわけでございますが、自治体というのは公共というのは、一つは、それだけではない住民サービスにつながる部分ということについては、公費を負担しながらもやっていくというのも事業事業ではあると思ってございます。そういう中で、公費という部分も当然投入しながら、ただ、我々また行政を預かる者としては、公費投入、投入でもって借金がふえ、財政が健全に進まなくなれば、これもまた議員の皆さんから「何をしているんだ」と、「将来どうなんだ」ということは当然ご意見が出るわけでございまして、そうならないように、将来的な健全財政というものを見据えながらやっていく、これもまた行政であると、こう思っておりますので、我々もまた民間のいいところを、また、我々行政もやはり公共だからという部分もあるかと思っておりますので、いろいろ勉強させていただきながら取り組んでまいりたいと、そう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時13分）

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

1番、工藤正孝君の質問を許します。工藤正孝君。

（1番 工藤正孝君 登壇）

工藤幸子君 着席

沼畑俊一君 着席

根市勲君 着席

川守田稔君 着席

工藤久夫君 着席

○1番（工藤正孝君） 私から、さきに通告しておいた南部町立向小学校の教育環境と方向性についてを町長に伺いたいと思います。

現在、町立向小学校には、保護者や、地域住民などからさまざまな要望が寄せられていますが、町は保護者と地域住民の本音を本当に理解してくれているかどうか、伝わっているのかということと、小学6年間の義務教育を受ける子供たちには、決してよい環境ではないという方々がいる中で、次のような問題を今後どのように解決してくのかを伺います。

まず一つ目は、学校の敷地内の整備について、向小学校の卒業式、入学式には町長も出席されたことがありますが、校庭が式に出席する保護者の駐車場になるため、雪解けしたばかりの排水不良の校庭は泥だらけになり、今では卒業式に着物を着ていきたくても、着物や足袋に泥がはねるから着ていけない。玄関に行く歩道はなく、車道になっているため、でこぼこ水たまり状態、ましてや学校帰りに学習塾に行っている子供は、塾の先生に「向小学校の子供が来ると、塾の玄関は泥だらけになる」などと言われているそうであります。

次に、老朽化して、40年以上たっている野球用バックネットは、穴だらけで倒れる可能性があり、子供たちに被害が及ぶ可能性があります。その隣にある使われていないごみ焼却炉も不衛生であります。プールは底面にところどころさびがあり、その部分がはがれているため、足を切る可能性があります。古いプールなため、定期的な補修塗装が必要かと思われます。また、更衣室が使えないため、女子生徒が難儀をしています。

一昨年に古い西校舎が取り壊しになりましたが、中にあった教材や用具の置き場所までなくなり、今では廊下や体育館の端っこに置き去りになっていて、旧給食センターには少しは置けるものの、給食センターの中は今でも古い調理器具や機材がそのままになっており、どうにもならない状態です。

次に、教室、体育館の照明がとても暗く、子供たちの目に悪いとの指摘があります。また、学校の全室に網戸がないために、ことしのような猛暑が続く日は、蚊やアブなどの害虫が入ってきて授業に集中できない子供が続出したそうです。現在、体育館は、駅前、大向地区の災害避難場所に指定されていますが、避難場所なのに、給水設備もなく、トイレも旧式で掃除もされていないため、使用不能となっており、いつ災害が起きるかわからない現在、避難場所は安心安全なところでないといけないのではないのでしょうか。

これらの問題を早急に改善に取り組むことが、子供たちの学びやすい学校の教育環境の体制を構築することにつながり、そこで初めて地域住民や保護者の理解が得られると考えます。

また、最近では、モンスターペアレントと言われる学校や教職員に理不尽な要求をしたり、クレームをつけ、「担任をかえろ」などと迫るケースも出てきており、対応に苦慮する先生方に一般常識を超えた苦情や、法律が絡む複雑な問題をたたきつける保護者が急増していると聞きます。しかし、これらの問題は、保護者が本気で怒っているのではなく、町や学校側の対応力のなさからこじれてしまうものが大半だということです。

私は今回、いろいろな立場の保護者の方々からお話を聞き、学校の機能低下や保護者の不信感の防止は、地域住民と保護者と町と学校側との信頼関係の構築こそが、これからの子供たちの成長や南部町の将来を支える若者の定住になり、結婚、出産、子育てにつながっていきます。

明るい未来をつくり出すために、今後の南部町教育環境と将来の方向性を町長に伺います。
よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤正孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、教育関係部分でございますので、本来は教育長、教育委員会の方の答弁が適切だと思いますが、町の大きな事業にもかかわりますので、私の方から答弁をいたします。

決して教育委員会も、行政も、それぞれの父兄の声というのを聞いてきていないわけではございません。教育委員会の方も熱心に父兄の声を聞き、ただ、事業というものは、すぐ出て、すぐできるものでもないわけでございます。特に、南部地区においては公民館の老朽化、また屯所の老朽化、いろいろ老朽化が非常に多い地区でもございます。その中で順次整備をしてきているということは議員にもぜひご理解をいただきたいと思うわけでございます。

向小学校でございますが、私も入学式、卒業式に出席しておりますので、特に雨が降ったときというのは、非常に大変であるということは自分の目でも確認してございます。校舎につきましては築32年、体育館は築40年と。屋外プールは築38年と。いずれの施設も大変老朽化による施設整備が課題となっております。これらの教育環境を改善するため、まず安全で安心な施設整備として、平成21年度には、いち早く体育館の耐震工事も実施しているのが向小学校でございます。

また、今年度においては飲料水の安全を確保するため、水道直結工事がもう既に完了してございます。また、グラウンドの土の入れかえ及び遊具、バックネット設置等の工事も今年度実施す

る予定でありまして、近々に工事発注がなされる予定になってございます。

また、今後向小のプール改修、また校舎、体育館の照明、網戸等、トイレの水洗化等でございますが、学校側と協議しながら、児童の教育環境は整えていかなければならないと思っておりますので、当然、補助事業を活用しながら、優先順位を定めながら、計画的に進めてまいりたいと思っております。

なお、校舎の隣にあります旧南部給食センターでございますが、こちらも現在は使用していないということで、来年度にできれば解体をして、有効活用を図りたいと。学校側の方からは、危険性もあるので、ぜひ解体をしていただきたいと。ただ、若干、物が置いてある。先ほど議員からもございましたが、プレハブ程度の倉庫をお願いできないかということについては、来年度当初予算案を編成中でございますが、何とか来年度に解体をして、整備していきたいという思いであります。今後のことについてもしっかりと皆さんの声を聞きながら、学校側とまた一緒に対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 大変前向きなご答弁をありがとうございました。

父兄、関係者の方々が聞いたらさぞかしうれしい答弁だったと思います。

また、1回目の私の話に盛り込めばよかったのですが、教室、体育館の法的な明るさというものがあるそうです。教室は500ルクス以上、体育館は450ルクス以上という各9カ所以上の測定をしてくださいというその平均値をとる複雑な計算方法だそうでした、電気屋さんから少し協力を得まして、測定をしてみました。教室は500ルクス以上に対して350しかない。体育館も300だということでございます。特に黒板の付近が暗くて、これでは見づらいのではないのかなというふうなお話でございました。何もこの数字をはかってまで、どうのこうのと強い要求をする私もモンスターペアレントではございませんので、そういったことを言うのではなくて、やはり、父兄、保護者の人たちというのは、学校の先生に対してそんなに強い教育問題以外のことというのはなかなか言いづらいそうです。泥がはねるとか、教室が暗いというのはなかなか言えないで今までずっと来たというふうなことでございました。

なかなか授業以外の自分の子供以外のことを言えない、言いづらいということに対しては、やはり町民、どの保護者も同じかと思えます。今回、向小学校という場所だけを言いましたが、町内には、小学校が八つ、中学校が四つあるわけですが、各そういった学校側の同じ小中学生を持

つ親にしてみれば、何かとそういった不便、あるいは提案、要望というものがあると思います。そういうようなものは、町長がさっきおっしゃっていましたが聞いていないわけではなく、随時お話をしながらやって、取り組んでいるということであれば、安心かと思いますが、いずれにしても、男であれば酒の力を借りてしゃべったりすることがありますが、奥様方というのは、なかなかそういう場がないということでございます。インターネットも持っていれば、こういった答弁がなされているのかということも男性、お父さんはわかるでしょうけれども、私たちはそういったものも持っていないので、何を言っているのか、こういった話し合いがあったのかわからないというお母さん方のご意見もございました。ぜひ、学務課、教育委員会、さまざまな方面に向かいますとは、そういったお話をする場所をぜひこれからも厚く設けていただきたいなというふうに考えております。

今ちょっと総務課長を見て思い出しましたが、個人名を出して言うのがだめであれば、あとからおしかりをいただければいいんですが、一、二カ月ほど前に、消防の幹部会がありました、南部地区の。夜の会議にもかかわらず総務課長が珍しく出席していたなと思いましたが、会議の中で「災害、火事等の現場で、町民、近所の方々が不都合に遭った。家庭菜園がホースによって壊れたとか、何か苦情がなかったですか。どんな苦情でもいいから、現場に行ったら、些細なことを聞いたら、どうか役場に報告してください」というふうなお話をしてくださった。会議で各分団長たちもすごくいいことだったなと高く評価をしておりました。まずそういった姿勢だと思うんです。町民から聞く体制を常にとることがこれからの町民に対する各課があると思いますので、聞く耳を持つことが一つのこれからの南部町民のためになると思います。

夏堀文孝さんがきのうも申しました自主財源のアップについては、町民の所得向上、定住促進、企業誘致、定住促進というのもやはり町民がいい町だな、暮らしやすいところだな、教育環境もいいところだなと思わないと、定住にはつながっていかないと思います。問題をどれを引っっこ抜いても根底は同じだというふうに、つながっていると私は考えますので、今後とも町長のさっきの答弁のとおり、各課つながるような住民の目線になって対応していくという姿勢をお願いしたいと思います。町長の公約でありました町民とのキャッチボール対話というのはまさしくそういうことではないのかなというふうに考えております。

モンスターペアレントということを申しました。どこかでそういった問題があるのであれば、答弁をいただきたいと思いますし、なければ私はこれで質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 最近こういうふうなモンスターペアレントというふうな昔聞きなれない言葉が大変横行しておりまして、現在南部町では理不尽な要求を学校にするというふうな事例はまだ認識しておりません。ただ、都会の方、または都市部では大変非常にきつい、そういうふうな理不尽な要求というものが多々ありまして、それを弁護するための弁護士を雇うというふうな体制までとっている学校もあるというふうなことも聞きます。これはやはり学校というのは一人一人の子供たちを導き、そして将来を担う子供たちを育てるというふうなことが基本になりますので、まず学校で一番大切なのは、保護者対学校、この風通しのよい雰囲気をつくると。または教師対保護者、これも本当に大切であります。ただ、最近若い教師といえは大変語弊がありますけれども、そういう人間関係の不得意な教師というのも実際あります。その辺はやはり校長のリーダーシップで、先生方もきちんと育てていかなければならないというふうな現実もあります。ひとつ南部町の子供たち、将来を担うというふうなことを考えたとき、教育委員会としても8校の小学校、4校の中学校、これを合わせて校長会、教頭会、事あるごとにそういうふうな機会をとらえて、学校の方もいろいろ指導していきたいなと思っております。本当にありがとうございます。

あと一つ、教育環境をつくるということは、本当に子供たちにとって大切なことであります。先ほども言いましたように、将来を担う一人一人の子供を育てるためには、学校教育環境というのは非常に大切であります。ただいま工藤議員さんの方からいただいたいろいろなお提言を参考にこれから教育委員会の方、一致団結して頑張っていきたいなと思っております。本当にきょうはありがとうございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤正孝君の質問を終わります。

20番、佐々木由治君の質問でございますが、体調不良につき、本日欠席であります。よって、会議規則第61条第4項の規定により、質問通告を失効いたしましたので、4番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） まずもって東北新幹線全線開業におめでとうございます。

私は平成22年、最後の定例会である今回の一般質問は、12月4日に青森まで全線開業した東北新幹線に関連して、南部町の観光行政について質問いたします。

東京と大阪間の東海道新幹線が開業して46年、東北新幹線が盛岡まで開業して26年、そして八戸まで延びて8年、ようやく青森まで新幹線が延伸したことは、大変うれしいことだと思いますが、これまでのいろいろなプロセスを若い時代から見続けてきた1人として、振り返ってみれば、理想と現実が厳しい政治的な駆け引きや、残念な妥協の経過が数多く思い出されて、うれしさとむなしさが半分半分なような複雑な気持ちになります。しかし、私たち青森県に住んでいる県民にとって、この開業を機に、何としても観光客をふやし、地域の活性化や県産品の売り上げ増加、ひいては青森県のイメージアップを図っていかなければならないと思います。

そこで、通告に基づいて4点に分けて町長、担当課長に質問させていただきます。

1点目として、東北新幹線が盛岡まで開業した時点と、その後八戸まで開業した時点、そして今年青森まで延びたわけですが、きょうに至るまでの南部町内を訪れた観光客の来客数の推移とおいになったお客様といたしますか、観光客の客層の変化について、町ではどのように把握しているのか。できるだけ詳しく数字を示しながら説明していただきたいと思います。

2点目として、これまでの町の観光行政の主な事業の費用・実績についての詳しい説明と、その効果や結果について評価できる点と反省する点はどのようなことだったのか説明を求めます。

そして3点目として、私がお尋ねしたいことは、これから町の観光について、行政が「目標」としている南部町への来客数や客層及び期待されている南部町への効果はどのようなことでしょうか。

また、その掲げる目標達成のために、町民に町が望む対応や意識の持ち方、活動はどのようなことでしょうか。具現化のための行程といたしますか、活動計画があれば、ここで示していただきたいのであります。

最後に、4点目として、県や周辺自治体・各種団体等と広域的に計画・企画されている観光関連の事業があれば、詳しく説明していただきたいと思います。

私は、商売も行政も目指す目的といたしますか、方向は同じだと思います。つまり自分も相手もかわることによって、より幸福感や満足感を得ることだと思います。新幹線の全線開業が南部町や青森県が元気になる契機となることを祈りながら、私の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

新幹線全線開業に伴う観光行政について、四つほどのご質問でございますが、私の方からは、総体的な部分をお話しさせていただき、数字的な部分は担当課長の方から説明をしてみたいと思います。

12月4日、東北新幹線全線開業になったわけでございます。私ども八戸駅に隣接する町としては、平成14年12月1日に開業ということで、県南地域自治体関係も大変こう力を入れながら誘客を図ってまいりました。当町におきましても、シャトルバスの運行をしながら、誘客に努め、また我々の地域の農産物のいわゆる果樹中心の地域性を出しながら、グリーン・ツーリズム、農業体験、修学旅行等々に力を入れてきたわけでございます。今回青森までの開業ということで、我々の地域にとっては、通過型にならないように、さらにしていかなければならないなというふうに考えてございます。約100万人ほどの町内外、県内外含めてですが、そういう観光客が訪れております。何とかさらにそれ以上にするように関係者の方々とまたいろいろなイベント等を開催しながら取り組んでまいりたいと思っております。そういう中で、一つは、JRさんとの商品企画に取り組み「大人の休日倶楽部」など、ミドル・シニアの世代の観光客の方々もふえたというのも事実でございます。

ただ、約100万人という観光客の中で、反省点としますと、宿泊客が1万人強ぐらいしかないということが挙げられます。何とか多くの方々が訪れている中で、日帰りにならない。どうしても観光名所、また南部町だけのエリアとなると難しい部分もあるかと思いますけれども、この宿泊客を何とか伸ばしていく施策というものを考えていかなければならないなというふうに考えております。

今後ですが、当町は平成21年に、国際グリーン・ツーリズム商品化モデル地域、これは全国で2カ所でございますけれども、選定をされております。これまでの実績と外国人旅行者誘致の可能性が評価されて、選定をされたわけでございますけれども、ことしも台湾の高校生、大学生等々、3校、4校ぐらいですか、農業体験に来ていただきました。ここに外国人旅行者を誘致するために、今後は外国人向けの観光パンフレット、そういう体制も整えながら、海外の観光客もふやしてみたいと、こう思っております。

そしてもう1点は、今取り組んでおります「北のフルーツパーラー in 南部町」ということで、非常にこれはマスコミの方々からも注目を浴びておりまして、年数回行ってございます。まさに、フルーツ王国我が南部町としては、ここはひとつまたさらに力を入れて、当町の農産物、おいしい果物を交えた取り組みというのが、また女性客の方々からも、そしてまた親子の方々か

らも評判を受けております。そういう部分もしっかりと強化してまいりたいと、こう思っています。

そしてまた、これから大事なことは、広域的な体制で取り組むということがさらに大事になってくるのではないかなと思います。私ども南部町だけのエリアとなると、どうしても日帰りになってしまうという部分が多いわけですが、近隣等々も一緒になって取り組んでいく、そういう組織もございますので、広域的な部分、また、小広域的な部分で取り組むとか、いろいろなパターンがあると思います。そういう部分も強化をしながら、せっかく新幹線が青森まで来たわけございまして、間違いなく青森県に首都圏から訪れる方々は来年に向けて非常に多いと思います。その方々が青森、津軽方面だけではなくて、やっぱり県南地域、一つ懸念されるのは、どうしても青森までは1回は行っちゃうのかなということを気にはしてございます。ただ、しっかりと我々のエリア、八戸駅でおりていただく、そしてまたは青森へ行っても、帰りは八戸駅、我々の地域も見てもらえる。もう一つは、当町へバスで来る方々は盛岡でおりて、盛岡、岩手を回って我々の南部町に来て、もぎ取りをしているという、ここは岩手のホテルとも連携をとりながらやっておりますので、そういう方々も多い。非常に我々とすれば、岩手から来るお客さん、青森から来るお客さんと、可能性的には両方ありますので、その逆な利便性というのも、これから訴えながら、エージェントの方々にもPRしてまいりたいと、こう思っています。何とか交流人口をふやしながら、この地域が元気がある地域になればなど、こう思っていますので、今後ともまた議員の皆さんからのご指導をいただきながら、一緒になって誘客を図れるまちづくりをしてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 私の方から詳しくご説明を申し上げます。

新幹線は昭和57年6月に大宮、盛岡間で開業しました。その後、東京まで延びまして、平成14年12月に八戸開業しました。盛岡での入込数218万人、開業以来平成2年、東北自動車道開通、平成3年、新幹線東京駅開業、平成8年、秋田新幹線開業と、節目ごとに増加を続けてまいりました。南部町においても少しずつ増加してきたところですが、八戸開業翌年において入込数は50%増となりましたが、南部町においてはやや増加の傾向でございます。その後、横ばいの状況でございます。これは八戸に比べると、有名な観光地としての来訪地やイベントの影響と思われます。

具体的な数字になりますけれども、昭和の数字は見つけられなかったんですけれども、一番古

い平成12年度の数値で南部町の入込数が92万1,000人、そのうちの県内客が74万1,000人、県外が18万人、そのうちの日帰り宿泊の区分ですけれども、日帰りが90万人、宿泊者が2万1,000人となっております。直近の数字でございますけれども、平成21年度合計で104万5,000人、県内客が84万7,000人、県外客が19万8,000人、日帰り、宿泊延べ数でございますけれども、日帰りが103万5,000人、宿泊者が1万人となっております。客層としてでございますけれども、高齢者、それから会社員、それから家族との分類が多いわけなんですけれども、これらの客層にターゲットを絞るとともに、増加している主婦層、それから高速道路を利用する利用客に注目しているところでございます。

次に、費用と事業についてでございますけれども、合併以来、年平均で4,100万円、観光施設費を加えると1億3,000万円となっております。平成21年度の入込者数を100万人で割ると1人当たり130円となります。ちなみに県の試算では1人当たり大体3,000円ぐらい使うという試算も出ております。この費用対効果については観光客の定義やかかる人件費など、いろいろ見方があると思いますけれども、入込者1人平均1,000円は使うと思われまので、費用対効果といえますか、波及効果については十分あると認識してございます。

あと具体的な事業についてでございますけれども、合併以来祭り、イベント、パンフレットの作成や観光施設の整備、達者村の定着と発信をしてきたところでございます。まず、平成20年度でございますけれども、八戸国体がありました。これでもPR、それからNHK「のど自慢」や、「何でも鑑定団」の収録放映、それから街路灯の整備や霊屋トイレの改修などを実施しました。

平成21年度でございますけれども、八戸開業以後の「古牧温泉の破綻と再生から学ぶ」というような講演会を実施するとともに、観光看板等を整備いたしました。

開業の当年度の平成22年度でございますけれども、5月に青森ホテルでのDCキャンペーン、ディステーションキャンペーンという大型キャンペーンでございますけれども、これを皮切りに、県内外のイベントに積極的に参加してまいりました。町長みずからのトップセールスとして、千葉県習志野市、それから東京原宿、横浜栄区民祭り、昨今行われました青森県人会の祭典に出かけまして、南部町達者村の発信を行いました。開業日の12月4日でございますけれども、商工会とタイアップしまして、三戸駅前のふれあいフェスタで達者村産品をPR販売してもらいました。また、町では八戸駅で八戸広域物産展というのがございまして、そちらにフルーツパーラーを2日間開催して、このお客さんに販売、それから体験してもらってございます。そのようなことで開業ムードを盛り上げてまいりました。

それから、広報活動なんですけれども、青森テレビで三村県知事の出演の「北のフルーツパー

ラー」の放映をしております。また、青森朝日放送主催のＣＭ大賞では、見事映像賞を獲得いたしました。観光協会のホームページを作成するなど、ＰＲ媒体の整備にも取り組みました。

その他として、観光コンベンション協会をして、おもてなし研修会の開催や南部祭り大名行列がございましたけれども、北のフルーツパーラーをジョイントして、体験型参加商品を開発し、13名の参加者から「おもしろかった」「また参加したい」などの声をいただきました。六戸町での南部祭りばやし大競演会では、荒町山車組が参加しまして、準優勝に輝きました。

それから、平成23年度の計画でございますけれども、ＤＣキャンペーン、他首都圏での宣伝、広報、誘客これはもちろん取り組むとともに、ＦＭラジオを使つての南部町のＰＲ、これは毎週１時間ほどの放送で、通年で行う計画でございます。それから、青森朝日放送での南部町のＰＲ放送、これが年50本の放映になる予定でございます。それから、民間活力誘導などは駅前活性化への取り組み、広域観光行政の連携に努めてまいりたいと思います。

最後に、県及び周辺自治体との広域的な企画でございますけれども、まず１点目は、広域的なエリアで構成している八戸広域観光推進協議会と連携しまして、先ほど町長が申しました「北のフルーツパーラー in 南部町」これはＪＲプランとの組み込みですね。そういうものの全国的展開を図っていきたいと思います。

それから、２点目として、県観光協会で実施する平成23年度本体のディスティネーションキャンペーン、それからアフターでのＤＣキャンペーン、平成24年度、それに参加しまして、観光ＰＲを行ってまいります。

それから、３点目として八戸を中心とした圏域８市町村で構成する定住自立圏事業としまして、外国観光客向けのパンフレットや看板の整備、それからホルダーなんかをつくりまして、有名施設等に置いてＰＲを計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。根市君。

○４番（根市勲君） 詳しい答弁、本当にありがとうございました。

いろいろ施策を一生懸命やっているように思いますが、前にも質問している田んぼとか畑と同じく、商売のお店屋さんも町内では数少なく、移転してもうなくなっている状態でございます。どうしてもこの南部町を新しい振興に向けてどうしたらいいかということを町長がいつも言っているように、みんな手を取り合って、一人一人はだめだと。大衆で固めてキャッチボール体制

していかなければならないというこれもいつも言っているんですけども、ここをちょっと読んだら時間が。即時に観光振興といった視点を考えれば、幅広い分野に観光資源があるということですが、例えば、風景がよいところはどういうところかとか、歴史的に誇る建物、史跡はどういう点があるとか、ウォーキング、健康によい施設や、また、ゆったりのにんびり体験型、滞在型の観光はどうあるべきかとか、たくさんあるんですけども、町内にある青い森鉄道の四つの駅は、もうここに議員さん方でもわかるとおり、私から見れば寂れて、何もしていないような気がするんですよ。駅があれば、バス、タクシー、宿泊設備、飲食関連業者や、産直設備、観光農園と、商工関連がおもてなしの企画してほしいという、そういうやはり町を生かして、客を新幹線が九州からびゅっと青森まで来る時代になったから、また南部町に行ってみたいなという、そういう政策を皆様方からつくってもらいたいと。これはきついかもしれませんが、最後に、観光振興策について、課長からよい提言ありましたら、一人一人答弁いただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 我々の地域、非常に自然環境も他に負けないすばらしいものもありますし、また、歴史的な建物等々もございます。そういうのも生かしていかなければならないし、これはなかなか職員から上がってなくて、本当は職員からもいろいろなご提案が出てくればいいんですが、一つの風景の話がございました。達者村百景という指定をして、写真つきでやっているわけです。これをただ、指定して写真をつかってパンフレットだけであれば、そんなに人は来ないと。これは私の反省点も踏まえながら、せっかくそういうのがあったら、例えば同じ力、同じ写真を撮って、30カ所集まったらうちの農産物を例えばプレゼントとか、同じ箇所100カ所歩いて、同じ写真を撮って持って来たら地場産物をプレゼントとか、そういういろいろ工夫すればできるのではないかなと思っておるんです。そうすると、100カ所歩くというと、これは当然1日では到底歩けない。いろいろ名工夫があると思いますので、何とかそういうこれは一例でございます。そういう案が若い職員の人たちからもどんどん出てきて、また、達者村認定特産品もございます。こういうのをいかにして、PRできるかと。こういう部分、一つは私も含め、反省をしながら、まだまだせっかくいいものを企画をしながら、準備をしているのが生かされていない。こういう部分はしっかりと反省を踏まえて、今後職員ともそういう部分を一斉点検をして、取り組んでいきたいと思っております。

非常に当時と違って、駅前周辺も寂れてきております。我々町としてもまた、特に商工会の皆様、そしてまたその駅の周辺の住民の皆様、先般も12月4日、商工会さんでは三戸駅前、剣吉地区では剣吉駅前でイベントをしていただきました。そういう部分を地域の皆様とまた一緒になって取り組んでいくことが大変重要であると。その音頭は町がとりながらでもいいと思います。そういう部分をしっかりと再度検証をしながら、多くの方々が訪れてくれるように取り組んでまいりたいと、そう思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 商品開発の方では、アフターＤＣでバイヤーといろいろ相談しながら、商品開発できるように努めてまいりたいと思います。

あと、青い森鉄道の関係ですけれども、企画課と協力しながら、活性化を図ってまいりたいと思っています。この間の4日も剣吉商店会の方で、支え合いネットワークの方でいろいろ活動しまして、これから駅を喫茶店なんかの開業に向けて、検討していくというようなお話でした。

あと、体験型ということで、達者村はもちろんでございますけれども、史跡、それからウォーキング、それからバーデで実施している里山あるき、ああいうものも観光資源としては十分あると思っておりますので、大切にしていまいりたいと思います。

これから観光協会や商工会、それから農家の皆さんや町民、先ほどお話しにもありましたように、まず聞くという姿勢が大切だと思いますので、一生懸命聞くことから、始めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市勲君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時52分）

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時01分）

○議長（小笠原義弘君） 14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（14番 工藤久夫君 登壇）

○14番（工藤久夫君） 私は、今定例会で通告してある大きく4点の質問をさせていただきます。質問に先だって、今NHKで放送している司馬遼太郎原作の「坂の上の雲」という明治時代のドラマを見た感想を述べてみたいと思います。

ドラマといいましても、実際の事実に基づいた壮大なスケールのドラマですから、19世紀末から20世紀初めにかけての日本の近代化と国際化をほとんど何も無いところから築き上げた政治家とか、外交官、軍人、そして文人の生い立ちから努力や苦勞を重ねていく過程を一つ一つ追っていくそういうドラマを見ていますと、現在の日本の国や県や私たちのような地方の自治体の政治にかかわっている1人として、今の日本はこれでいいのだろうか。もっと大局的な見方と判断をして、将来子孫から評価されるような活動をしなければいけないという思いを強く感じております。「木を見て森を見ず」という言葉がありますが、我が南部町の議会も、町の理事者も、明治時代の先人の苦勞を思い起こしながら、将来評価されるような議論と判断と行動をしなければならないという思いを持ちながら、本題に入らせていただきます。

まず、1点目として、南部町の幼稚園、保育所、児童館のあり方についてであります。現在の町内にある保育所、幼稚園、児童館等の施設の具体的な運営形態、職員数と雇用の形態、通所している児童といいますが、乳幼児の数、また、園児1人当たりの保護者負担金と、実際園児1人当たりにどれぐらいの費用がかかっているのか、具体的に説明していただきたいというのが1点目であります。

次に、施設によっては大分入所者が減少しているところもあるようですが、中長期的な統廃合の見通しと運営形態の方向性はどのように考えているのか。これに関連して、どのように町では進めていく予定なのか伺います。

次に、認定子ども園のようないわゆる幼保一体型の施設の運営を考えているのであれば、その場合の長所、短所といいますが、問題点と課題はどのような点が考えられるのかお答え願いたい。

次に、現在の町立の施設で働いている職員の雇用形態は現状どういう状態で、将来的にはどういう方向を考えているのでしょうか。私はいずれ早い段階で公設民営化に踏み切るべきだと思いますが、町長はこの点、どのように移行していくお考えでしょうか、お尋ねいたします。

私がなぜこのような質問をするかというのは、まず、平成20年3月に策定された南部町総合振興計画を見ますと、総人口の増減率の予測は、平成17年から24年までは年平均マイナス1.08%、平成24年から29年まではマイナス1.28%に減少が加速していく見通しになっております。特に注目すべき点は、満14歳までの年少者の人口はそれ以上にマイナスが大きくて、年率1.83%からマ

イナス2.25%に減少する見通しであります。

私の私的な試算であります。ゼロ歳児から5歳児までの乳幼児の年齢別の人口は、10年前は各年齢層ごとに約百七、八十名から200名ぐらいだったのが現在は120名前後に約3分の2に減ってきております。2年前の資料に基づいて集計してみますと、町内の三つの幼稚園の定数260名に対して、実数は144名、充足率は55%です。町内三つの保育園の定数350名に対して、実数は331名、充足率は94.6%、町内の保育型児童館は5館で、定数200名に対して実数は54名、充足率は27%となっていますから、2年たった現在はもう少し数字が低下しているのではないのでしょうか。これをもとに、園児1人当たりの経費を試算いたしますと、幼稚園では名川幼稚園が1人当たり約47万円、南部幼稚園が1人当たり107万円、私立のあかね幼稚園は約41万円、保育園の場合、名川のチェリー保育園では1人当たり76万円、なんぶ保育園では1人当たり78万円、福地保育園では約106万円、また、児童館の場合、町内5館の平均は1人当たり約82万円というような年額の経費がかかっていると思われます。

そして私は、注目しているのは、ここで働いている幼稚園の教諭や保育士の経験年数を調べてみますと、私立のあかね幼稚園の場合は18年、その他の公立の幼稚園とか、保育所、児童館は30年から38年、ですから、公立の施設で働いている職員の皆さんは、おおむね50歳以上平均になっている計算になります。臨時職員を除いた教諭、あるいは保育士の皆さんの1人当たりの人件費を年額で試算いたしますと、私立あかね幼稚園の場合は年間1人約360万円なのに対して、公立の幼稚園、保育所、児童館で働いている方々は平均730万円から750万円ぐらいと。約倍近い金額となっているようです。民営化に移行するとしても、協議や準備に恐らく少なくとも2年ぐらひは必要だとすれば、今度は働いている方々の処遇といいますか、待遇をどうするかという点が気になりますが、言えることは町民の視点からいきますと、最小の費用で最大の効果を上げるという視点からいけば、これからこの統廃合とか、運営方法の協議は1日も早く始めて、現在頑張っておる職員の皆さんが、不安を抱かないように進めていくことが大事だと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。私の試算データは多少違っているかも知れませんが、大きくは外れていないと思います。

次に、大きな2点目として、南部町の下水道事業について質問させていただきます。私は公共下水道と農村集落排水事業、いずれもほぼ町民の立場で言えば、下水処理事業と同じだという視点で質問させていただきますから、その点は了解していただいて、答弁をお願いしたいと思います。

まず、1点目として、現在の計画のまま、下水道事業といいますか、農村集落排水事業も含め

て、計画どおりに進めていった場合に、町の財政全体に及ぼす影響はどの程度に予測しているのか試算を示していただきたいと思います。

また、現在の起債全体の残高に対する下水道関連の起債の比率と、5年、10年、15年後ぐらいの中長期的な予測について示していただければと思います。

2点目として、現時点で、下水道事業の計画どおりに事業を進めていった場合に、南部町内の全部の家庭で水洗トイレを使えるようになる。いわゆる下水道普及率100%整備までの目標年度とそこに至るプロセスはどのような見通しになるのか、教えていただきたいと思います。

3点目として、今後の人口の減少、世帯数の減少の見通しと、この下水処理事業といいますが、農村集落排水事業の見直しの方角をどのように考えているのか示していただきたいと思います。各種シンクタンクの人口の予測から推測いたしますと、現在約2万1,000人の南部町の人口は、恐らくあと20年から25年で1万5,000人ぐらいまで減少することが予想されています。その場合、現在の計画で下水道の事業が完成して、加入率を仮に100%でスタートしても、空家が増加するというので、20年、25年後には実質的には当初目標としていた加入世帯数は20%から30%減っていくのではないかとということも考えられます。したがって、これから事業を見直しするとすれば、減少率が高くなると思われる地域の見直しが必要になってくるのではないかと考えますが、この辺の見解を伺いたいと思います。

次に、大きな3点目として、広域的に取り組んでいる事業の将来的な方向性についてお尋ねしたいと思います。

まず、いわゆる広域行政と言えはよいのでしょうか。町単独ではなく、隣接している他の市町村と共同で行っている事業の具体的な内容と費用といいますが、町の負担金について説明していただきたい。

次に、それぞれの事業の根本的な見直しや統廃合に向けての可能性や経費の削減について、今の時点で考えていることはないかお答え願いたいと。

3点目として、さらなる広域化などによる経費や町の負担金の軽減策や民間への作業委託等の具体的な推進を考える協議を始めたかどうかということをお伺いしたいと思います。なぜこのような質問をするかと言えば、南部町の人口は毎年1.3%前後の比率で減少していくものと思われます。さらに、この三八地域も同様に人口が減少して、およそ25年後ぐらいには全体的に現在の4分の3から3分の2ぐらいまで人口が減っていくと予測されます。そうならないことを祈るわけですが、その場合に、現在の国や県や市町村の財政状況から推測する場合に、単独の自治体で自立していけるだけの強い財政基盤があれば別ですが、どうしても広域行政の分野まで踏み込んだ議論

や協議は必ず必要になってくると思われます。町長はこの点、どのような所見をお持ちになっているのか、説明していただきたいと思います。

最後に、２年前に取得した斗賀地区の山林と道路用地のことについて２点ほど質問をさせていただいて、終わりにしたいと思います。私は先月、あの現場の近くを通る機会がありまして、見てきた感想から、ちょっと疑問に感じたことがありましたので、お尋ねします。

１点目は、生コン工場付近の道路沿いには大量の大型コンクリートのブロックが積み重ねてありました。恐らく山林の斜面の傾斜が急なため、万が一の崩落に備えて積んであるものでしょうが、私が推測するに、あのブロックは余った生コンを型に入れて固めたものだと思います。何しろ余ったときだけ何回にも分けて固めただけのようですから、一般的なコンクリートのブロックと違って、劣化も早く、強度もないだろうと思われます。しかも毎年冬になれば中にしみ込んだ水分が凍結と溶解を繰り返した場合、あと数年か十数年で撤去するか、補強が必要になるように見受けられます。素人の私が見た場合でも今でも少し不安を感じる、そういう状態のものが見えています。万が一、劣化が進んで、大きな地震が来た場合は、大変だなと思いますが、購入する時点でこれらの点は説明になかったものですから、この金額の算定時に、この点を考慮に入れて、価格の交渉をしたのかどうか、お尋ねしたいのであります。

２点目として、２年前の８月７日に、議会の議決の後、代金を支払って、登記が完了して、その１カ月後の９月の末には、生コン工場は事業の不振によるものかどうか、工場を停止したまま現在に至っております。町長及び担当者は閉鎖することは事前に知っていたのかどうか、素朴な疑問を持ちましたから、この点答弁をお願いしたいと思います。

ここまで長い質問を続けてきましたが、昨今の報道を見ていますと、財政難のために年金に対する国庫負担金を減額するとか、あるいは不足分を埋蔵金で工面するとか、地方財政の危機的な状況に対応するために、二、三年前に創設した地方自治体向けの一括交付金をやはり減額するとか、将来に向けて町の財政をめぐる厳しい話題が多いものですから、今回このような質問をさせていただきました。答弁の方をよろしく願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず最初の幼稚園、保育園、児童館のあり方についてでございますけれども、詳細については、

担当課長たちから答弁をさせたいと思います。私からまず基本的な考え、また取り組みについて答弁をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

現在、幼稚園、保育園、児童館の統廃合及び民営化の推進計画等、そのガイドラインを作成するために、関係課職員によるプロジェクトチームを設置したところでございます。議員おっしゃってありました総合振興計画、最上位計画になるわけでございますが、今までこの部分の統廃合、または民営化の部分でおくれていた部分がございました。そういうことから職員の方にも将来の方向性を早く出していかないといけないと。当然これは人口減少等も加味してのことでございます。そういうことでプロジェクトチームを設置したところでございます。

また、昨年度については幼稚園のPTA、幼稚園の父兄の会の代表、または幼稚園、保育園の園長と関係者20人による幼稚園のあり方を考える協議会を4回開催しているところでございます。また、町としましては、認定子ども園も含めてプロジェクトチームでガイドラインを作成し、その後、また専門家の方々、地域の住民、関係者の方々の組織を立ち上げて方向性を打ち出してまいりたいと思っております。

そしてまた、将来的な職員の雇用形態でございますが、先ほど議員から大変勉強されておまして、それぞれの数値等も出されました。町の方の試算がどうなっているのか、ちょっと私も把握しておりませんが、極端には、違いのないのかなというふうにメモをとらせていただきました。そこで、民営化、あるいは統廃合が最終的に行われた場合について、正職員は直営施設にまず一つは集めていくことになるだろうと。また、役場への配置がえ、そしてまた臨時職員については原則民間法人等に継続雇用をお願いすると、こういう考え方になると思います。現在私どもも職員採用につきまして、将来民営化、統廃合というのはやはり行っていかなければならないだろうということで、保育士の採用は本当に最小限の最小限で来てございます。現在これは幼稚園、保育園、児童館含めての正職員は全体の約3分の1でございます。3分の2が臨時職員で行っているという現状でございます。

公設民営化につきましては、公設民営（指定管理者制度）または民間移譲など、幾つかの方法が考えられると思います。経営の当然効率化を図りながら、サービスの低下にならないような考えのもとで、ガイドライン、民営化等推進計画の策定を早期にまず完成していきたいと、このように考えてございます。

次に、下水道事業についてのご質問でございます。

まず、下水道事業の財政に及ぼす影響についてのご質問ですが、本町の下水道事業は、集合処理では公共下水道事業と農業集落排水事業で、個別処理では合併処理浄化槽設置事業で取り組ん

でいるところでございます。

平成22年度の公共下水道事業と農業集落排水事業への繰入金の総額は2億3,146万6,000円で、当初予算全会計総額208億3,718万円に対する割合は現在は1.1%となっております。

また、平成22年度から31年度の10年間ににおける一般会計からの繰入金は、公共下水道事業特別会計は事業費37億7,345万2,000円に対し、6億7,785万1,000円の18%でございます。

また、農業集落排水事業特別会計においては、事業費25億7,487万5,000円に対し、22億5,814万3,000円で、87.7%となり、10年間の事業費合計額63億4,832万7,000円に対し、繰入額29億3,599万4,000円で、その割合は46.2%となります。

また、合併処理浄化槽設置事業につきましては、2分の1の国、県補助金を受けて取り組んでおり、本年度は20基分の約414万円が町の持ち出しとなっております。平成23年度から5年ごとに計画を立てて、順次取り組んでいるところでございます。

下水道事業の健全経営に当たっては、使用料の適正化と、現在取り組んでいる加入促進計画をさらに進め、一般会計からの繰入金を少なくして、町の財政負担の軽減を図ることが大変重要であると考えてございます。とかく下水道事業が大きな町の財政負担になることはもうしっかりと頭に入れていかなければならないと。そのためにも加入率促進をしっかりとしていかなければならないと考えております。

次に、普及率100%整備までの目標とプロセスについてのご質問でございますが、本町の汚水処理人口普及率は平成21年度末で人口2万1,123人に対して、処理人口が1万1,858人でございまして、普及率は56.1%となっております。全国では85.7%、青森県では70.3%となっておりますが、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人以下の市町村では71%にとどまっております。県内における本町の順位は20位というふうになってございます。

今後の汚水処理整備でございますが、南部地区公共下水道事業が平成17年度から37年度まで20年間と。また、剣吉地区でございますが、農業集落排水事業、南部地区公共下水道事業が完成後、次の事業と。その後、赤石地区の農業集落排水事業ということで、同時並行をすることは非常に財政に影響を及ぼすという観点から、計画においては大変気の遠くなるような年度になります。剣吉地区が平成38年度から53年度、そしてまた終了後平成54年度から57年度までと、合併処理浄化槽設置事業も含めると、平成70年度ぐらいまでかかるのではないかとこのように思っております。

よって、本町の汚水処理人口普及率ですが100%の目標年度はまさに気の遠くなるような年度でございますが、財政の健全化を図りながら進めていくとなると、平成70年度、また、状況によ

っては並行ができる部分、これはしっかりと財政等の部分を考慮しなければならないと思っています。

なお、平成27年度の汚水処理人口普及率でございますが、公共下水道25.9%、農業集落排水31.3%、浄化槽24.5%、計81.7%の普及率になる予定でございます。

先ほどから議員からご指摘いただいております南部町の人口、非常に減少していく率が当初立てていた計画より私は早く進んでいくだろうなと、こう思っております。合併当時、下水道、旧南部町、合併前に下水道事業の採択を受けて、着手したわけでございますが、合併後も実は見直しをさせてくれということで、1期工事はもう国の認可も受けて進んでいるので無理だということでしたが、2期工事以降は本当に公共下水でいいのか、集落排水の方が安く上がらないのかどうかと、地区も先般全員協議会で説明させていただきましたが、合併後も一部見直しをさせていただきました。今後、計画は立てておりますが、人口の減少率というのが私どもが予想していた以上に進んでいるということを考えていきますと、今立てている計画も今後やっぱりそれに応じて、見直しをしていくことは、私は大事であると思っております。その部分につきましては私も工藤議員と同じでございます。計画したから、すべて最後までこれで行くというのではなく、常に見直しをし、よりよい効率性の高い、その中でサービスもしっかりと低下をしないようにということを考えていかなければならないと、こう思っておりますので、よろしくまたご指導をお願いを申し上げたいと思います。

次に、広域事業の将来的な方向性についてでございます。ここにつきましても私の方から総体的な考えを述べさせていただいて、詳細の部分はそれぞれの担当課長から説明をさせたいと思います。

先般、南部藩にゆかりのある9町村と1日国替え領主というのを取り組んでございます。ことは、私は隣の三戸町にお伺いする年でございました。幹部の課長さんたちの前でお話をする時間をいただいたわけでございますが、まさしくその場で、これからはそれぞれが1町村で取り組んでいくというのは非常に財政的にも困難な部分が今以上に出てくるだろうと。そこで、八戸を含めた広域的な取り組み、または小広域的、隣の三戸さんとか、田子さんとか、五戸さんとか、そういう広域でも小広域的な考えの取り組みというのもこれからは大事になってくるのではないかと。そういうためにはお互いに情報交換をしながら、連携をとり合って、そういう隣同士での取り組みというのも考えていきたいと思います。まさにそういう取り組みが今後必要になり、厳しくなっていく行財政の中で、乗り切っていく一つの私は手法になってくるだろうと、こう思っております。

その中で、いろいろな広域的な取り組みをしているわけですが、1点だけ私の方から、今一部事務組合、環境、塵芥さんの方にお話をしているのは、これは三戸町長さん、田子町長さんも同じ考えでございまして、構成町が3町同じでございまして。この一部事務組合、やはり将来的に構成団体が違えばまた難しい部分がありますが、3町全く構成団体が同じということで、その一本化はできないのかと。それぞれの組合議会の議長さん、副議長さん、首長、去年実は一度お集まりをいただいて、お話をさせていただいておりました。現在、塵芥の議長さん、西塚芳弥議長さん、また環境の議会議長さんは東議長さんということで、私どもの議会議員が議長さんなわけですが、三戸町長とも先般その話をしました。もう1回やはり早急に集まって、将来の方向をまずやっぱり話していかないと、またこのままずるずるいってしまう可能性があるのではないかというお話でございましたので、私どももまた首長たちと連絡をとって、またそれぞれの組合の議長さん方にもお話をし、方向性を見出していきたいと、このように考えてございます。

そのほかにもいろいろな取り組みをしておりますけれども、詳細は担当課長たちからも時間の関係もございまして、要点で答弁するようにさせたいと思います。

次に、4点目の斗賀地区の山林、道路用地についての件でございまして、奥羽生コン工場付近のコンクリートブロックの劣化により、撤去や補強が必要ではないかと。また、購入時にこれらの点を考慮して交渉したかということでございまして、現在積んであるブロックは2段に積んでございます。1個の重量が約5トン以上あることから、法面崩落防止に役立っているわけです。ブロックの劣化は確かに見られますが、担当課の方からも現地確認をさせております。すぐに補強しなければならないという状況ではございませんが、長い年月を考えれば、議員からご指摘のあった部分については、頭に入れていかなければならないなと思ってございます。このブロック、昭和50年、60年代ぐらいからというふうにお聞きしてございます。

また、購入時についてこれらの点を考慮して交渉したかということでございまして、コンクリートブロックが法面に積んであるほか、道路の路盤にも敷いてあり、結構な数でありました。このブロックを処理すると、約1,800万円の費用と、撤去後の法面の崩落防止工事と道路工事に約3,000万円ぐらいかかるという報告を受けてございます。また、急傾斜でもあることから、今後の道路維持管理を行うには必要であるという判断で交渉してまいりました。

購入後閉鎖しました奥羽生コン工場についてでございますが、私どもも、閉鎖することは全く寝耳に水でございまして、建設課、担当課の方も同じで、全くわかっていない状況でございました。平成21年2月3日に、担当課の方に入り、その後、2月12日に、社長が私のところに来まし

て、閉鎖の報告を初めて受けたところでございます。通知がなく、また、会社の都合で閉鎖ということでありまして、私どもとしまして大変残念に思った次第でございます。これが今までの経過でございましたので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 町長の答弁に若干補足させていただきます。

議員の児童１人当たりの所要額という形で、年間の総運営費引く歳入から利用児童数で割り算をした児童１人当たりの年間経費をお知らせしていただきましたが、こちらでも計算しております。児童１人当たりの総運営費から歳入を差し引いて利用児童で割った場合は、平成21年度の決算ベースでは83万5,149円、議員の保育所の３館の平均値を計算しますと86万円ということで、こちらの計算方法とほとんど相違ない数値を出していると思われます。ただ、この部分に、交付税算定という部分がございます。これは民間保育所における国庫補助金という形のものでありまして、これが平成21年度の決算ベースで１億3,770万5,000円でございます。これを総運営費からさらに差し引きますと、児童１人当たりの年間額の町の持ち出し分は13万3,142円となります。

参考までに、幼稚園に対しましては交付税算定分が2,570万2,000円でございます。これを同じような計算方法で行いますと、町の持ち出しが幼稚園２カ所に対して、幼児１人当たり40万8,977円の年間経費となります。

さらに、児童館に関しましては、総運営費を歳入からこれは保護者の負担金という形でありまして、4,264万9,320円の総運営費から歳入の289万8,500円を差し引きまして、これを32名の児童数で割るわけですが、１人当たりの年間経費が133万2,791円と、他の２施設に比べて１人当たりの経費が高いということが言えるわけでございます。

また、今現在の保育所の入所状況につきましては、３館合わせて301名と。チェリー保育園が127名、なんぶ保育園が92名、福地保育園が82名と、チェリー保育園を除いて、いずれも定員割れを起こしております。ただし、生後３カ月から２歳未満といういわゆる未満児、それから乳児、これらの入所数がふえてきております。これらに対して保育士を補充していかなければならないという状況が続いております。臨時の職員が多くなるのは、年度初めの４月１日時点での募集に対して随時出生した３カ月、６カ月の乳幼児等がふえてきているので、臨時職員で対応せざるを得ないという現況がございますことをお知らせして終わります。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 現在の幼稚園の関係で、今話題に出てこなかった部分ですが、職員数は名川幼稚園は、現在教頭 1 名、教諭 2 名、臨時教諭 1 名、臨時用務員が 1 名の 5 名となっており、南部幼稚園は教頭 1 名、教諭 1 名、臨時教諭 1 名の 3 名であります。園児については、名川幼稚園では、定数120人に対して53人、南部幼稚園では60人に対して21人となっており、名川幼稚園は44.2%、南部幼稚園は35%の就園率となっております。

それから、園児 1 人当たりの保護者の負担金については、入園料は年度初めに4,500円、保育料は6,500円と。給食費については名川幼稚園では4,100円、南部幼稚園では3,100円徴収しておりますが、徴収方法が違うだけで、1 食当たりの金額は255円となっております。そのほかに、毎月徴収する P T A 会費、絵本代、おやつ代などがありまして、名川幼稚園では月に900円程度、南部幼稚園では1,500円程度徴収しております。

それから、子ども園についてですが、青森県では今年度 4 件となっております、なかなかふえない状態となっております。11月 1 日に政府が平成25年度から実施予定の「幼保一本化に関する制度原案」というのが新聞で報道されましたが、現在の幼稚園と保育所の制度を10年程度経過措置の後に廃止して、新たに創設する子ども園に一本化する計画でいるというようなことですが、その中でまた子ども家庭省というふうな名称を新設して、そこが所管するという計画を出したようですが、まだこれもはっきりしていないと思います。

それから、子ども園のメリット、デメリットですが、実際南部町もやっていませんし、県内でも件数が少ないということで、なかなかわかりにくいんですが、例えばメリットでいけば、親が働いているかいないかというふうなことを問わないようになるとか、それから預ける時間が 8 時間になるとか、あるいは逆にデメリットでいけば、今の状態でいくと文科省と厚労省がありますので、事務が煩雑になるのではないかなとか、あと考えられるのは、各種の行事をやった場合に、幼稚園と保育所との持ち方の問題が出てくるのではないかなというふうなことをちょっと考えたりしているところであります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 財政の方から起債の現在の残高をお知らせしたいと思います。

農業集落排水事業につきましては、事業が現在一段落しておりますので、起債の額は現在今年度末で27億5,000万円余りということになってございます。先ほど町長の方から説明がありました剣吉地区、もしくは赤石地区の農業集落排水が始まらなければ、この起債の額はどんどん返済されて圧縮されていくということでございます。

それから、次に、公共下水債の残高でございますが、平成22年度末で9億8,000万円余りということになってございます。先日議員全員協議会で、南部地区の公共下水道事業の事業費を皆様にお知らせしたと思いますが、約140億円という試算でございましたので、仮に10%程度人件費、あるいはその事務費に充てたとして、残りの5割が補助金でございます。残りの5割は100%公共下水債で賄われますので、この140億円という金額をベースにして考えますと、将来的に起債の発行額は60億円余りということになるろうかと試算を、本当に荒々ではございますが、そういうことでお知らせをしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 私からは広域事業の将来的な方向についてということで、町長の答弁に追加したいと思います。

定住自立圏事業についてご説明申し上げます。これは、平成21年度9月に、形成協定を締結いたしましたもので、内容的には三つございます。その三つの中で主なものの内容をご紹介します。

一つは「生活機能の強化に係る施策」ということで、皆さんご存じのドクターカーを導入してございます。

それから二つ目の「結びつきやネットワークの強化に係る施策」ということでございますが、これはこれから実施計画をすることでございますが、圏域公共交通の計画策定、公共交通のバスの事業でございます。それをこれから実施計画をしてまいります。

それから三つ目の「圏域マネジメント能力の強化に係る施策」では、市町村職員等の研修の充実でございます。これらの事業にかかります平成22年度の事業費につきましては、定住自立圏の振興基金の方を活用いたしまして、当町からの負担はございません。来年度平成23年度から先ほど申しましたドクターカーの運行業務、運行事業につきまして、燃料費と人件費について650万円かかるということですので、当町は約36万円ぐらいということに試算しております。

もう一つは、安全・安心情報発信事業の圏域拡大ということで「ほっとスルメール」というシ

ステム保守点検料の増加分につきまして、八戸ではもう実施しておりますが、それに関係町村が参加するということで、増加分の121万円ほどでございますが、これには24万円ほど支出がございます。

あとは見直しの件につきましては、今定例会でも皆様に提案しておりますが、連携施策の追加などがございます。その都度皆様に提案いたしまして、随時見直しをしてまいります。

それからこのほかに、広域化の経費節減、民間委託等についてということでございますが、この中では、県の町村会におきまして、コンピューターの共同利用に関する検討会を設けて検討してございます。それから、公的個人認証サービスに使用する機器類の調達について、現在県の町村会が窓口となりまして、町村の意向を取りまとめ、県外の町村会との共同で一括入札をする導入計画で、経費の節減ができるものと思っております。そういう検討もしてございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） おおむね私が聞きたかったこと、また、目指すべきだという方向性が割りと考えていることが同じだなということで、ほっとしたり、安心したりしている部分があります。残り時間も5分少々になりましたから、この機会ですので、要望といいますか、お願いを言いながら、私の質問を終わりたいと思うんですが、私は、ことし9月に、10日ぐらいフランスの田舎をちょっと旅行してきました。また、先月は6日ぐらい韓国を見てきたんですけれども、感じることは、フランスの場合、田舎へ行けば行くほど元気があって、活気があって、非常に文化的にも住みやすいなど、田舎の方がいいなというような感じを持って帰ってきました。フランスというのは、ここと違って、食料自給率も100%を超えておりますし、アメリカ、イギリスとはまたちょっと変わった文化がある国なんですけれども、そこで、なぜ、田舎の方が元気があるかという観点から言いたいのは、ドイツとかフランスというのは、簡単なんです、田舎の方が暮らしやすく、生活費がかからなくて、人間らしい暮らしができるから田舎で暮らした方が元気だということが、私が見てきた結論なんです、そういう視点で考えれば、この町はまだまだ捨てたものじゃないというか、同じ町民が意識を持って、この地域をうまくまとめていくという、そういう気持ちがあれば、日本も今ちょうど曲がり角に来て、厳しい状況だとは思いますが、悪いことばかりじゃなくて、この先、この地域はひょっとしたら、日本の国の中でも将来暮らしやすい土地のナンバーワンになる可能性は十分にあるんじゃないかなと思っております。

そのために、大事なことは、やはり町民の意識といいますか、気持ちの持ちようだと思いますので、今言ったいろいろなあれを見直せ、これを見直せという、私の場合は住民の視点できついことを言うかもわかりませんが、現時点で一般の町民の暮らしそのものが厳しいものですから、町の職員に対してもきついことを言わざるを得ないわけです。

ただ、私が言いたいことは、去年の12月の定例会でも言ったんですが、八戸の出身で一時、法光寺の住職を務めた西有穆山という和尚さんがいますよね。この和尚さんがどういうことを普段周りに言い聞かせて歩いたかということ、小さいときにお母さんとお寺に行きました。そしたら、地獄の絵と極楽の絵があったと。悪いことをすれば地獄へ行くんだよ、いいことをすれば極楽さ行けるんだよと。その教えをずっと生涯守って、質素な暮らしで清い心で、正しいことを行おうとした。そういう気持ちをずっと貫いたから、今の鶴見の總持寺というのを能登半島から移して、初代の管長にもなったと。そういう歴史が立派な和尚様で、八戸の出身でいるということで、その和尚さんの教えをいま一度見直して、この地域でもそういう子供たちから大人までいいことをしよう、清い心で正しいことをしようという簡単なことをみんなで唱えれば、この地域はまだまだ暮らしやすくなるのかなんていう思いを今しております。

そういうことで、厳しいことを言いましたけれども、みんなでいい町をつくるために、町長を中心に私らもできるだけの努力はさせていただきたいと思いますから、そういうことで頑張ってもらいたいと思って私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月8日は議案熟考のため休会とし、12月9日は午前10時から本会議を再開いたします。本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時01分）

第33回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成22年12月9日（木）午前10時開議

- 第 1 報告第18号 専決処分した事項の報告について
専決第10号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 2 議案第100号 南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第101号 南部町公共下水道条例の制定について
- 第 4 議案第102号 南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第103号 土地の取得について
- 第 6 議案第104号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 7 議案第105号 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結について
- 第 8 議案第106号 八戸地域広域市町村圏事務組合理約の一部変更について
- 第 9 議案第107号 八戸地域広域市町村圏事務組合財産の処分について
- 第 10 議案第108号 平成22年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 第 11 議案第109号 平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 12 議案第110号 平成22年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 13 議案第111号 平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）
- 第 14 請願第2号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」に関する請願書
- 第 15 陳情第2号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化
を求める陳情書
- 第 16 陳情第6号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書
- 第 17 陳情第10号 非核三原則の法制化を求める意見書採択についての陳情
- 第 18 常任委員会報告
- 追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明
- 追加第2 議案第112号 南部町過疎地域自立促進計画について
- 追加第3 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君		

欠席議員（1名）

20番	佐々木 由 治 君
-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	佐々木 博 美 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 田 辺 弘 治

主

幹 板 垣 悦 子

主 査 秋 葉 真 悟

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第33回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

報告第18号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第18号、専決処分した事項の報告について、専決第10号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 1ページでございます。報告第18号、専決処分した事項の報告について。

処分理由、損害賠償の額を定め和解することについて、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第1号に該当するので、専決処分したものでございます。

2ページをお開きください。専決処分第10号、専決処分書、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について、専決処分したものでございます。

次のページをお開きください。3ページでございます。損害賠償の額を定め和解することについて。

平成22年7月15日、南部町大字上名久井字下モ町地内において発生した事故に伴う損害賠償に関し、相手方と次のとおり和解を成立させ、及び損害賠償額を決定する。

1、相手方、南部町内のガソリンスタンド店。和解の内容。南部町は、相手方に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として、79万2,913円を相手方指定口座に支払う。

なお、本示談のほか、当事者間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

3、事故の概要でございます。発生日時、平成22年7月15日、午前8時10分頃。場所、南部町大字上名久井字下モ町地内。状況でございますが、上記日時、場所において、南部町が所有するバスが給油のため相手方の経営するガソリンスタンド店に進入した際、バスのミラーポールが給油装置に接触し、給油装置を損壊したものでございます。

ちなみに、示談日は平成22年9月17日でございます。

この事故に関しましては、ながわ里バス、100円バスでございますが、上名久井地内にあるスタンドに給油の際、進入したときバックミラーが左方についてございますが、そのステーが給油装置の上部に接触いたしまして給油装置が傾いた。で、一部損壊したという事故でございます。そのため、給油装置がちょっとずれたものですから、給油装置がやはり給油不能になったと。バスの方は、もちろん進入時点では最徐行でございますので、10キロ以下ということでバスのポールのステーは何ら損傷もなく、塗装が1センチ四方くらいはげただけでございますが、バスは何もないと。スタンドの方は、やはり、押された関係でぐっと傾いて給油不能になったというものでございます。給油装置もハイオク仕様でございますが、ハイオク仕様1本の装置でございますが、なかなか、新品というのは今ないということでございましたので、中古の物を探してそれに対応する損害賠償を支払ったというものでございます。給油装置にいたしましては、何回も言いますが、その新しい物がなかったもので中古品ということで損害賠償になったというものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） 普通ですと、車の場合は保険等に入っていると思いますけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 説明が不足しておりました。

全額、保険会社からの支払いでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
報告第18号を終わります。

議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、議案第100号、南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 23ページになります。議案第100号、南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、児童扶養手当法の一部改正により引用条項にずれが生じたことから、条例の一部を改正するものであります。

次のページをお開きください。南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第1号ハ又は同項第2号ハ」に改めるとあります。これは、祝金の支給要件となる父または母の心身障害の程度を、児童扶養手当法から引用しているもので、改正後の「第1号ハ」は父の障害を、「第2号ハ」は母親の障害程度について定めているものであります。

この条例は、公布の日から施行し、平成22年8月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、議案第101号、南部町公共下水道条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） それでは、25ページをお開きいただきたいと思います。議案第101号、南部町公共下水道条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、現在、南部地区に建設を進めております浄化センターが平成23年4月から供用開始することから、条例の制定を行うものでございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。南部町公共下水道条例を次のとおり定めるものでございます。

第1条は、目的でございます。この条例は、町が設置する公共下水道の管理及び使用について、下水道法その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的としております。

第2条は、この条例における用語の定義を定めております。

第3条は、排水設備の設置につきまして、公共下水道の供用開始日において排水設備を設置すべき者は、当該日から3年以内に当該排水設備を設置しなければならないと定めております。

今回は、沖田面地区の一部15ヘクタール、446人の方々が平成23年4月1日からの供用開始日から3年以内に公共下水道に接続をしていただくことになります。

第4条は、排水設備の接続方法及び内径等について。

そして、27ページにまいりまして、第5条には、排水設備等の計画の確認について定めております。排水設備の新設等を行う場合は、あらかじめ、その計画が法令の規定に適合しているか町の確認を受けるため申請をすることとしております。

次に28ページでございますが、第6条と第7条では、排水設備等の工事の実施と工事の検査について定めております。町が指定した排水設備工事業者は、工事完成の日から5日以内に検査を受け、検査に合格した場合は検査済証を交付するものでございます。

第8条は、法第12条第1項の規定による除外施設の設置について。

第9条には、特定事業場からの下水の排水の制限を定めてございます。

次の29ページにまいりまして、第10条は、法第12条の11第1項の規定による除外施設の設置等について定めてございます。

次に31ページをお願いいたします。第11条は、除外施設等の計画の届出について。

第12条は、し尿の排除の制限等について。これにつきましては、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によることとしております。

13条は、使用開始等の届出について。公共下水道の使用を開始、休止、廃止、再開したとき、または、使用者の名義が変更となったときは遅滞なく、その旨を届出することとしております。

32ページにまいります。第14条には、使用料の徴収について。使用者から毎月または2カ月ごとに集金、納入通知書または口座振替により徴収し、使用者は、その使用した月の翌月の末日までに納付しなければならないとしております。毎月の徴収は、1カ月の使用料が300立方メートル以上の大口の場合です。2カ月ごとの徴収は、それ以外の300立方メートル未満の使用者となります。

第15条は、使用料について定めております。使用料は毎月または2カ月ごとに使用者が排除した汚水の量に応じて、1カ月の使用料は基本使用料を水量10立方メートルまで1,278円とし、基本水量を超える超過使用料は、1立方メートルにつき175円とするものでございます。算出した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものでございます。使用料の設定につきましては、先般の全員協議会でご説明をいたしましたとおりでございます。

第16条は、使用料の算定について。毎月または2カ月ごとの定例日に排除汚水量を認定し、使用料を算定するものとし、使用を休止もしくは廃止したときは、また、その災害、その他の利用

により汚水量を認定できないときは、定例日以外の日に認定することができるとしております。

第17条は、特別な場合における使用料の算定についてでございます。月の途中において使用を開始した場合、または定例日以外の日に認定した場合において、基本水量未満であるときは、規則で定めるところにより使用料を日割りで計算します。また、使用の休止または廃止の届出がないときは、これを使用しない場合であっても、基本料金を徴収するというものでございます。

次に33ページをお願いいたします。第18条は、排除汚水量の認定等について、1号から4号の各号に定めております。水道水を使用した場合は、水道の使用水量を排除汚水量とし、水道水以外の水を使用した場合の使用水量は、使用の態様を勘案して、水道水と水道水以外の水を併用した場合の使用水量の認定は、規則に定めることとしております。

第19条は、水道水以外の水の使用の開始等の届出。

そして、34ページにまいりまして、20条には資料の提出について。

21条には督促手数料及び延滞金について定めております。南部町税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例を準用することとしております。

第22条は、手数料について定めております。排水設備工事の完成により、検査を受ける排水設備工事業者は、1件につき1,000円の手数料を納めていただくものでございます。

23条は、使用料の免除。

24条は、行為の許可等について。

25条は、許可を要しない軽微な変更について。

26条には、占用について定めております。公共下水道の敷地または排水施設に物件を設けて継続して占用とするときは、町の許可が必要と定めております。

次に35ページをお願いいたします。27条には占用料の免除。

28条には、占用の許可の取消し。

29条には、占用期間が終了したあとの原状回復について定めております。

36ページにまいりまして、第30条には損害賠償について。

31条は、委任事項について。この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとしております。

第33条と34条には、罰則について定めてございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第101号の説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 公共下水道工事については、11月19日、議員全員協議会でも説明があったわけではありますが、専門的な用語とかそこにかかわる数字がとても大きいので、もう一度、重複になるかもしれませんが、質問するものです。

まず、これは旧南部町が最初に計画されたことから始まっておりますので、旧南部町では、公共下水道事業や浄化センター建設にあたり、住民説明会とか住民懇談会を開き、住民の合意のもと、事業を進めてきたのでしょうか。

また、これからの計画を進めるにあたり、住民説明会など住民の合意を得られるような計画などをして事業を進めようとしておられるのか、その考えについてお聞きします。

次に、これからの質問は、全協でいただきました資料をもとにまとめたものです。

月額使用料の推計についての質問です。住民基本台帳をもとに、平均世帯人数を割り出しているのですが、私の近所を見回しましても、世帯人員が3人。これは平均ですけれども、3人というところは少ないわけですが、こういう計算方法では、大人数世帯にはかなりの負担になるのでありませんか。基本水量による料金、10立方メートルまで1,278円。超過水量料金175円では、負担が重いと考えられます。見直せないのでしょうか。また、公共下水道事業は、遅く取り組みば取り組むほど、基本水量の金額が高くなるということはないのでしょうか。公共下水道事業に加入しない世帯が多くなるほど町の持ち出しがふえる。そのために、新規の加入者には負担が少しずつ重くなるということはないのでしょうか。

次に、こういう事業を行うときは、必ず出てきます受益者負担金についてであります。どういう形で負担を求められるのでしょうか。この受益者負担という考え方とか、その具体的な料金はどこにはね返っていくのか、詳しく聞かせてください。

また、各家庭での下水道工事を引く場合、その費用、水洗トイレ化の工事費など具体的にはどのぐらいの工事費がかかりますか。また、相談窓口などはどのように考えておられますか。そして、工事費への補助は考えておられるのか、まず第1点目、お聞きするものです。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） ちょっとお待ちください。旧南部町のときには合併前のときで

すけれども住民説明会を開催しまして、町民の皆様にお知らせをしてこの公共下水道の取り組みを始めてございます。ですから、住民の皆様方からにはご理解をいただいているのかと思っておりますが、今後、供用開始に向けましてもこれからまた、地元の方々に説明会を開催しながら、そして、また今後、随時情報を提供して取り組んでみたいと考えてございます。

それから、月額使用料のことではございましたが、これにつきましては先般の全員協議会のときにもお話ししてございますが、推計人口、平成37年度に設定をいたしまして、使用料の設定。これにつきましては、日本下水道協会の方の下水道経営シュミレーション方式によりまして、投資額とかいろいろ維持管理費等を当てはめ、そして、使用料の目標単価、汚水処理と原価を設定しながら1世帯当たり、町の平均が3人から徐々に減ってきておりますけれども、おおむね3人ということでそれに基づいて、1世帯当たりの使用料を算定して出したものでございます。

それから、負担は、これからその加入率によってゆっくり健全経営ということを考えますと、この基本料金が一番よろしいわけではございますが、加入をとにかく促進していくということが一番の目標と掲げながらこれからも取り組んでまいりたいということになります。

それから、受益者負担金でございますけれども、当町には公共下水道と類似しております農業集落排水施設がございます。名川地区におきましては、分担金あり。福地につきましては取っていないという取り扱いが若干、違ってございます。公共下水道の負担金制度の導入につきましては、この農業集落排水の負担金と均衡を図りながら、今後、来年4月の供用開始におきまして、これから、議員の皆様と協議検討したいということは全員協議会のときでもお話ししたとおりでございます。

それから、自己負担の工事費でございますけれども、本管につなぐ排水管、これにつきましては1メートル当たり1万円という情報でございますけれども、その立地条件によりましては若干、変わってくるのかと思っております。

それから、助成制度でございますけれども、助成制度につきましては加入促進を図るためにも必要なことだと考えてございます。助成のいろんなやり方がございます。まず一つでございますが、工事のために借り入れました工事費の借り入れの利息を補給する制度。この制度もございます。ただ、これにつきましては、金融機関とのいろんな調整などが出てまいります。そして、二つ目でございますけれども、まず、現在行っている農業集落排水で取り組んでおります奨励金制度。これにつきましては現在取り組んでおりますので、これの導入につきましては特に、違和感もなく取り組めるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） これは、大分工事など専門業者も入って、専門的知識を持ってこういう先ほどの基本料金1,278円などを割り出しているんでしょうけれども、結局、そのこういう不況が強まっている中で、水洗化などをしたいけれども、生活実態に見合わないのでこういう事業に参加できない。お金がなければ公共サービスも受けられない。まあ金次第。こういうような状況では、本来であればまずいのではないかなと思います。そして、公共事業を下水道工事を進めることで公共事業が活発になれば、地域の業者にも経済活性化のためにもなるのですから、もう少し国の方である程度、真の公共事業としての性格が強いのですから、下水道工事を進められるような条件をつくっていただける条件っていうものはないのでしょうか。公共下水道本体に異議を申し立てているわけではありませんが、貧富の差が激しくなればなるほど、こういう事業は、低所得者層には遠い事業になるのではないかなと考えて、先ほどの受益者負担等の考えも含めて質問したわけです。

川守田稔君 着席

次の質問に移りますが、先ほどの答弁との重複するのですけれども、汚水処理の方法に、現在、合併処理浄化槽、各団地での汚水処理、農業集落排水施設そしてこれから進めようとしております公共下水道処理とありますが、その基本水量による料金には、上水道料金は関係していないのでしょうか。上水道の使用料自体が高いため、大変困っております。

上水道の料金見直し計画はあるようですが、全体として今まで以上に高くなるようです。こんな不況の時代、公共下水道整備計画を進めたものの、その加入者がふえず、工事を進めれば進めるほど町の持ち出しになる。結果的に町民に負担がかかる。いつまでたっても悪循環になるのではないのでしょうか。町長は、いつかの機会にこの公共下水道と見直す時期とかそういう話をしておりましたので、これは町長の方から直接どのように考えておられるのかお聞きするのですけれども、環境整備を考えれば公共下水道はいいのかもしれませんが、そのやり方等がまずいために、いまだに加入者がふえないと嘆いている近隣町村の声を聞きますと、もっと良い方法がないのか。どういうふうなやり方をすれば、公共下水道事業に参加する世帯がふえるのか、どのように考えておられるのか、これは、町長からお聞きしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 全協のときにも、また、一般質問のときにもお話ししました。17年に旧南部町、採択を受けまして、その後合併したわけでございます。その当時は、全地域を公共下水道で南部地区は行うという計画でございました。少しでも経費を下げていくために再検討しまして、有識者また南部地区の町民方々も交えて再検討しました。その後、赤石地区については集落排水。そしてまた、玉掛、諏訪ノ平地区、ここについては将来的な剣吉地区との整備に入ったほうがコストが下がると。こういうふう到我々も見直しをしてきているわけでございます。今後も一期工事はもうスタートしております。将来的な人口の予測というのが、工藤久夫議員さんの質問にもお答えしましたけれども、予想よりも減っていく可能性はあるなと思っております。ですから、そういうときにやはりまた、当然見直しというものはしながら、取り組むべきだこう思っております。ただ、今一期工事4月1日からスタートする公共下水道。まずは、しっかりと説明をしながら加入促進を図っていくことが、公共下水道または集落排水にしても安定した維持ができるわけでございますので、まあ今、都市、地方においてもやはり環境上、水洗化というのが非常にまず求められているわけでございます。その中で当然、経費もかかりますので、それぞれの方々が、すぐにできなかったこともあるかと思いますが、我々もしっかりとまず状況の説明をしながら、ご理解をいただいて促進を図るということが大事だと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 補足の説明はありませんか。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 上水道の料金が今回改正になるということで、それに伴いまして、団地排水の方の使用料金につきましても水道料金の100分の35ないし100分の36という設定。農集排につきましても半分という形でおりますので、上水道の上限、上がり下がりによりまして若干、変わってくるのかと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 3回目最後の質問になりますので、まとめて質問しますけれども、この前いただきました全協の資料の南部町と近隣市町村の使用料の比較を見ますと、どうしても新しく工事をされればまず、基本水量の単価が高くなるのかなというふうな印象を受けたもので、先ほどの質問をしたわけですが、やはり、工事費とか期間が長くなればそれは基本水量の基本単価の方にはね上がっていくのかどうか、本当に公共下水道を待ち望んでいる人方にはまだまだ待っていただかなければならないんでしょうが、待ったときにその最初の基本水量より若干高くなっているとか、そういう不公平感がさまざまな費用からはね上がってくるのかどうか、このところをはっきりと、現実的にどういうふうになっているのかお知らせください。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 先ほども申し上げましたが、37年度を目標にしまして、長期的にいろいろ計算をしてまいっております。ですから、37年度までの見込みということなんですが、将来的にもしこの基本水量が適当ではない価格になってきた場合、そういう場合にはまたその時点に対応することになるかと思えます。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。根市君。

○4番（根市勲君） 前にも工藤幸子議員が一般質問で答えたと思うんですけども、工事の終わったあと非常に道路が工事前より悪くなっている。これは、建設課長の方ですか。私の経験からいけば路床をもう少し低圧させ、路盤工はその後になると思うんですよ。もう少しどっと一気にあけないで低圧しながら土を埋めてあげるようにすれば、舗装のあれが少なくなると思えます。その辺、監督されている方はしっかり見てからお金を支払うと。壊すためやらせているんじゃない。今の下水道も環境がこれから子供達に良い空気とかそういうのをやるために下水つくったり、そういうふうにとんどんとんどんと進んでいくもんだから、壊すためにやっているんじゃない。いいことは、とんどんとんどんやっていかなければならない。道路の方もきちんと終わった後、しっかり皆さんが「元ようになった」と。そういうふうをお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 関係課長とちょっとあれなんですけども、道路の復旧については環境衛生課の方でやっていくわけなんですけども、町道に関してはできるだけ最初、改良する計画が例えばありますよという場合においては、改良をおくらせて、先に管路を入れてもらってうちの方で、建設課の方でその後全て復旧すると。それでやれば一発ででき上がるわけですので、そういうふうにしたいと。

それから、例えば、舗装がもう壊れていると。そういう場合ですね、半分、狭い道路であれば半分は環境衛生課でやると。建設課で半分やるというふうな場合は、合併で建設課もお金を出して、一緒に一発で仕上げるとかそういう方法を考えてやってますので、その辺、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 下水道料金のことなんですけども、算定のことなんですけれど、水道であれ、井戸であれ、蛇口から出た水があると、今の算定の方法というのは水道の蛇口から出た水が100%下水道に流れ込むという前提で考えてるように思うんですが、考えてみますと、水道にホースをつないで植木に水をかけたりとか庭に水をまくとか。農家の方であれば、ゴボウ洗ったりダイコン洗ったり、あと何洗いますかね。ニンジン洗ったりとかですよ。必ずしも管を敷設していなくても例えば、側溝に流れ込む水ですとかそういった水が多分、かなりの量あると思うんです。例えば、学校あるいは病院しかりです。そういった場合、全部が全部っていうわけではないのしょうけれども、何かどうもうち流れ込むようなあれが随分減っているよっていう場合には、例えば、排水溝でもってその水量を計算して、改めて実際に管に流れ込んだ量を算定して、その上で下水道料金が算定するっていうそういう措置が個々の加入者、個々の事情の別によって、そういう加味されるべきものじゃないのかな。そういうふうに考えられるべきじゃないのかなって思うことがあるんですが、どうなんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） ただいまの議員のおっしゃるとおりでございますけれども、そ

の放水等で散水したような場合の水の量を今度は測ると、何らかで把握するというようなことは、これは個々の家庭の状況とか見るような話で、なかなか把握するのは難しいということで、基本的には水道水の料金を参考にしてやるしかないのかなということしております。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 基本はそれでいいんだと思うんですよ。ですけど、うちの近所でもよくゴボウをつくっている方がいて、毎年ゴボウを一生懸命洗うんですよ。「あの、水道料金大変だね。」って言えば「いや、大変なんだよね。」って言うんですけど、例えばそういった方たちが下水道であれ、農集排であれ接続した場合に、多分そういったところっていうのはそこまでカウントしてしまって、何て言うんですかね、下水道料金に加算されてしまうというのはちょっとかわいそうだなと思うところもありますし、例えば、その潜在的に年間を通じて実際に下水道管に流れ込まない水がかなりあるような業者形態のところですよ。そういったところは明らかにじゃあ実際に流れ込んだ量を計測したら、下水道の使用料の基本的な考え方っていうのはそういうことですよね。ただ、それもめんどくさいので、水道企業団が敷設している水道メーターを使って便宜上、そういうふうにさせてもらいましょうっていうのが現実ですよ。ですから、そういったその例えば、そういう申請があったときにどう扱うのかなということです。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） その申請が上がったということについては、ちょっとどういう状態なのかわかりませんが、申請の手続きは特にとってございませんけれども、やはり、近隣の市町村の状況なんかも私たちはいろいろ参考にさせていただきながら、いろいろ取り組んでいるところでございますが、やはり、全体この辺の公共下水道のやっている自治体におきましては、私どもの今取り組んでいるやり方でほとんどやってございまして、その辺につきましては、このやり方をひとつご理解いただきたいなと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） この件に関しましては、自治体の見解というのはいろいろでして、それ

ならそういうふうな許してというか、対応なさっているような自治体もあるんですよ。中には、東京23区内のように「そういうことはいたしません」って門前払いをくうような自治体の対応もあるんですよ。ただ、水道料金の改定がその不公平感っていうところが起点なんであれば、下水道料金の使用料っていうのももっと厳格に、ユーザーの事情もちゃんと見上げるような自治体の対応っていうのは基本的には当たり前じゃないのかなと、そう思って質問した次第です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、議案第102号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 37ページでございます。議案第102号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、南部町立福地公民館塚渡分館について老朽化により平成22年度中に

取り壊しをするので、福地公民館分館に関する規定の中から削るものでございます。

次のページをお開きください。改正の内容でございますが、条例の中に第3条第2項中とありますが、これは、公民館の名称、分館の名称、位置についてであります。この中で分館の名称の埜渡分館。位置の南部町大字埜渡字埜渡35番地1を削るということでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するということでございます。
以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、議案第103号、土地の取得についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 39ページでございます。議案第103号、土地の取得についてご説明申し上げます。

大変申し訳ございませんけれども、先に議案の訂正をお願いいたします。40ページをお開きください。2、取得する土地及び契約の相手方、住所表示について表の右側に「南部町大字小向字聖寿寺」とありますが、「聖寿寺」の「聖」の部分で「正」という字に訂正をお願いいたします。

39ページにお戻り願います。提案理由でございますが、国史跡聖寿寺館跡土地公有化事業用地の売買契約をするため、地方自治法の規定によって議決をお願いするものでございます。

次のページ、40ページをごらんください。取得の目的ですが、国史跡聖寿寺館跡土地公有化事業用地としてでございます。史跡聖寿寺館跡本体は、指定された区域の約9割は民有地であります。家屋の建てかえや果樹の植えかえなどによる構築物の破壊が危惧されることから、史跡を適切に保存管理していくために公有化して、発掘調査を行うものです。

取得する土地及び契約の相手方でございます。所在地、地目、地積、契約の相手方と順番に申し上げます。南部町大字小向字館16、畑、7,228平方メートル、南部町大字小向字正寿寺88-1、坂本重雄様。

取得金額、1,084万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 私は、このことをちょっとこう二、三点質問したいんですけども、一つは、この土地公有化事業全体から見ると、現在、その何%ぐらいこれで予定された公有化が何%ぐらいになるのかっていうのが一つ。

それから、もう一つはこの取得する事業について、ここの町の財源がどれぐらいの比率で国とか県の補助といいますか、助成がどれぐらいの比率になっているのか。

それから、簡単に計算しますと、この値段って言うんですか。これがあの、もちろんその地目だとか、状況で違って来るわけですけども、こういう積算の根拠っていうのは主にどういう視点から数字を出してきているのか。その辺を説明してください。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） この公有化の現在までの状況ということでございますけれども、

この公有化事業は、平成17年度から始めております。失礼いたしました。その前に、ここの国史跡聖寿寺館跡の全体の指定地というのは、10万3,693.95平方メートルというふうになっております。この内訳というのは、三光寺地区、こちらが1万2,274平方メートルになっております。二つ目といたしまして、本三戸八幡宮地区、ここは1万3,304平方メートル。そして、三つ目になりますけれども、聖寿寺館跡本体ということで7万8,115.95平方メートルとなっております。この聖寿寺館跡本体、その7万8,115.95平方メートルのうちの民有地が7万1,184.71平方メートルということになっておりまして、民有地が約9割というふうなことでございます。

公有化を進めているのは、この聖寿寺館跡本体部分で、これが平成17年度から始めまして、21年度までに5年間で1万2,653平方メートルを地権者の方からご協力をいただきまして、買い上げて公有化率が17.8%となっております。

次に、財源の補助金のことについてでございますけれども、この公有化に関しましては国庫補助が80%の補助金をいただいております。それと、県の方からは1.6%の補助金をいただいております。残りは一般財源で対応ということになってございます。

それから、ここの単価、買い上げする場合の単価の根拠ということでございますけれども、買い上げにかかる土地につきましては、土地の鑑定評価を青森県資産評価協同組合にお願いしておりますので、適正な単価で契約しているものと思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 工藤久夫さんの質問と全く同じだったんですが、もう一つあの、やっぱりこの面積は三光寺、本三戸八幡宮あと聖寿寺、すごい面積でございますが、今後の見通しといいますか、これからのまださらに拡大して調査を進めていくものなのか、わかる範囲でもいいですから今後、どういうふうになっていくのか教えてください。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 今後見通しということでございますけれども、計画では平成17年度から平成31年度までの15年間で神社とか墓地、道路、そういったものを除いた部分を公有化する予定というふうに考えております。

なお、参考までに５年間で先ほど１万２,６５３平方メートルを購入しておりますので、残りが約５万８,５３１.７１平方メートルという予定をしております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） この発掘ですか。発掘作業というのは、どの程度進んでいるんですか。本当にこれは聖寿寺館跡の確信の場所なのかっていう、そういう首をかしげながら見てらっしゃる郷土史家の方もかなりおられるように私の周りにはですね。そういうふうな現状もあってですね、「出てくるものも大したもの出てこないんじゃないの」と言うような意見を言われることがあるんですよ。果たしてあそこは本当にその聖寿寺館跡のあれなのかっていうそのところをちゃんと確定しながらの作業が必要になるんだと思うんですけど、その辺がどうなんですかね。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 議員が今お話しされています聖寿寺館跡につきましては、平成５年から試掘とか一部発掘とかを進めてまいっているわけでございまして、全体の面積の約８.６％を発掘している状況となっております。今お話しされています、本当に聖寿寺館跡なのかどうかというご質問なんですけれども、平成１６年の９月にこういう議員のほうにもお渡ししていただいていると思うんですけども、この国指定史跡聖寿寺館跡保存管理計画書。これを策定するにあたりましては、文化庁の方からも一応内容を確認してこういう指定というふうなことになる状況なわけございまして、やはり、専門家の方からの意見も聞きながらの指定ということになっておりますので、今後、発掘の方を本格的に進めていけば可能性があるのではないのかなというふうなことで考えております。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 冊子をつくるとかそういったのは別なことなんだと思うんですよ。例えば、随分、これはやめようか。八戸の件とかいろいろあるんですけど、まあそういったものを見るとその随分、ちょっと違うんじゃないのっていう異論、反論みたいなのがずうっと最近になっ

てきてから出てきているような論争がですね。静かに起こっているようなところもちょっとあったりですね。だけでも、そういうのもう指定しちゃったからしょうがないんじゃないのとか、いかにも行政的に流れていく部分と、「じゃあ本当はどうなんだ」というようなところっていうのは全く別なところで進むような現実があるようなので、こういうことは、あまり地方の歴史をねじ曲げるようなことに、助長するような行為につながらないように、ちゃんと本当に史実を見極めながら進めていくっていうことが後々のこういう財産を残す、残していく、受け継いでいかなければならないっていうその世代に対しての本当の価値を残していくっていうのは、正しい姿勢だと思うので、言わせてもらっただけです。

○議長（小笠原義弘君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 「館」と言われているその場所が27箇所もあって、それで、八幡裏の安信公の宝篋印塔があるあの地区、地権者が3人ぐらいあるんですけど、それが現在もあるいは近い将来もそのところは公有地として確認してもらえる自信があるのですか。それとも、もうすでにそういう話も出て、確認できたということになっているんですか。いかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 今ご質問になっているところは、本三戸八幡宮跡地区の中にある安信公の墓というふうに認識しております、そこは所有者自体は今現在の南部家の殿様になっております。管理自体を三光寺さんの方で、管理をお願いされてやっている場所であるというふうに認識しておりましたけれども。

○議長（小笠原義弘君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） そういう歴史上の認識はそれはそれとして、公有地化になるという可能性はここは入っていないということですか。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） この部分につきましては、公有地化計画の中には入ってございません。

○議長（小笠原義弘君） 佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 八戸根城の発掘の文献、あるいはまとめの本をちょっと見たことがあります。いわゆるこういう遺跡というものの重要なポイントは、その建物跡があったかないかと。その発掘においての規模、あるいはその建物の存在価値が、かなりこう判明されるに重要な証拠じゃないかなということが記録の中に出てきているんですよ。私もちょっと興味あるものですからたまに訪れるんですが、盛岡に南部家が移動してからおよそ260年、または明治から今日までという、ゆえに400年前、で450年以前の聖寿寺。当然、三戸の城山にもあったもんだから、それ以前が聖寿寺館の居住空間の発掘を証明する手段として今日進めているわけで、見るとやっぱり遺物の中に中国青磁、あるいは白磁というような遺物も出ているんですが、できたらこの今日までこの5年間、用地取得と中間の調査結果を私どもの方へ見れるような手段をとっていただきたいなと。やっぱり、先般の交流プラザでも陳列しておりましたけども、この目に見える機会をより多くつくと。そうしてここに床間8,000平米の用地取得を進めていくときに、気にかかるのは何もない野原のままで発掘後の管理していると、やっぱり土地所有者のリンゴと生産地ですから、周りの今後拡大して用地取得をしていく方々の、何と言うのかわびしさというか、この何かしらの結果を見せて今川守田君が言ったような「こういう遺物が出たよ。」と「こういう作業を進めているよ。」というものを現実には社会の中に見せていかないと、議会の用地取得をしていく段階での理解が、現状はただの野原ですから将来的にその竪穴跡、あるいは竪穴跡というか柱と建物から想像する。歴史っていうのはかなりこう推理、あるいは想像が加味されながら検証されていくもんだと思うんで、それを今までの過去の実績をあらしめて、なるべく早い機会に印刷物にできるような方法はとれないものか。ちょっとお伺いします。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 今までまず、公有化しながら試掘、発掘を進めてきておるわけございまして、確かに議員がおっしゃるとおり遺物、遺構、結構出てきております。これらにつきましては、今現在は相内の南部幼稚園のそばの旧相内小学校で、特別教室として使った跡地

を活用しまして、そこへ一応、展示品なんかは保存している状況でございます。いつでもそこを訪れると、夏場、発掘が始まりますとそこには職員がいないのでちょっとあれなんですけども、冬場でしたらそちらの方で整理作業をしておりますので、いつでもごらんいただける状態となっております。

また、そのほかに今議員がお話しされました、その今まで発掘して出てきている物の展示する機会とかを、これからは今までもいろんな場面で持ち出しして、展示するようにはしておりますけれども、もうちょっと内容をこれからは検討して、多くの皆さんに見ていただく機会を設けるようにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時25分まで休憩いたします。

（午前11時15分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時27分）

.....
議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、議案第104号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議

題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） 41ページでございます。議案第104号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者2名を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次のページをお開きください。候補者として推薦する方は、住所、南部町大字大向字勘吉54番地1、氏名、松尾敏治氏。昭和20年12月3日生まれ。同じく住所、南部町大字高橋字中道13番地1、氏名、高橋裕氏。昭和17年6月28日生まれ。

お二方とも、平成23年3月31日をもって任期満了となりますが、再任されますと任期は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3カ年となります。

以上でございます。

川守田稔君 着席

工藤久夫君 着席

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号は同意することに決しました。

議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、議案第105号、定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 43ページになります。議案第105号でございます。定住自立圏形成協定の変更について。

提案理由であります。南部町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、八戸市との間において締結した定住自立圏形成協定について、新たに連携する取り組みの追加その他所要の変更をするために提案するものであります。

佐々木元作君 退席

44ページをお開きください。この定住自立圏形成についての一部変更する協定書の内容でございますが、これは八戸市と南部町、平成21年9月24日に締結いたしました定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するものでございます。内容といたしましては、五つの連携、施策の追加。それから、1施策の拡充でございます。その中身でございますが、第1条、まず追加の部分について説明申し上げます。第1条についてでございますが、福祉部門についてでございます。この下段の方に（イ）ってございますが、高齢者福祉の充実。これが追加の一つ目でございます。内容でございますが、介護・福祉サービス事業にかかわる関係者、介護・福祉に関心のある住民等を対象として、合同研修会を開催するということでございます。

次は45ページ、次のページでございます。ウの産業振興の施策分野でございますが、これの下段の方の（イ）中小企業の従事者の福祉向上ということで、内容でございますが、圏域内の中小企業従事者の福祉向上に資するため、八戸市勤労者福祉サービスセンターの会員資格を圏域内の中小企業従事者に拡大するというのが、二つ目の追加でございます。

それから、46ページ。（ウ）の観光振興についてでございます。取り組みの内容は、観光資源を紹介するパンフレットの作成等、関係市町村が共同して圏域内外にわたる観光PRを推進する

というものでございます。

それから、四つ目でございますが、第2条のオでございます。環境の施策でございます。一般廃棄物の不法投棄防止についてでございます。取り組み内容ですが、合同パトロールの実施、統一看板の設置、広報活動の強化等、関係市町村が共同して各種の対策を講じるというものでございます。

それから、次の47ページでございます。五つ目の追加の部分でございます。第6条でございます。（エ）の青年交流の促進。内容でございますが、圏域内の青年を対象としたセミナーの開催。仮称でございますが、元気アップ青年会議を設置・運営をするというものでございます。

それから、拡充の部分の一つの施策でございますが、これは上の方でございます。上段の部分で第3条の部分でございます。これは事業も展開してございますが、その拡充ということで3条の中で、仮称の圏域公共交通計画とあるのを八戸圏域公共交通計画というふうに計画書をつくってございますので、それについて基づきまして、各事業の推進をするという部分が拡充でございます。ここの部分につきましては、来年度から実験等を行うこととなっております。

形成協定の変更ににつきましては、この議決をいただきまして八戸市と今後、締結することとなります。また、八戸市では共生ビジョンの変更もこれから行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） この先ほど、圏域公共交通計画に基づいて来年度からいろいろ試行するということですが、その試行の具体的な中身にこの南部町はどういうふうにかかわって、南部町のその試行の対象の中に含まれているのかどうか。それをまず一つ伺いたいのと。

佐々木元作君 着席

私どものこのそこにあるあかね団地だとか、いろいろ新興住宅地があるんですけど、結構最近、いわゆる中高年というかりタイヤしてもまだ元気だっている人方がいっぱいいて、私がよく質問を受けるのは、八戸であれ60歳以上ですかね。65歳以上ですか。高齢者に大学っていうか「鷗盟大学」って言いましたか。何かつくっててそういうところへ参加しよう。ああいうことやってい

るって申し込んだら「八戸市民でなければだめ。」って言われたってことで、ぜひ、この定住自立圏にもし許されるのであれば、そういう大学にもこの圏域の住民だったら参加できるようにアピールできないかっていうようなことがありますので、ひとつそれも何かの会合があったら申し入れをしたらどうかと思うんですけどもね。その辺、まずお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 一つ目の公共交通の関係でございますが、実際にまだ詳しくは決まっておりますが、大まかな部分で申し上げます。

まず一つ目は、上限運賃化実験検証でございます。人が1回乗ったら500円を上限とするということでございます。これは、平成23年10月1日から平成25年9月末までの2年間で実験検証をするということにしております。初乗りが150円。それで50円刻みの上限500円。この1ルートですね。ということになってございます。それから、そうなりますと今の運賃より相当安くなると思いますので、その二つ目として、その上限運賃化実証実験に伴う財政の支援がございます。それにつきましては、23年につきましては、定住自立圏の振興基金というのがございまして、そちらの方であります。町としては、平成24年からの持ち出しということになります。それから、もう一つは乗り継ぎの対策といたしまして、乗り継ぎのバス停なんかで見やすくするような工夫をするということのこの三つを一応、計画を推進するということになっております。詳しく決まりましたら、また、ご説明の方は申し上げたいと思っております。

それから、もう一つは八戸市主催の「鷗盟大学」ですか高齢者の大学でございますが、これにつきましては、課長会議等がございましたら八戸市の方に申し入れをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） この公共交通のことで、この圏域にも市営バスがあり、南部バスがあり、あるいは向こうだと十和田観光電鉄とかあるわけですけども、例えば、よくアメリカでもヨーロッパでもその一つの大きい都市の周辺というのは、バスに乗る前にトランジットした場合は上限何ぼって、そのトランジット券っていうのを運転手からもらえば、一定の金額でどこまででも乗

れるとか、そういうメリットがあるような制度があるんですよね。そういうことも考えれば、あんまりサービス良くすれば青い森鉄道の経営にも影響が出てくるのかもわからないのですが、利用者っていいですか、生活者の利便性っていうのを考えた場合に、私らもいずれ後10年か20年のうちには運転免許証を返上して、歩けるうちはそういう公共交通機関に頼らざるを得ないってことになると思うんで、まあ良く言えば、例えば、どこの町村でもコミュニティバスっていう小さい自治体の枠組みの中で乗るっていうバスもあれば、こっから八戸まで乗って行きますよ。あるいは、三戸まで乗って行きますよっていうときに、地域限定のコミュニティバスから、じゃあその三戸から八戸まで行くバスに乗り換えた場合に、うまく乗り継ぎでうまく安く乗れる方法とか、その辺も検討されるとちょっと大きいこの枠組みで考えた場合に、東京の方の都会から都会で育って都会から来た観光客っていうのは、その「3時間に1本しかバスがありません」とか「電車は2時間に1本しか走ってません」というのは、「そんなところあるの」という感覚があると思うんですよね。こっちにこう観光で来た場合に。その辺のそのうまく乗り継ぎとか割り引きをすとか、こういう使い方をすればいいですよ。とかっていうのをうまく利便性を高めることによって、観光客のリピーターの増にもつながるし、やっぱりその75歳、80歳過ぎてきますと、車を運転していればどうしても注意力が散漫になるっていうか、そういうことで高齢者の交通事故っていうのも考えられるんで、その辺を、免許を返上してもある程度病院にいくとかいろんな用足しに行くときに、不安を感じないような施策というのをひとつ、もう一歩突っ込んだ話し合いがしてもらえてもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうかね。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 今のこの公共交通の計画につきましても、ワーキンググループ等で何回も話し合いをして決めて。これは、八戸市の方で中心になってやっているわけです。八戸市のバスの方の計画も含めて一緒にやっているわけです。で、うちの方は郡部の関係は、八戸市から田子町までなんですけども、田子町からは直通では八戸には行けないということで、絶対乗り継ぎしなければと。そういうふうな乗り継ぎ関係、それから高齢者につきましても将来的にはバス会社の方なんですけど、段差の低いというようなバスの導入とかその方面までちょっとワーキンググループの方では考えているようです。

それからあと、運賃の方も当然今安くなります。青い森鉄道の方も、まず、12月4日から全線

開通ということでやっていますけれども、その中には青い森鉄道さんも入っておりますので、その辺は均衡をとりながら会議等、それから計画等が進められると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 44ページ。高齢者福祉の充実とあります。役割分担。甲の役割。あつごめんなさい。取り組みの内容ですけれども、行政職員、介護・福祉サービス事業に携わる関係者、関心のある住民等を対象として、サービスの向上に資する合同研修会っていう。この内容は、こういった内容なのか。先ほど言った低いバスが出るとかそういったことも含めてだと思えますけれども、もう少し詳しいことがあったら教えてください。乙の役割としても、当町でございますが、当該研修会に乙の職員を参加させて、サービス事業に携わる関係者、介護・福祉に関心のある住民等に当該研修会の開催を周知する。こういった方法で町民の方に教えるのか。その「必要な費用を負担する」とありますが、町としては負担することに関して、もう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答えします。

高齢者福祉の充実の合同研修会の件でございますが、これは福祉施設か福祉担当の職員の研修会というのが、今までなかったということで、合同で研修会をやりたいということでございます。それにつきましても、住民の方もそれを対象に。それから高齢者について住民の方にもわかってもらうということで、合同の開催ということの内容でございます。

それから、これは23年度から研修会開催になります。この経費につきましては、23年度につきましては先ほど、公共交通の方でも言いましたけれども、基金がございますので、そちらの方で八戸の方で支出するというふうなことでございます。

○議長（小笠原義弘君） 工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 福祉に携わる関係者、職員と要するに関心のある住民という研修会であ

れば、介護職員の方に専門的な研修なのか。住民にはこういった勉強をさせるのか。介護職員ではないので、介護職員のことを教えるものなのか、介護とあるいは一緒に研修会と言いますと、想像するに、大体今までにある開催したことがないために、どこの開催したことがないというのは大体、ちょっと遅れているなと思いますけれども、内容的にですね非常にこの失礼ですけどレベル的なものは決していい研修会ではないんじゃないのかなっていうふうに感じます。っていうのは、介護職員のサービスっていうのは、各県が主催してやっているものと、国、東北全部いろんな分野、グループホーム業界ですとか、グループごとによっては特に、年に4回、5回かなりの回数で研修があります。「出席しませんか」というふうに案内も来ますし、実費費用はもちろん、若干、徴収する会社もあるようですが、会社とかあるいはこういうことであれば町の負担になりますか。そういうふうに出ていくわけですけども、介護職員の方の研修という内容は、全国的に事故や災害などさまざまありますが、そういった事故防止にかかわる研修会とか、あるいは家族とのトラブルであったりとか、施設運営する側に対しての研修も行われるようです。要するに、介護職員の資質の向上という部分では、経営者側の気持ちになってやってみようじゃないかという研修なんです。いちいちまずトイレ介助、お風呂介助という研修ではないんです。住民の方が参加するということであれば、関心がある人、いろんなことを知りたくて来る人によれば、こういったレベルの研修会なのかというものを事前にまずお知らせしなければならないかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

議員がおっしゃるとおり、既存では資格者ごとの協会等の研修が、再三行われております。これは専門研修という形でとらえておりますが、今回この広域で取り組むことになったのは、新たに開設が増大しましたグループホーム等の一般事務職員、それから資格のない介助職員、こういった方々の統一的な研修会がないということが一つであります。それらを対象にしたいと。それに対して、住民も入ってサービスを受ける方、サービスをする方、両方をそういうのを合意のもとに、同じ知識を共有するということを目的にするというように考えております。

それから、町村ごとに認知症に取り組んだ事業を行っているわけですが、それらの発表会と申しますかそういった部分で、例えば、南部町で認知症の発表会等をやった場合、それらを広域的に呼び掛けて参加者をふやすというようなことも考えられているようです。で、今のところはケ

アマネージャー等の研修も各町村でやっていますけれども、これを広域的に行いたいというような意見も出ておるといように聞いております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） そういった今出ましたので申しますけれども、ケアマネージャー等の研修会。南部町でも現在やっておりますが、それを広域的になっていく、いけないというものはいいものか、悪いものかというのはちょっとあれですけども、現在の南部町に開催している各施設の代表者、施設長とかケアマネージャーの研修というものも、やっぱり南部町ならではのやり方といたしますか、非常にいい研修だというふうに私は聞いておりますけれども、こういったものも広域的になってしまいますと、時間ですとか人数とかいろんな方面の方々がいらっしゃると思いますので、その発言ですとかいろんな意見というものになれば、言いにくいことであったり、大きなやっぱり枠というものは詳細なことが聞こえなかったり、伝えられなかったりするものではないのかなというふうに考えています。ぜひ、この南部町内における本当に介護職員であったり、それを総括する施設長なんかの研修、南部町内の大体1回、2回はあれですけども、何回も重ねることによって非常にお互い施設のサービス、困ったこととか職員の対応、家族の対応とかっていうものがどんどん出てきて、大変いい勉強になってるというふうに伺っておりますので、南部町自体の研修も少し盛り上げていってもらいたいなと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

当町で、本年度に予定しておるのは、包括ケアに関する講師を呼んでの講演を考えておりましたが、これらには講師の講演料等が多額にかかる場合がございます。そういった部分を広域的に呼びかけて参加者を多くするというのも、この事業の一つのいいところになるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） あ、今のその工藤正孝議員の質問に関連してなんですが、そういうふうな合同研修会云々っていうのは、まあいい方向性ではあるなと思うんですが、関連として質問したいのは、要介護度の適正な認定っていうことなんです。それで、どういうことかっていると、前回の議会で介護保険についてちょっと質問したら、「おめえいつから福祉に頭突っ込んだんだ」みたいなこと言われ、冷やかされまして、そのような中で何人かから言われたのが、ある人が言うには「うちのばあちゃんは、まあ何とか歩けるときの状態の時のその要介護認定度と、寝て随分と車いすで歩かなきゃなんなくなったりとか、そういうふうな状態になって、多分、明らかに要介護認定の度数は上がっているはずなんだけど、ずうっと一緒なんだよ」と。「一緒だったんだよ」と。「前に来ていたあったケアマネージャーは何か一回来たきり来なくなっちゃてさ」みたいなことなんです。それで「あれじゃわかんないから、どっかのケアマネージャーに変えたら、そういうふうに介護度認定を変えてくれた」と。「まあ、いいケアマネージャーもいれば、使えないケアマネージャーもいるもんだじゃ。ははは」と。そういう雑談、話がありましてですね、そうすると、南部町にかかわるそのケアマネージャーっていうのは何人ぐらいおられるのか私はわからないんですけども、中には、「一回行ったっきり、何か会えない」と言っていて、何かどこもこうしないようなケアマネージャーも中にはおられるやどうのこうのっていう話もされました。本当かうそかはわかりませんが、まあそういった話を聞きますと、多分、ケアマネージャーのその職に向かう姿勢ですとか、能力ですとか、まあさまざまところで非常に差があるのは事実なんだろうっていうことを推し量って考えることはできるんですよ。ですから、そういったこういう合同研修会っていうのもいいのしょうけれども、もっと根本的にその各家庭のその介護を必要としている家庭に臨んでは、やっぱりそういう雑多なもっとちゃんと足元のところをベースをちゃんと整えて、もっとレベルの高い理念を研修するようなことに臨むっていう、そういうことは必要だと思うんですが、そういうふうな意味でちょっと質問したんですけども、実際の現場っていうのはどういうふうになっているものなのでしょうか。私が聞いたような話っていうのは、実際にあるものなのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 要介護度の適正性についてのご質問がございました。これにつきましては、広域市町村圏で実施しております判定会において審査しておりますので、適正な判定

をしておるものと思っております。この判定会には、医師の診断書。それから議員がおっしゃったケアマネージャー等の調査票が添付されて、第一段階ではコンピューター、第二段階では医師等とかケアマネとか介護福祉士等の協議により、1ユニット7名なんですが、これによって最終的に決定するというシステムになっております。

ケアマネの能力につきましては、所定の資格を取得した方々でありまして、今は大変、合格率も低いというようにお聞きしております。調査は、聞き取り調査が主になりますので、その際の調査で若干の差はあるのかもしれないということであります。ただ、その介護度が上がるか上がらないかというのは、その申請時において、調査時点においての状況がどういうふうになっているのかと。入院して退院した直後ですと、状態が良かったり逆に悪かったりするというようなことで、介護度の変更は常にできるということをご了承しておいていただければと思っております。ちょっと状態が悪くなったらすぐケアマネさんに相談して、診断書料等がかかりますが、介護度の変更は可能であります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 介護度の変更は可能であるっていうのは、私もそれは当たり前だと思っていたんですよ。良くなれば下げればいい話であって、ただずうっとですよ多分、2年か3年ぐらいの間にやっぱりこうちょっと変わっていくんですね。それが最初の認定度と同じだったっていう、そういう話が実際にある。多分あったんだと思うんですよ。だから「今来てくれているケアマネージャーさんが月2回ぐらいちゃんと来て話して、病床まで上がって、ちゃんとうちのばあちゃん診て、あれして行ってくれるんですよ」って。「前のケアマネさんはね、何も面も出したことなかったね」って。そういう話も聞いたわけです。なるほどな。やっぱり確かに試験問題集を本屋で立ち読みとかしてみますと、随分、広範囲が知識が必要であって、多分、ああいった知識を修得できる限られた人しか、ケアマネージャーとしては資格取得できないんだと思うんですよ。ただ、実際の現場としてそれが全てなのかっていったら、ちょっと違うような気がして、かといってケアマネ以外の人に認定させるって私は言っているわけではないんですけども、もっとケアマネのその能力とか、その考え方とか、その勤務態度とか業務に臨む姿勢とかっていうのをちゃんと把握して、あくまで認定っていうのは町の認定を受けるっていう建前になっているわけですから、そういう把握も必要はあるんじゃないのかなと。その上で全体会議、どういう形で

少しずつベースの底上げをして、能力の質の向上をしていくっていうそういう段階を踏んでもらいたいなと思って発言したわけです。そのことでした。

○議長（小笠原義弘君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 東北新幹線が開業して、やや1週間になりましたけども、どういうふうなものが車内で販売されているかっていうことに非常に興味がありまして、いろいろこう調べてみましたけれども、町長さんがごあいさつの中で、いつでもこうおっしゃるのは「南部町にはパイナップルとバナナはないだけで、あとは全部、果物も野菜類もありますのでどうぞ」とっていうそういうお言葉を聞きますけども、それに関して、新幹線にいろいろ売っているんですけど、今福地でせんべい汁のパッケージに入った物を生産しているんですよ。そういうふうなものも、やはり、ちょっと頭の隅に入れてそういうふうなことも行動に起こす必要があると思うんですが。

○議長（小笠原義弘君） 関連ですか。

○10番（工藤幸子君） はい。ちょっとよろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） ちょっと質問の部類が関連で言っているのですから、ある程度議案にあった質問をしていただきたいと思います。佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 指名をいただきありがとうございます。

あの、この文章の中に大変こう、八戸を中核にした事業が拡大、展開すると。まあそれに積極的にやりましょうと。大変いい活動が展開されることを期待しておりますが、それで最後の項目のところに「必要な費用を協議の上、負担する」と。それで当然、この圏域の中の事業が拡大っていうことは、職員の体制も充実されるのかなと。そういうときに、各関係市町村の出向職員も行くのかなと。あるいは拡充される八戸市の職員の拡充、拡大につながるのかなと。そういう部分の費用の負担も伴っていくのかなと。こういうことをちょっと疑問を感じました。このことについて。

それから、45ページのところに、農業の振興というところに大変項目があるのですが、農業セ

ンターの体制を拡充してと。常日頃思っていることは、県の体制なのか普及所の縮小がどんどんつながりまして、農業技術の現場指導というものが大変こう困難になっているわけで、私ども紅顔の美少年の頃もありましたが、その頃は「４Ｈクラブ」というものがありまして、絶えずこう指導をちょっと、そういう機会があったわけで、ですから、農業センターの交流拡大は、大変特に新規就農者の方々に研修となると１泊、１日とか２日ということより、むしろ冬期間の１０日とか２０日とか、そういう基礎的な知識を取得する機会を新規就農者の方々にできるような体制を。一遍、うちのせがれは養子縁組をしているんですが、「八戸市民だからじゃあいいだろうと。ただし、給与的なものを求めるのであればあずかれないよ」という「いや、そんなことではない」と。当然、自宅から通いまして、今日基礎的な農業の中で自営業としてやっているのですが、だからこういうところの体制の拡充っていうのは、これは大変いいことだけでも、じゃあその施設の職員は全部八戸の職員の拡大、拡充につながっていくのか。そういう当然、我々の町村職員よりは給与的な面はある程度高いんだろうから、そういう負担が伴っていくんだよということもこういう文言の契約の中に入っているのか。ちょっとお伺いしたい。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答え申し上げます。

まず最初の、八戸市、中心市に関しての各町村の負担。それから職員とかということですけども、費用につきましては、応分の負担はこれから先ほども申し上げましたけれども、基金がございまして、その基金を２３年度中に全部使わなければならないということで、それが過ぎれば負担も出てきます。町村の負担。それで、職員の人件費とかそういうのではございません。あくまでも事業費についてでございます。

それから、職員は、町村の職員がふえるというのではございません。市の職員がふえるという部分ありません。町村の職員につきましては、この中身については担当課で検討してございますので、その今の仕事の中でやっていくということになります。

それから、農業センターについてですが、この件については、この協定の中の甲の役割、それから乙の役割ってございまして、甲の役割っていうのは八戸市の役割でございます。今議員さんがおっしゃった八戸市農業交流研修センターの体制、充実というのは八戸市でやるということでございます。乙の役割というのは町。この場合は南部町という意味になりますが、そういうふうな役割がございまして、農業交流研修センターについては、八戸市が充実体制をとるということで

ございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。根市君。

○4番（根市勲君） ありがとうございます。定住自立圏の集まりがあったとき、市長さんにも南部町をPRしたときがあります。一緒におった議員さんたちも聞いていると思うんですけども、南部町には生産者の方たちがたくさんいて、果実または野菜そういうのをたくさんつくっている。

しかし、それに対する加工場がないと。そうしたら、「この定住自立圏を題にしてそういうのをやったらどうだ」と言われました。そういうのを町でもどしどしアピールできれば、ここ南部町の振興になると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答え申し上げます。

加工場のことですが、これは、今回の追加の中に南部町ではございませんでしたが、階上町と八戸市でそばの加工場の拡充というのがあります。南郷のそばのセンターがございますが、その共同利用ということで八戸市と階上町が協定を結びます。

うちの方は、そういう施設がございますのでそれには参加しませんけども、これからのその加工場等につきましては、町の現在の施設等を勘案しましてワーキンググループがこれからも開かれますので、そのときに話し合いをされて、提案するようになると思います。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時10分）

.....
○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）
.....

議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第8、議案第106号、八戸地域広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 49ページになります。議案第106号でございます。八戸地域広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてでございます。

提案理由でございますが、特別養護老人ホームに関する事務を廃止することに伴い、規約の一部を変更することについて構成団体と協議するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

50ページお開きください。これは、規約の一部変更についての内容でございますが、第3条の表がございまして、その表の中に1から10までございますが、この3の次に特別養護老人ホームに関する事務の共同処理事務の中がございました。これを廃止するためにここは削除となります。よって、一つずつ繰り上がってございます。

この規約は、平成23年の4月1日から施行するということになります。

以上です。

工藤幸子君 着席

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第9、議案第107号、八戸地域広域市町村圏事務組合の財産の処分についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 続きまして、51ページになります。議案第107号、八戸地域広域市町村圏事務組合の財産の処分についてでございます。

提案理由でございますが、特別養護老人ホームに関する事務の廃止に伴い、財産を処分することについて構成団体と協議するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。52ページでございます。先ほどの共同処理事務の変更に伴って財産処分するということで、1、処分する財産でございますが、特別養護老人ホームやくら荘の土地、建物等でございます。（1）土地、所在は、八戸市大字櫛引でございます。面積は、8,574.63平

方メートル。(2)は建物。種類といたしまして老人福祉施設でございます。面積が1,214.40平方メートル。次、プロパン庫は8.46平方メートル。物置は、3棟で46.73平方メートル。機械室2棟で12.88平方メートルでございます。(3)は、この老人ホームに係る設備・物品の一式でございます。

処分の相手方でございますが、三戸郡五戸町の社会福祉法人ファミリーでございます。

処分の方法は、無償譲渡でございます。

処分の期日につきましては、平成23年4月1日ということになります。

以上でございます。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第10、議案第108号、平成22年度南部町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、53ページでございます。議案第108号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,590万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,021万2,000円とするものでございます。

第2条でございますが、地方債の補正でございます。既定の地方債の限度額の追加及び変更でございますが、これは後ほど「第2表地方債補正」により説明をいたします。

最初に、歳出からご説明をいたします。63ページをお開きいただきたいと思います。63ページ歳出でございます。初めに、各款項目の随所に右側の2節の給料、それから3節の職員手当等、それから4節の共済費の人件費の調整が出てまいります。これは、議会初日に議決をいただきました青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づきまして、職員の号給を平均で0.1%減。それから、期末・勤勉手当を合計0.15カ月減ということで議決をいただきました。そのことによります人件費の調整でございます。この人件費の部分につきましては、説明は割愛させていただきますので、ご了承をいただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、歳出の主なものについてご説明をいたします。64ページの上段でございます。2款総務費、1項総務管理費、10目の地域交通対策費でございます。202万9,000円を追加し、8,726万6,000円とするものでございます。18節の備品購入費でございますが、里バスのドライブレコーダー等業務用備品を購入するものでございます。計上額が127万8,000円でございます。

次の15目、公共施設整備基金費でございますが、2,420万円を追加し、1億8,432万2,000円とするものでございます。25節の積立金でございますが、公共施設整備基金積立金として2,420万円を計上いたしました。これは、今日これから追加提案されますが、新たな過疎計画で実は使われなくなった公共施設の除却、いわゆる取り壊しが過疎債の充当が認められまして、今年度はその2,420万円をとりあえず基金に積み立てて、来年度以降取り壊しに充当するというところでございます。

次のページをお願いいたします。65ページでございますが、65ページの下段でございます。3款民生費、1項社会福祉費、4目の老人福祉費でございますが、1,005万7,000円を追加し、3億8,062万5,000円とするものでございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、地域・介護福祉空間整備等施設整備補助金。町長の提案理由の中でもご説明いたしました町内福祉施設のスプリンクラー、それから自動火災報知設備の整備に係る補助金754万4,000円。それから、次

のページの28節繰出金。介護保険特別会計繰出金に251万3,000円でございます。

それから、次の5目の老人福祉施設費でございますが、197万6,000円を減額し、9,399万3,000円とするものでございます。これは、28節の繰出金でございますが、介護老人保健施設特別会計繰出金を197万6,000円減額するものでございます。

次の6目の障害者福祉費でございますが、4,394万3,000円を追加し、4億669万8,000円とするものでございます。20節の扶助費でございますが、更生医療給付費につきましては1,521万6,000円。これは新規対象者がふえたためでございます。それから、舗装具給付費565万8,000円。介護給付・訓練等給付費2,152万6,000円。これは、負担割合の法改正により追加計上するものでございます。合わせて4,240万円でございます。23節の償還金利子及び割引料でございますが、21年度事業の返還金133万3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。第4款衛生費、1項保健衛生費、3目中段でございます予防費でございますが、760万8,000円を追加し、3,681万5,000円とするものでございます。13節の委託料でございますが、インフルエンザ予防接種委託料100万3,000円。それから、20節の扶助費でございますが、インフルエンザ予防接種料。これは、両方とも低所得者のインフルエンザ予防接種費を軽減事業として実施するものでございます。

それから、次のページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目の果樹振興費でございます。302万9,000円を減額し、1,459万6,000円とするものでございます。13節委託料でございますが、リンゴ基幹青年養成委託料17万9,000円を追加。それから、19節の負担金補助及び交付金でございますが、320万8,000円を減額するものでございます。これは、おいしい果物産地振興事業補助金。これは、青森県の内示額の減によるものでございます。

それから、ちょっと飛びますが、70ページをお開きいただきたいと思います。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目の道路橋りょう維持費でございます。125万8,000円を減額し、1億2,044万5,000円とするものでございます。13節委託料でございますが、橋梁修繕化計画策定業務費を84万7,000円減額いたします。これは入札減でございます。それから、15節の工事請負費でございますが、道路維持工事費191万1,000円の減額。これが主なものでございます。

それから、2目の道路橋りょう新設改良費でございますが、3,330万円を減額し、1億1,792万3,000円とするものでございます。11節の需用費でございますが、事務費が補助対象から外れたため合計で100万円を減額。それから、15節の工事請負費でございますが、2,930万円を減額いたします。これは、土木費の国庫補助金内示額の減に対応するものでございます。それから、18節の備品購入費でございますが、245万9,000円を減額いたします。これは、里バスの車両の購入事

業費の確定による減でございます。

次のページをお願いいたします。71ページでございますが、8款土木費、5項住宅費、2目の住宅建設費でございます。8万2,000円を減額し、1億1,272万9,000円とするものでございます。13節の委託料でございますが、ひろば台団地の設計監理業務163万3,000円の減額。それから、15節の工事請負費でございますが、委託料の減額分を工事費の方に追加いたしまして、造成工事の事業の進捗を図るものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、3目の防災費でございます。7,395万9,000円を減額し、4億7,928万2,000円とするものでございます。13節の委託料でございますが、デジタル防災行政無線工事の監理委託料。これを108万2,000円の減額。それから、15節の工事請負費でございますが、これも同じデジタル防災行政無線施設設備工事費7,304万7,000円。これを減額するものでございますが、どちらも入札による減額でございます。

次のページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費でございますが、169万6,000円を減額し、1億6,508万9,000円とするものでございます。9節の旅費でございますが、普通旅費を119万9,000円減額するものでございます。これは、語学指導助手の派遣期間延長による帰国費用の減ということでございます。それから、13節の委託料でございますが、178万7,000円を減額いたします。これは、中学校の海外研修の参加者が4人ほど減りましたので、その分に見合う額の減額でございます。それから、19節の負担金補助及び交付金でございますが、199万4,000円の追加でございます。これは、名川中学校の男女駅伝全国大会の出場補助。それから、南部中学校の卓球部の県大会出場の補助に充てるものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目の学校管理費でございます。212万2,000円を減額し、8,268万8,000円とするものでございます。これは、13節の委託料でございますが、送迎バス。福地地区の送迎バスの運行業務事業費の確定による減でございます。

それから、2目の教育振興費でございますが、115万円を減額し、2,361万4,000円とするものでございます。20節の扶助費でございますが、準要保護児童援助費。これの事業費確定による115万円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。10款教育費、4項幼稚園費、2目の教育振興費でございます。60万円を追加し、577万2,000円とするものでございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、私立幼稚園就園奨励費補助金を追加するものでございます。これは、補助単価が増額となったことに伴う追加計上でございます。

次に、74ページの上段でございます。10款教育費、5項社会教育費、2目の公民館費でござい

ますが、93万6,000円を追加し、3,542万3,000円とするものでございます。これは、剣吉公民館並びに福地公民館に係る修繕費、それから消耗品費でございます。

1番最後のページですね、75ページをお開きいただきたいと思います。一般職の人件費の給与費明細書でございます。冒頭に申し上げました人件費の調整。各款項目随所に出てまいります。この表をのらんいただきますと、全体像がわかります。まず、給料のところでございますが、補正後が7億9,480万8,000円。補正前に比較し36万8,000円の増と。職員手当につきましては、3億9,730万4,000円。補正前に比較し917万7,000円の減。それから、共済費でございます。補正後は2億7,146万5,000円。補正前に比較し196万6,000円の減。合計14億6,357万7,000円。これは補正後でございます。比較して1,077万5,000円の減ということになってございます。

それでは、歳入の説明に入ります。60ページにお戻りをいただきたいと思います。それでは、60ページ歳入。9款地方交付税、1項地方交付税、1目の地方交付税でございますが、8,492万5,000円を追加し、49億8,867万6,000円とするものでございます。これは、普通地方交付税の増額でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございますが、2,119万8,000円を追加し、4億8,993万8,000円とするものでございます。これは、社会福祉費負担金。先ほども説明いたしました。更生医療給付費負担金として760万8,000円。補装具給付費負担金として282万8,000円。障害福祉サービス介護給付費負担金として1,076万2,000円。合計2,119万8,000円を追加計上するものでございます。これは、歳出のところでは先ほど説明いたしました歳出額のうちの国負担2分の1に当たる額でございます。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。1目の民生費国庫補助金でございますが、764万9,000円を追加し、1,816万7,000円とするものでございます。これは、説明の欄をのらんいただきたいと思います。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金として754万4,000円。先ほども説明いたしました福祉施設のスプリンクラー、火災報知設備の整備に係る交付金でございます。

3目の土木費国庫補助金でございますが、2,280万円を減額し、7,924万7,000円とするものでございます。2節の社会資本整備総合交付金に1,930万円の減額でございますが、これは国からの配分額確定による減でございます。それから、3節の橋りょう費補助金。これは350万円の減額でございますが、これは上の先ほど説明した社会資本整備総合交付金の中に、この補助金が行になったことに伴う減額でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担

金でございますが、1,059万9,000円を追加し、2億9,694万4,000円とするものでございます。これは、更生医療給付費として380万4,000円。補装具給付費として141万4,000円。障害福祉サービス介護給付費負担金として538万1,000円。合わせて1,059万9,000円の計上でございます。これは、この事業の先ほどは国2分の1と申し上げましたが、県4分の1の分の計上でございます。

それから次、14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金でございます。559万6,000円を追加し、1,089万7,000円とするものでございます。これは、新型インフルエンザ対策事業補助金でございます。

坂本正紀君 退席

4目農林水産業費県補助金でございますが、200万1,000円を減額し、4,577万1,000円とするものでございます。これは、おいしい果物産地振興事業補助金200万3,000円の減額が主なものでございます。

次に、下段、20款町債、1項町債、1目の総務債でございます。1億2,930万円を減額し、12億4,280万円とするものでございます。1節の臨時財政対策債でございますが、1億5,760万円の減額でございます。これは、発行可能額の確定による減額でございます。それから、2節の合併特例債でございますが、7,090万円の減額でございます。これは、先ほど説明いたしましたデジタル防災行政無線の入札減に伴う減額でございます。それから、3節の過疎地域自立促進特別事業債でございますが、9,920万円の増額でございます。これは、先ほども少し触れました新たな過疎計画で、過疎振興事業をこれから展開してまいるわけですが、いわゆるソフト事業に起債が認められまして、そのソフト事業に充当する額。これは総務省の算定額でございますが、9,920万円でございます。

それから、3目の土木債でございますが、1.140万円を減額し、6,910万円とするものでございます。これは、事業費確定により町道整備事業債を1,140万減額するものでございます。

次に、第2表の地方債補正を説明いたします。57ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございますが、まず上段でございます。追加でございますが、過疎地域自立促進特別事業債。先ほども説明いたしましたソフト事業に充当する9,920万円を追加するものでございます。

その下、変更でございますが、臨時財政対策債8億5,770万円を7億10万円に、1億5,760万円減額するものでございます。これも先ほど説明いたしました。総務省の算定額、これが確定しましたことに伴う減額でございます。

それから、次の町道整備事業でございますが、これは過疎債でございます。8,050万円を1,140万円減額し、6,910万円に変更します。

それから、防災行政用無線整備事業。これは合併特例債でございます。3億5,010万円。これを7,090万円減額しまして、2億7,920万円にするものでございます。

合計12億8,830万円を10億4,840万円に変更するものでございます。合計で2億3,990万円の減額ということになってございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 70ページの8款土木費、2項道路橋りょう費の中の上段ですけれども、工事請負費の中の街路灯設置工事30万円とありますけれども、その街灯の設置は従来の電球をつけているのか。今新しくなってきましたＬＥＤの電球をつけたのか。そのところをまず、お聞かせいただきたいのが1点と。

それから、72ページの10款教育費の中の中学校海外研修。定員何名のうちで何名の参加者だったのかをちょっとその辺を教えていただきたいのですが。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 70ページ、8款土木費の1、道路橋りょう維持費の15節工事請負費、街路灯設置工事ですけれども30万。これは、つける場所が苔米地のお寺さんがありますよね。Ｔ字路のところに1基つけるんですけれども30万です。これは、ＬＥＤです。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長(庭田卓夫君) 中学生の海外派遣についてですが、定員が40名でしたけれども、36名の参加です。ほかの学校の関係の事業と重なったりしたために、途中でやめた、出れなくなった子供がおります。

以上です。

○議長(小笠原義弘君) 夏堀君。

○2番(夏堀文孝君) 街灯ですけれども、LEDは順次新しい街灯または電球の交換に際して替えていくのか。また、今あるものも随時というか新しいものに替えていく計画があるのかをちょっとお聞きしたいのと、海外研修の方ですけれども、私の娘も参加させていただきましたけれども、個人負担の部分でやはりちょっと、かなりの相当額を町の方で負担していただいて、本当に大変ありがたいんですけれども、やはり結構、個人の負担もあるということで、今のこの経済状態の中でどうしても行かせたくても行かせられないというような親御さんもあったことも聞いております。ですので、定員を若干減らすにしても、個人負担をもっとこう少ない額で、だれでも行けるような考え方もするべきではないかなというふうに、その際に選考も多分厳しくはなっていくのしょうけれども、所得に関係なく均等にそういう機会を与えていただきたいなというのも、一つの考えだと思うんですけども、その辺の見解もお聞きしたいんですが。

工藤久夫君 退席

○議長(小笠原義弘君) 建設課長。

○建設課長(西野耕太郎君) 街灯につきましては、合併してからですね南部町は防犯灯と街路灯と組み分けしているんですけども、街灯については建設課と。それから防犯灯については、住民生活課の方で維持管理しているということとなっております。街灯につきましては、今従来ある物については修繕するっていいですか、球を入れ替えればやはりLEDにすぐできませんので、水銀灯であれば水銀灯と。蛍光灯であれば蛍光灯というふうにまずやるんですけども、新たに例えばつけるとか、本体を修繕するという場合であればもう全部LEDに替えていきたいなというふうには考えております。

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） ただいま建設課長の方から話がありましたけれども、防犯灯になれば住民生活課になるわけございまして、修繕に関して蛍光管の場合は蛍光管の交換。壊れた場合は灯の交換という場合は、予算の範囲内でＬＥＤに交換しております。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 個人負担についてですが、ここ数年やっぱり、引率する先生とか各中学校の校長先生なんかもいろいろ発言がありましてっていうか、意見がありまして、多いから大変でみんな参加できないでいるという面もありますが、その反対にいい人というふうな意見もあったりで、まだ調整つけないでいる状態ですので、今後、委員会の中でも協議しながら考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 61ページですね。リンゴ主要病害虫防除対策事業補助金2,000円。2,000円ばかりを補助して、だれがどういう事業をやるのかっていうのをお聞きします。これは、主要病害虫っていうのは、どういった病害虫を対象にしているのか、お答えください。

それから、72ページ。大会出場補助事業199万4,000円というのがあります。何を申し上げたいかって言うと、これらに関して、そのＰＴＡの方から寄付集めのあれが随分とありました。私も要請されたもんですから、従業員の息子さんたちのかかわるみたいところがあるみたいなもんで、言われるままに出しました。ただ、その内容を聞けば、本来、親が負担しなければ、生徒の親が負担すべき項目と、これは公に援助してあげなければならないだろうと。例えば、交通費ですとか宿泊費ですとか、そういったそれらが何かいっしょくたんになっちゃって、該当の親御さんは一律3万円を負担とかいう話になるわけですよ。それはちょっとくり方が違うだろうっていう、私も金出しましたから言わせてもらうんですけど、ちょっと違うんじゃないのかなと思うんですよ。例えば、説明されたのは「シューズを買わなくちゃならないんですよ」とか「防寒着を買わなくちゃならないんですよ」って。その防寒着でしたら部の備品として維持していく

ことは可能なんでしょうけど、果たして、そのシューズっていう消耗品が部の備品としてくられるのが適切なのか、そう考えるとやっぱりそういったもの、例えば、ジュースだとかそういったもんっていうのは、親が面倒見ればいいようなことだと思うんですよね。それをみそくそいっしょ3万円っていう、そういうふうにしないと出場できない子供が出てくるっていう、そういう殺し文句があるんですよ。ただ、根本的に違うんじゃないかって思うんですね。そういう考え方。それで、「そしたら使い方の明細をもらったのかよ」と言っていると、「こういったものは普通、明細を出さないのが普通なんです」という担当の先生の答えだったそうです。まあちょっと違う。やはり、最低限必要なものは地域の皆さんから負担してもらおうっていう、それは間違っていないと思うんです。それで、「行政からも援助しましょう」と。まあこれはいいことだと思うんです。ただ、その項目をあいまいにして、総額の金額がどういう使われ方をするかっていうことを公開しないですよ。いろいろ勘ぐってみたくなるんですよ。「じゃあお父さん、お母さんたちが、こういうご苦労さん会をやる金がどこから出るのかな」とか、そういうことがあるんですよ。果たして、そういったものまで寄付だとか、行政の補助の対象にしていいのかと。そもそもそういう金の集め方の抱えている問題点として、普通の人だったらそういうふうに出ると思います。ただ、学校の中でそういうことをやりますと、出れない生徒がいるっていう、そういう生徒を質に取るような理屈がまかり通るようなおかしいことがまかり通ります。こういったことがちょっと、これからもね、部活動が活発になって、実力もつけて、いろんな大会に出ることはそれはある意味では喜ばしいことです。ただ、そういったことがそのたびに繰り返されるのは、いかがなものかと思ひまして見解を伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） ただいまの川守田議員のご質問にお答えいたします。

リンゴ主要病害虫防除対策事業費ですけども、2,000円は、今回、補正するものでございまして、当初予算額の方に7万2,000円で、合計といたしまして7万4,000円とするものでございます。

県が2分の1、町が2分の1の負担となつてございます。先ほどのリンゴの主要病害虫と言いましたけれども、腐らん病が主なるリンゴの病名ですね。病害虫。そして、今は放任園ですねリンゴの放任園の処理の事務費として15万を充ててございます。主なるものは、調査費とか事務費でございます。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 大きな大会出場に伴う寄付金ですけれども、それについては、基本的に委員会の方ではかかわりをもってないんですけれども、今後、こういう大きな大会の寄付金ってというのは出てくる可能性は非常に大きいと思いますので、学校とも調査しながら助言していきたいと思います。

また、公費の支出予算ですけれども、これについては補助金の割合とか、あるいは対象経費というものを決めておりまして、あるいは出場の大会によって80%とか100%とかっていうふうなものを決めております。対象経費の中では、例えば、宿泊費とか交通費、あるいは車の借り上げとか、そういった全体的にかかわるものを主に補助するような形にしております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） あの、今回この予算措置は、補正予算ってというのは、多分ごっちゃにしたまんまの中に投入させることですよ。結局そういうことですよ。ですから、確かに親御さんの負担を考えると大変なところもあるだろうとは思いますが。ただ、そういうご家庭の事情による生徒さんに対しては、別な枠を設けて、「それは行政の方で対処しましょう」とか、そういったのが理屈だったお金の使い方なような気がするんですよ。何かこのどさくさまぎれに「集められるだけ集めてまえ」みたいな、そういうふうな思惑が見えまして、そのあとは残ったお金は使われるのかわからない。わからないと思うんですよ。多分、必要経費以上には集まっているはずなんですよ。まあですから、そういうのを明確にして補助する行政が補助するべきものと、そうじゃないものっていうのをちゃんと基準をつくとか。一般の皆様からお金をいただくってことをあんまり安易に考えないで、ちゃんとそれなりの礼儀を尽くしたお金の集め方っていう、そういうルールをつくらないと非常に憤懣やるかたないようなところがあるんですよ。生徒を質に取るようなやり方っていうのが。そういう感想を持ちましたので、一言申し上げさせていただきました。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 先ほど説明が不足だったと思いますが、補助金を出すに当たっては、この大会にかかわるような補助金については、特別な支出のやり方といいますか、方法をしておりまして、大会の規模とか、あるいは、例えば中体連が主催の場合とか、そうでない場合とか、いろんなケースが考えられますので、そのケースごとに補助金の割合を決めたり、あるいは対象経費も出せる経費については先ほどお話ししましたように、全体にかかわるようなものを主に出しております。それでも例えば、プログラムなんかですと個人個人に当たる分については、支出しないんですが、学校と部とかで使うとしてまず、2冊は認めますとかというふうなことをしております。先ほどのあれでいきますと、補助金の対象経費とPTAの寄付金の方は、扱いが別になっておりまして、補助金の方では決められた様式に基づいて出してもらっています。例えば、もう一つ、宿泊料についてですと生徒は幾らと、先生の場合は幾らと。そのときにも大会主催者が決めた金額のときにはそれでやりますが、そうでなくて、こちらで宿泊場所を決めるようなときにはこの金額で、「オーバーしてもこの金額しか補助しません」というふうな形で実施しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） あの、あまり言いたくないんですけど、PTAがやっていることと、学務課が勘定していることは全く別ですからってことです。ですけどもね、1回目の質問でも言いましたけれども、「普通こういうのは明細を出さないんですよ」と、あと「どこの学校でもそうなんですよ」なんて言うってしまうような意識の低さといいますか、お金を集める、ご寄付いただくってこと。それを活動の源にするってこと意識の低さっていうのを感じるんですよ。そうであるならば、行政が出す場合にもそういったものをちゃんとその明細を明らかにして、大抵、補助金だとかそういったのをそういうふうにしてもらうんですよ。どこの国に申請するときも、県に申請するときも、いろんな財団に申請するときも明細を明らかにして、「こんだけかかりますから、この目的にこういうふうにかかりますから」と普通、やるもんなんですよ。それが何で学校の中になると、そういったものがまかり通らなくなるのか。そういう学校の体質とは言いませんけれども、そういうものの考え方が「それで済むんだよ」という意識自体が私は好きじゃないなと思ったんですよ。まあ、何かいろいろ応援のお言葉もいただきまして、今の

質問に。私だけじゃないと思うんですよ。そういうふうにいる人たちっていうのは。まあそういうことなんですよ。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 町の補助金については、細かい数字、項目とかは出してもらって、これは、この対象経費には入らないとか入るとかっていうふうなチェックはしておりますが、PTAの方については、こちらではチェックしておりません。ただ、先ほど申し添えるのを忘れましたが、その残金の使途についてということがありましたけれども、それについては、今後、学校と今いろいろお話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 72ページ。10款教育費、夏堀議員と同じ内容ということになりますが、中学校海外研修。説明では、40人中4人がキャンセルのためというふうになるって。私は前にも中学校のこの海外研修については発言したことがありますが、今のお話ですと、前はですね、インフルエンザ等とかありまして、内容が変わったとか行き先とかというふうな話があったと思います。今回、その4人のドタキャンと言いますか、ほかの行事と重なったために欠席されると。これはなぜ、海外研修というのは事前に決まっているのに、後から出てきた行事と重なってキャンセルするのかなという。いわゆる、行きたい人がいても行けない人がいっぱいいると思います。いたわけです。しかも、選ばれる生徒というのは、作文ですとかいろいろな試験的なことをさせられるといいですか、して、その中で各中学校ごとに「人数割りますから、南部中学校は何人。福地中学校は何人」というふうに配分されているというふうに聞いておりますけども、その4人が行かないというふうに決まってから、また、次の候補、落ちた、落選した候補と言いますか、落選した生徒。言い方がちょっとまずいですけども。そういった生徒が行ける準備というのは、海外旅行ですからパスポートやさまざまな準備が必要なので、間に合わなかったのかなというふうな自分自身で推測するわけですけども。その行事の方、重なっているために欠席したという理由では、行けなかった生徒があまりにもかわいそうじゃないですか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） この海外派遣に行く日程と、地区大会から勝っていった県大会の日程が重なって、地区大会には出られたんですけども、県大会の日程が重なったために行けなくなった子供がおりました。

それから、人数が減ったときの補充といいますが、それについてですが、今議員からお話があったようにパスポートの問題等々がありまして、行けなかったというようなこともあります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） であるならば、まあ県大会、スポーツというのはまあどこで負けるかわからないために、勝ちました。県大会に行く。また、県大会の日程というのもあるでしょうけども、そういうことであるならば、この海外研修の日程の方をそういうのから外しておくとか、内容を、まあ行き先の面もいろいろあります。いろいろとありますけれども、または受け入れ先にもよると思いますけれども、そういった配慮といいますが、そういうことも考えて、今後、そういった残念な結果といいますが、多分、誰もそういった生徒さんがいると思いますので、そうじゃないような内容に検討していただくようお願いしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 日程調整が非常にハワイの方の日程がちょうどこの時期が、学期が変わる時期で大変なんですけども、日本の中の日程の調整については、今のご意見をもとに、今後、気をつけて日程調整したいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2010年度南部町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

11月29日に可決されました、人事院勧告による一般職員の人件費の削減が盛り込まれております。自治体職員の給与引き下げは、地域経済等さまざまなところに影響し、民間会社、労働者の給料引き下げの基になります。また、職員の労働意欲の低下は公共サービス低下にもつながり、良いことはありません。適正な給与は必要です。来年度も人事院勧告以上の給与引き下げが計画されています。自治体労働者の権利をまもり、公共サービス向上目指して、来年度の計画を中止させようではありませんか。ともに頑張ってみましょう。

補正予算案の中の給与引き下げの項目のみに反対し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

ここで、2時5分まで休憩いたします。

（午後1時56分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時08分）
.....

議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第11、議案第109号、平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 76ページになります。議案第109号、平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条からになります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ777万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ22億1,922万3,000円とするものであります。

中村善一君 着席

82ページをお開きください。初めに、歳出の主なものからご説明します。上段の1款3項2目の認定調査等費に補正額176万3,000円を増額補正し、858万5,000円とするものです。内訳としましては、12節の役務費に意見書作成手数料とありますが、医師の意見書作成手数料となります。13節の委託料は、訪問調査ということで、ケアマネ等の調査のことを指しております。これが65万2,000円となります。

次に、2款保険給付費、1項4目の高額医療合算介護サービス等費。600万の増額補正をし、合計800万1,000円とするものです。内訳としましては、高額医療合算介護サービス費とあるのは、平成20年度に施行されました介護保険料と、医療費の高額医療費の限度額を超えた部分を合算して、返還をするという制度のものでした。施行時の21年度の最初に、初年度にあたる21年度には申請がございませんでしたが、本年度は200件程度の申請を見込んでいるということで、600万の増額補正となっております。

次に、6款1項2目の償還金に9,000円を増額し、965万円とするものです。これは、21年度の事業費確定による返還金に充てるものです。

次に、80ページをお開きください。歳入となります。3款国庫支出金の1項1目、介護給付費負担金。それから続けて次の下段になりますが、3款国庫支出金の2項1目の調整交付金。それから、4款の支払基金交付金、1項1目。それから、5款1項1目の県支出金の介護給付費県負担金。これらは、先ほど歳出で説明しました600万の高額合算の返還金に充てる財源となるものであります。

3款1項1目の120万は、20%に相当する金額となります。

それから、4款1項の1目の180万は、30%に当たる負担分でございます。これは、社会保険診療報酬支払基金からの歳入となります。

5款の1項1目の75万は、県負担金で12.5%。

次の 7 款の繰入金、介護給付費繰入金75万も12.5%で当町が負担する分となります。

次の 7 款 1 項 2 目の81ページになりますが、その他一般会計繰入金176万3,000円は、認定調査費にかかわる部分の事務費の繰入金となります。

最後に、 7 款繰入金、 2 項 1 目の介護給付費準備基金繰入金の97万9,000円は、介護準備基金からの繰入金となります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第12、議案第110号、平成22年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 83ページになります。議案第110号、平成22年度南部町簡易水

道事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に増減はございません。平成21年度から23年度までの３カ年事業で進めております二又地区簡易水道統合整備事業の測量設計業務委託料の額が確定しましたので、委託料の入札残を工事請負費に組み替えて、工事の進捗を図るものでございます。

85ページをごらんいただきたいと思います。歳出、２款１項１目、施設建設費の13節委託料を634万6,000円を減額し、15節の工事請負費を634万6,000円増額するものでございます。

今回、予算を組み替えまして工事を前倒しで行いますと、送水管敷設工事の今年度末の進捗予定はおよそ90％となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第13、議案第111号、平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） 議案の説明を申し上げます。

ページ数は、86ページでございます。議案第111号、平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,373万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入の概要を説明申し上げます。ページ数は89ページをごらんいただきたいと思います。歳入の補正は、4款1項1目一般会計繰入金でございますが、補正前の額に197万6,000円を減額し、8,377万4,000円とするものでございます。

次に、6款1項2目の雑入でございますが、補正前の額に461万3,000円を追加し、780万9,000円とするものでございます。これは、平成22年4月1日から医師の派遣委託に関する協約書を三戸中央病院と締結しておりまして、その派遣委託料が雑入に入るため補正したものでございます。

続きまして、90ページをごらんいただきたいと思います。歳出です。1款1項1目一般管理費の補正前の額に263万7,000円を追加し、2億9,153万7,000円とするものでございます。主な内容では、3節及び4節は人件費の調整のための補正でございます。また、11節の修繕料の143万1,000円の補正は、特浴槽の故障による修繕料87万1,500円と、給湯管の漏水、浴槽ポンプバルブ等の修繕費等でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

請願第2号から陳情第10号の委員長報告

○議長(小笠原義弘君) 日程第14、請願第2号から、日程第17、陳情第10号までの請願1件、陳情3件は所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員会の報告を求めます。

最初に、総務企画常任委員長の登壇を求めます。坂本正紀君。

(総務企画常任委員会委員長 坂本正紀君 登壇)

○総務企画常任委員長(坂本正紀君) 総務企画常任委員会の請願及び陳情審査結果の報告をいたします。

去る、11月29日の本会議において本委員会に付託されました請願第2号、「所得税法第56条廃止を求める意見書に関する請願書」及び陳情第10号、「非核三原則の法制化を求める意見書採択についての陳情」について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、請願第2号及び陳情第10号いずれも、問題の重要性にかんがみ、なお、慎重に審査する必要があるため継続審査といたしました。

以上で、請願及び陳情審査結果の報告を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 次に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。河門前正彦君。

(産業建設常任委員会委員長 河門前正彦君 登壇)

○産業建設常任委員長(河門前正彦君) 産業建設常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

継続審査となっておりました陳情第2号、「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情書」について、11月29日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果、最低賃金の金額については、地域によって格差があり、地方において景気が低迷している現状では、事業主からすると労働者の賃金の現状維持を含めた安定雇用の創出は、困難な状況となっているように思われます。

将来にわたって、依然として厳しい経済状況が予想されるなか、今後の社会情勢等の動向を勘案し、慎重に審査した結果、不採択と決したものであります。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、教育民生常任委員長の登壇を求めます。工藤幸子君。

（教育民生常任委員会委員長 工藤幸子君 登壇）

○教育民生常任委員長（工藤幸子君） 教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る、8月27日の本会議において本委員会に付託され、継続審査となっておりました、陳情第6号、「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書」について、12月7日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため、継続審査といたしました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長の報告が終わりました。

請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第14、請願第2号、所得税法第56条廃止を求める意見書に関する請願書を議題といたします。

この請願書に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、請願第2号は継続審査することに決しました。

陳情第2号の質疑、討論、採決

- 議長（小笠原義弘君） 日程第15、陳情第2号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本件は委員長の報告のとおり不採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決しました。

陳情第6号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第16、陳情第6号、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は継続審査することに決しました。

陳情第10号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第17、陳情第10号、非核三原則の法制化を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、陳情第10号は委員長の報告のとおり継続審査することに決しました。

常任委員会報告

- 議長（小笠原義弘君） 日程第18、常任委員会報告を議題といたします。
本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

日程の追加

- 議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。
本日、町長から議案第112号、南部町過疎地域自立促進計画について、議案1件が追加提案されました。また、閉会中の継続審査の件、1件が追加提案されました。
この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案1件と閉会中の継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午後2時28分)

.....
○議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

(午後2時30分)

.....
町長提出議案追加提案理由の説明

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、本日、追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

先の全員協議会でもご説明申し上げましたが、議案第112号、南部町過疎地域自立促進計画についてであります。今年4月に過疎地域自立促進特別措置法が一部改正されたことにより、昨年度末で失効する予定でありました過疎地域自立促進特別措置法の期限が、平成27年度まで延長されたことに伴い、南部町過疎地域自立促進計画書を策定するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

計画書には、産業の振興。交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進。生活環境の整備。高齢者等の保護及び福祉の向上及び推進。医療の確保。教育の振興。地域文化の振興等。集落の整備。その他地域の自立促進に関し必要な事項。以上の9項目について施策を定めておりま

して、青森県の関係各課との協議が整い、12月3日付けで、県から協議済みの通知をいただいたことを受けて、議案を提出するものであります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、何とぞ慎重審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第2、議案第112号、南部町過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 今の追加提案の議案第112号、南部町過疎地域自立促進計画についてご説明申し上げます。

提案理由であります。過疎地域自立促進特別措置法の失効期限の延長に伴い、平成22年度から平成27年度までの南部町過疎地域自立促進計画策定にあたり、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次からは、計画の主なものを載せてありますので、これにつきましてご説明を申し上げます。

目次をお開き願いたいと思います。この過疎地域でございますが、この過疎地域の特別措置といたしまして、まずこの一つ目は、目的達成のための事業の財源とする過疎対策事業債の元利償還の7割が交付税措置されることとなります。それから、二つ目につきましては、財政課長も補正予算で説明いたしましたが、今回の法律の一部改正によりまして、ソフト事業への過疎債の充当が拡充されております。三つ目でございますが、この計画にない事業につきましては、特別措置を受けることができない。単独、一般財源になるということとなります。

では、目次からですが、まず1番の基本的な事項につきましてご説明申し上げます。ページにつきましては13ページとなります。このページに基本的な事項がございまして、基本的な方向というものでこの中段のところに、「本過疎計画の策定にあたっては、青森県基本計画未来への挑戦」及び「青森県過疎地域自立促進方針」との整合性を確保しつつ、平成20年3月に策定いたし

ました「南部町総合振興計画」において定めた将来像の実現を目指すことを基本としてございます。

町長も提案理由でご説明を申し上げておりましたが、その項目ごとに説明をいたしたいと思います。16ページになります。産業の振興からでございますが、産業の振興。農業、林業、商工業、観光及びレクリエーションでございますが、この事業につきましての今回、平成22年度の当町で計画しております事業について申し上げます。それについては、19ページになっておりますが、事業計画。産業の振興の主なものといたしましては、中山間地域総合整備事業。それから、果樹振興支援整備事業。それから、中山間地域等直接支払制度事業。それから、チェリリン村の運営。企業誘致奨励事業が主なものでございます。

次は20ページになります。20ページは、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進でございます。町道、農林道、情報通信、交通確保対策関係でございます。

23ページ。この中の平成22年度の事業計画でございますが、町道の整備。それから、防災行政用無線整備事業。多目的バス、里バスの運行事業でございます。

24ページでございます。生活環境の整備。上水道。下水処理施設。ごみ・し尿処理。消防救急施設。公営住宅。快適な生活環境の整備等でございます。

ページの26ページをお願いいたします。平成22年度の主な事業計画でございますが、公共下水道施設整備事業。それと、ごみ・し尿処理一部事務組合の負担金。公営住宅整備事業等でございます。

それから、ページの27ページ。高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。地域福祉。健康づくり。子育て支援等でございます。

30ページでございます。事業の計画。主なものでございますが、平成22年度の主な事業でございますが、高齢者福祉事業。社会福祉協議会運営補助事業等でございます。

31ページ。医療の確保でございます。下段の事業計画、事業内容、医療健康センター整備事業等でございます。

それから、32ページは、教育の振興でございます。義務教育。高等学校教育。社会教育。社会体育等でございます。22年度につきましては、主な事業はございません。

それから、35ページ。地域文化の振興等でございます。主な事業でございますが、南部七唄・七踊り全国大会事業補助でございます。

それから、36ページの集落の整備でございます。ここは、平成22年度の主な事業はございません。

それから、37ページ。その他地域の自立促進に関し必要な事項。この部分につきましては、法律改正によりましてソフト事業が認められるというところでございます。37ページが事業でございます。主なものにつきましては、地籍調査事業。危険建物除去事業でございます。

38ページ、39ページでございますが、これは、各項目でソフト事業がありまして、それを再掲をいたしましたものでございます。

今説明いたしましたこの過疎計画は、過疎債の希望もございまして、平成22年度分の過疎債の申請もございまして、これがヒアリングが2月でございますので、今回の12月の定例会に提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） この計画に盛り込まれているそれぞれの分野の事業っていうのがあるんですが、これらの計画されている事業っていうのは、これは町側の方から要請して認められたっていうことになるんでしょうか。そういうことですか。そうすれば、ほかにももっとこう別な角度から要請しても認められる可能性はあるっていうことですよ。そういうことですよ。

ちょっとお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） もちろんこの計画につきましては、職員、それぞれの各町内とか、その住民の方からのを聞いて、事業計画等を立てるわけですが、それ以外にもまず、要望等があればその事業にのるのは当然でございます。あと、これに載ったからその過疎計画それから過疎債の対象とか、そういうものではございませんので、載せておかないと、もしも実際やる時は対象にならないということになります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） ちょっとばらばらと見てるだけなので、的外れなことを言ってるのかもしれませんが、それは指摘してくださいね。ちょっとこの印象としては、過疎指定を受けて、大体の流れとか主要事業というのは、ある大きな範囲で載せられているような感じがするんですけど、しからは、例えば、午前中に根市議員がしたその「加工場がないよ」と。加工場がなかったら、じゃあそういったのはどうするっていう、すごくこう細部にわたるあれが見えないんですよ。例えば、雑多な加工場をだれが運営してもいいと思うんですが、町が運営するですとか、民間がやるにしてもいいかと思うんですけれども、そういった場合には多くの場合は、やはり事業者っていうのの負担分があって、例えば、町がその取り組む受け皿になるとすれば、町の負担分が発生したりとか、まあそういったことってありますよね。雑多なそういう1施設を例えば考えるとすると。そういったときに、この過疎自立促進計画っていうのは使いものになるんですか。言っていることわかりません。例えば、こういう計画に付随してさまざまな具体的な事業として、盛り込む余地がある計画なのかどうかっていうことをお伺いしたいんですよ。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答えいたします。

今のあの加工場のことでございますが、これは産業振興の農業の部分にとか、そこに文章として載ったりしていますので、それは対象に、これから計画すれば対象になります。

そのほかに、この過疎計画は一般財源といいますか、町単独事業等やるときのための過疎債を借りる時なもので。あとは、単独事業とかです。補助事業ももちろん入りますけども、それからあとは、これを過疎計画に入らなくても、そのほかの事業等がございます。例えば、原燃リサイクルとかそういうふうなものがございますので、町が事業主体にならなくても、団体等がなれば、そういうので整備等はできますので、そちらでもすくえんと思いますので。はい。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） いろんな国、各省庁の例えば、その補助事業ですとかいろんな事業、予算がありますよね。それとかを全部は私は見るのが不可能なんですけれど、一説では、国全体の補助事業の種類というのは3,000ぐらいあるんじゃないかっていうことを言われてるんですよ。なんで、各県のその県の補助金だとか、各市町村の県があれすると1万から10万は超えるん

じゃないかっていうのがあるんですけど、それでちょっと追っかけていたところがあるんですけど、確かに、１年中募集している事業もありますよね。それで、驚くのは、たった２週間の募集期間とかそういったのがあるんですよ。２週間。それも、ホームページにどこにあるのか。どう載っているのかわからないんだけど、各担当の省庁の方の担当側からすれば「ちゃんと公開していますからね」「公開していますから」「これはちゃんと公開します」と言うんですけども、ただそういった、確かにそういうことを言っていることなんですけど、そういったの含めて、途中、例えば４月に始まって１カ月で終わるとか、募集が１カ月で終わるとか、１０月に始まって１１月の半ばで終わるとか、その神出鬼没な予算措置のようなものってありますよね。多分、わかるんだと思うんですけど。国に限らず、例えば、日本財団にしてもいろんなその独立行政法人にしても、そういった予算っていうものを持っていますよね。年度初めにこういうこんぐらいの厚いあれになって、「これが農業関係の補助のあれです」とかっていうふうに示されればまだいいんですけど、「おれたちはネットにちゃんと掲載したよ。募集もしましたよ」と「気づかないあなたたちが悪いんでしょ」みたいなそういう補助金だとか出ては消えて、出ては消え、そういうふうに出ては消え、出ては消えしてる現状だと私は思っているんです。じゃあ、そういった類の年度の途中から募集が始まって、途中で終わっちゃうみたいな、そういったのを例えば使いたいって言ったときに、それは町であっても民間のあれじゃなくてもいいと思うんですけど、ある程度そういったものが想定されるというあれで、ある程度のそれに向けたような自主財源のようなものをちゃんと確保しておかないと、いざ、「この事業いいね」と言うときにお金がなくて、現金がなくて使えないとかっていうことって多分あるんだと思うんですよ。多分、しばらく前からそういった状況なんだと思うんですよ。逆に言えば、こういう過疎促進認定っていうこういったような認められ方する事業自体が、いまだ特殊なんじゃないのかなっていう気がするんですよ。性質上。それで、そういったことを取り組みながら計画書っていうのは、そういうのに対応できるものなのか、どうなのか。まあ、雑多なことを、雑多なことって言ったら語弊があります。例えば、根市議員がおっしゃったような加工施設をじゃあ計画しましょうね。年度の途中に計画しましょう。この分補助がありましたから。っていうようなときに、どのような対応をしていけばいいのか。どういうふうな手順を踏むものですかね。どういう町の課の中で手順を踏んで、それを実現していくものなんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 先ほども最初に申し上げましたが、今回の計画につきましては、平成22年から27年度の5年間の計画でございます。この中に計画に入れておくのは、これから予想されると言いますか。町で同じような計画としてこういうのをやった方がいいというのを各課とかから集めまして、この計画を立てています。それで、この中身にも入れております。それで、もしも急遽、必要だとなれば、大きいものにつきましては変更することになります。計画変更をやります。前回もあの二又の水道整備も変更でやっておりましたので、そのような手続きになります。小さいっていいですか、それに全体的に認められるような事業であれば、そのまま過疎債の中でというかそういうので計画できるということになると思いますが。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の件

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件はお手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、総務企画常任委員長、教育民生常任委員長より閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

.....

閉会の宣告

○議長(小笠原義弘君) 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会にあたり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 第33回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、11月29日から本日までの日程で開会され、議員各位には、師走の何かとご多忙の中、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

提案いたしました補正予算案を初め、条例案等、慎重審議いただき、ご議決ご承認賜りましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

さて、南部町は、今月末をもちまして、誕生から満5年になります。

平成18年1月1日に南部町が誕生してからの5年間を振り返ってみますと、学校給食センターや南部公民館の建設など、旧町村からの引き継ぎ事項に加え、新町としての町民の融和を図るために、町民運動会や敬老会などを統合して開催したほか、町内全域を対象とした達者村百景の制定や、達者村写真コンテスト等によって、町の素晴らしい地域資源を、町民の皆様が共有することができたと思っています。

また、一方で、まちづくりの最上位計画であります南部町総合振興計画を初めとする各種計画の策定とともに、より具体的な合併効果を生むための行財政改革や機構改革、事務事業の見直しを行ってきたほか、路線バスが通っていない地域や、運行数の少ない地域へ多目的バスの運行を開始したほか、仮称・南部町医療健康センター建設に向けた取り組みなどにも力を注いでまいりました。

財政面におきましても、財源の重点的かつ効果的な予算執行に努めたことによりまして、合併

前年度の平成16年度決算と平成21年度決算を比較しますと、地方債残高では、約25億8,700万円縮減できました。さらに、元利償還金の100%が地方交付税に算入される減税補てん債、及び臨時財政対策債を除いた比較では、約42億1,000万円の縮減であり、着実に交際負担の健全化が図られております。

また、基金につきましては、約9億3,500万円ふやすことができ、財政健全化計画の効果が上がってきてございます。

先ほどもご質問がありましたように、いざ、事業を着手する。そういうときには、財政の健全化の体制を整えておくというのが大変重要になってまいりますので、今後ともしっかりと、取り組みをしてまいりたいと思います。

なお、先ほど議論をいただきました名川中学校男女全国大会。男女とも県の新記録をもって全国大会の切符を得ております。父兄の方々も、負担をできるだけ軽減をしたいという思いでのさまざまな活動の展開だというように思っております。教育委員会の方からも、さまざまな部分において助言等はしていく必要があるかと思っておりますが、行政または議員の皆さん、まず、新記録で全国大会の切符を勝ち取った生徒たちが、気持ちよく大会に出場し、青森県代表として我々も見送ることが一番大事だと思っております。12月18日、19日開催される名川中学校の選手の皆さんの活躍を健闘を期待申し上げたいと思います。

議員各位を初め、町民の皆様のご理解・ご協力のもと、この5年間、南部町は力強く歩みを進めてまいり、町政は順調に推移しているものと思っておりますが、課題がないわけでもございません。

本定例会におきましても、議員の皆様よりご質問いただきましたとおり、農業を取り巻く問題や観光の問題、幼稚園や保育園等の統廃合問題のほか、雇用問題、あるいは、4月から一部供用を開始します公共下水道等の加入率促進といった検討課題も抱えております。

これら諸問題につきましては、限られた財源の中、町民の皆様とともに議論を重ねながら、的確に対応していくことが肝要であると考えておりますので、議員各位におかれましても、引き続き、今後の町政運営における絶大なご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

最後になりますが、何かと慌ただしい年の瀬を迎え、寒さも本格的になってまいりました。議員各位におかれましては、ご自愛のうえ、輝かしい新年を迎えられますようご祈念いたしまして、本定例会の閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君）　ここで閉会にあたりまして、私からも一言ごあいさつを述べさせてい

たきます。

今期定例会は11月29日から本日までの11日間にわたって、議員各位におかれましては、提出された議案等につきまして終始熱心にご審議を賜り、また、理事者の皆様には、審議にご協力をいただきまして、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚くお礼申し上げます。

この1年間、議員各位には、町の発展のためにご尽力を賜りましたことに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

年の瀬を迎え、公私ともにご多忙のことと存じますが、これからも一段と寒さが厳しくなってきましたが、皆様方にはご健勝で輝かしいお年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつといたします。

これをもちまして、第33回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後3時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 工 藤 幸 子

署 名 議 員 馬 場 又 彦